

# Resona Group リそなグループ

## ディスクロージャー誌 2007

ディスクロージャー誌

2007



リそな銀行 埼玉リそな銀行 近畿大阪銀行 リそな信託銀行

# 地域に密着した営業力を活かし、 グループのネットワークで展開しています。

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に4つの銀行(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな信託銀行)を有する金融グループです。グループ各銀行がそれぞれの地域特性に応じた地域密着の営業を行うとともに、年金・証券信託業務は「りそな信託銀行」に集約し高度化することで、グループすべてのお客さまに対して、質の高い金融サービスを身近な形でご提供しています。

## りそなグループ経営理念

りそなグループは、  
創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。

変革に挑戦します。

透明な経営に努めます。

地域社会とともに発展します。

### ●国内

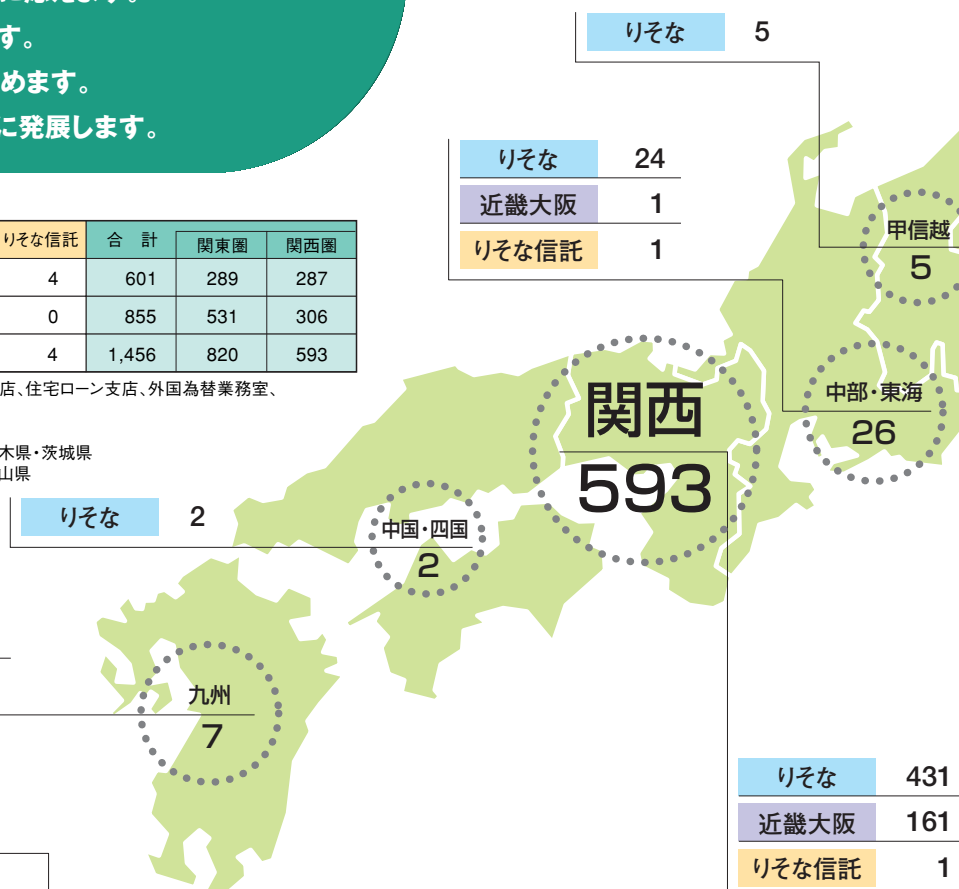
	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	りそな信託	合計	関東圏	関西圏
有人店舗数	334	127	136	4	601	289	287
無人店舗数	511	317	27	0	855	531	306
店舗数合計	845	444	163	4	1,456	820	593

\*有人店舗は、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、外国為替業務室、信託サポートオフィスを除き、ローン債権管理支店を含む

\*無人店舗は、共同出張所を除く

\*関東圏:東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県

\*関西圏:大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県



## りそなグループ

りそなグループネットワーク、目次	1
りそなグループの概要	3
りそなホールディングス会長メッセージ	5
りそなホールディングス社長メッセージ	6
グループ銀行社長メッセージ	7
平成19年3月期のトピックス	9
CSR(企業の社会的責任)について	13
コーポレート・ガバナンス体制について	17
コンプライアンス体制について	21
リスク管理体制について	26
内部監査体制について	42
グループ会社のご紹介	43
決算公告・開示項目等	380

りそなホールディングス	
財務・コーポレートデータセクション	44
バーゼルⅡコーナー	78

店舗数  
**845**

りそな銀行	
財務・コーポレートデータセクション	116
バーゼルⅡコーナー	176

店舗数  
**444**

埼玉りそな銀行	
財務・コーポレートデータセクション	216
バーゼルⅡコーナー	252

店舗数  
**163**

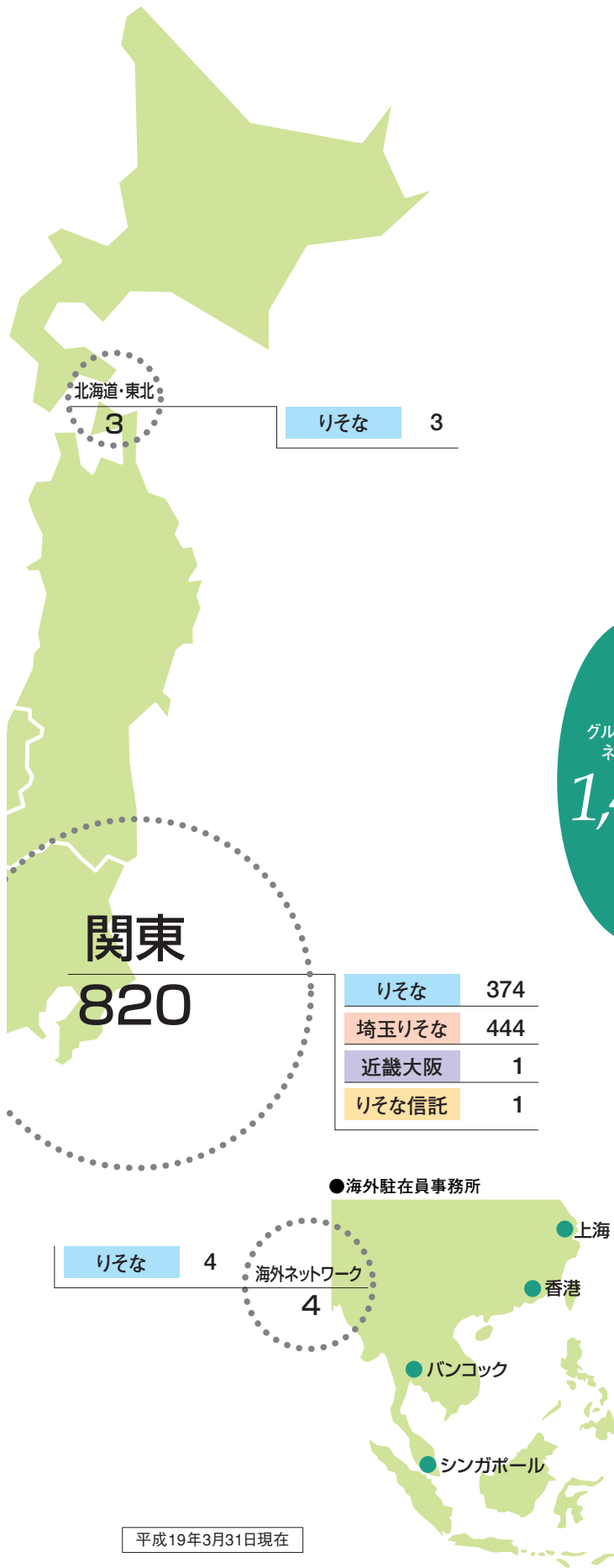
近畿大阪銀行	
財務・コーポレートデータセクション	276
バーゼルⅡコーナー	318

店舗数  
**4**

りそな信託銀行	
財務・コーポレートデータセクション	348
バーゼルⅡコーナー	364

グループ総店舗  
ネットワーク

**1,456**



## りそなグループの概要

りそなホールディングスは、完全子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社等とともに、りそなグループを構成しております。

当連結会計年度におきましては、海外SPCの整理等を進めて参りました結果、当連結会計年度末における当社グループの連結会社数は、国内連結子会社14社（前連結会計年度末比△1社）、海外連結子会社7社（同△14社）及び持分法適用関連会社2社となっております。

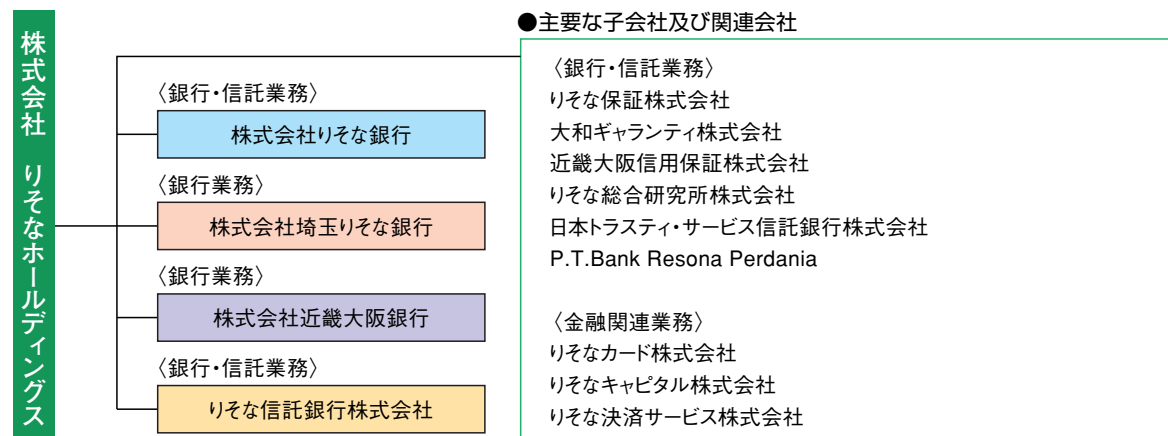
これらのグループ会社は、銀行信託業務のほか、クレジット・カード業務等の金融サービスを提供しております。

### りそなホールディングスのあゆみ

- |          |   |
|----------|---|
| 平成13年12月 | 株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行が、株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立。                          |
| 12月      | 当社普通株式を株式会社大阪証券取引所並びに株式会社東京証券取引所の各市場第一部に上場。   |
| 平成14年 2月 | 株式会社大和銀行より大和銀信託銀行株式会社の株式を取得し、同行が当社の完全子会社となる。  |
| 3月       | 株式会社あさひ銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。  |
| 3月       | 大和銀信託銀行株式会社が、会社分割により株式会社大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引継ぎ、営業を開始。                                      |
| 3月       | 当保有の大和銀信託銀行株式会社の株式の一部を国内金融機関12社及びクレディ・アグリコルS.A（フランス）の子会社で同社グループのアセットマネジメント部門を統括するセジェスパーに譲渡。 |
| 4月       | 新しいグループ名を「りそなグループ」とする。  |
| 9月       | あさひ信託銀行株式会社が、営業の一部（投資信託受託業務等）を大和銀信託銀行株式会社へ営業譲渡。   |
| 10月      | 株式会社大和銀行が、あさひ信託銀行株式会社を吸収合併。   |
| 10月      | 当社の商号を株式会社りそなホールディングスに変更。   |
| 11月      | 当社所有のりそな信託銀行株式会社（旧 大和銀信託銀行株式会社）の株式の一部を国内金融機関12社に譲渡することを取締役会において決定。                          |
| 平成15年 1月 | 香港大手金融機関の東亜銀行と、アジア地域の金融サービスに関する業務提携につき合意。   |
| 3月       | 株式会社大和銀行と株式会社あさひ銀行が、分割・合併により株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行に再編。                                       |
| 7月       | 株式会社りそな銀行が、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行。   |
| 8月       | 当社と株式会社りそな銀行との株式交換により預金保険機構が当社普通株式及び議決権付優先株式を取得。  |
| 平成17年 1月 | 外部株主が保有するりそな信託銀行株式会社の株式の一部について買取を実施。  |
| 3月       | りそな信託銀行株式会社が、株式交換により当社の完全子会社となる。  |
| 平成18年 1月 | 株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行が合併。  |

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

### りそなグループの事業系統図



## りそなWAY（りそなグループ行動宣言）

### お客さまと「りそな」

「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします。

- ・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。
- ・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。
- ・常に感謝の気持ちで接します。

### 株主と「りそな」

「りそな」は株主との関係を大切にします。

- ・長期的な視点に立った健全な経営を行ない、企業価値の向上に努めます。
- ・健全な利益の適正な還元を目指します。
- ・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

### 社会と「りそな」

「りそな」は社会とのつながりを大切にします。

- ・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。
- ・広く社会のルールを遵守します。
- ・良き企業市民として地域社会に貢献します。

### 従業員と「りそな」

「りそな」は従業員の人間性を大切にします。

- ・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。
- ・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。
- ・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

## りそなブランド宣言 ～『りそなブランド宣言』はみなさまへの「約束」です～

りそなグループでは、再生から飛躍に向けた挑戦を本格化させ、真の金融サービスグループとなるため、お客さま、株主、社会、従業員、すべてのステークホルダーの皆さまに向けた「りそなブランド宣言」を発表しました。

### 私たち「りそな」の思いを込めたスローガン

新しいクオリティへ、新しいスピードで。『りそな』  
HUMAN COMMUNICATION

### 私たち「りそな」が目指すもの

りそなグループは、ヒューマンコミュニケーションを大切にし、お客さまひとりひとりの“満足を超える感動”を創造する金融サービスグループを目指します。

### そのために実行すること

私たちは、お客さまの期待と信頼にお応えするために、自ら気づき、考え、行動します。きめ細やかなリレーションシップと最適なソリューション、そしてスピード感あるサービスで、お客さまの夢の実現に貢献します。

## りそなホールディングス 会長メッセージ



平素より、りそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

りそなグループでは、平成15年6月に約2兆円にのぼる公的資金の注入を受けて以降、三段跳の「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」に例えまして、経営改革に取り組んでまいりました。まず「ホップ」のステージを集中再生期間と位置づけ、財務改革を主要テーマとするリストラチャリングを平成17年3月末までに完了しました。これに続く「ステップ」のステージでは、「リストラから営業力強化へ」をテーマに飛躍に向けた様々な改革に取り組んでまいりました。「ステップ」のステージの総仕上げとなる平成18年度の業績につきましても、連結経常利益4,098億円、連結当期純利益6,648億円と当初計画を大きく上回り、持続的な黒字経営の定着を明確にお示しすることができたと考えております。

昨年11月、これまでのりそな改革を締めくくる「ジャンプ」のステージにおける計画として新たな「経営の健全化のための計画」を公表いたしました。この新しい計画では「公的資金の早期返済」を実現していくために「差別化戦略の徹底による持続的な成長」を最重要テ

マとして掲げております。

今年1月には、公的資金の本格返済の第一弾としまして、注入額ベースで5,327億円の優先株式を取得・消却しました。今後も収益力の着実な向上を通じて安定的な剰余金の積み増しに努め、公的資金の早期返済に向けた取り組みを強化してまいります。

今回から、より読みやすく、より分かりやすいディスクロージャーを目指しまして、ディスクロージャー誌の構成を改訂いたしました。りそなグループの経営の方向性やCSR(企業の社会的責任)への取り組み、業績の推移等をご理解していただくための一助になれば幸いです。

りそなグループは、「お客さま好感度No.1銀行」を目指し、これからも更なる変革に挑戦してまいります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

株式会社りそなホールディングス  
取締役兼代表執行役会長

細谷英二

## りそなホールディングス 社長メッセージ



皆さまには平素より、りそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成15年6月の公的資金による資本増強から4年が経過しました。

この間、財務改革を主要テーマとした大胆なリストラクチャリングの実施と、「金融サービス業」への進化を目指した様々な経営改革に取り組んでまいりました。

具体的にはリレーションシップバンキングの展開を目的とした「地域運営」の導入、お客さまのニーズに合致した競争力のある商品やサービスを外部から調達する「アライアンス戦略」、営業力の強化とローコストオペレーションの両立を目指した「オペレーション改革」、更にお客さまに軸足を置いた「サービス改革」などに取り組んでまいりました。これらの改革が実を結び、強みのあるビジネス分野すなわち投資商品の販売や住宅ローンといった個人取引分野や、不動産業務、年金信託業務などの分野では相応の実力が発揮できるようになってまいりました。

その結果、平成18年度決算においては、3期連続して増益を達成することができ、「公的資金返済の本格化」に向けての一步を着実に踏み出すことが出来ました。

今後も、公的資金の返済を最優先課題に、経営改革を一層推進し健全で強い、そしてお客さまから評価、信頼される銀行グループにしていきたいと思っております。今後とも、皆さま方のより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

株式会社りそなホールディングス

取締役兼代表執行役社長

檜垣 誠司

## りそな銀行

皆さまには平素より、りそな銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

りそな銀行は、平成15年6月の公的資金による資本増強以降、平成17年3月までの集中再生期間、平成19年3月までの「リストラから営業力強化へ」をテーマとした第二のステージを通して、様々な改革に取り組んでまいりました。

この間、銀行業からサービス業への進化を目指して、営業時間の延長や次世代型店舗の拡充、地域・お客さまに軸足を置いた「地域運営体制」の徹底などお客さま本位の経営に努めてまいりました。また、課題であった不良債権比率や経費率は大幅に低減し、経営体質の改善を目に見えるかたちで実現しております。昨年9月には、約2,500億円の繰延税金資産を計上いたしましたが、これは「安定的な黒字経営が定着したこと」を背景にしたものであります。

こうした改革の成果をふまえ、平成19年4月からは、「選ばれる金融サービス業」を目指した第三のステージに入っております。今後も、りそな銀行は、地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンクとして、更なる飛躍に向けた挑戦を続けてまいります。引き続き、皆さまの一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

株式会社 りそな銀行  
代表取締役社長

水田 廣行



## 埼玉りそな銀行

皆さまには、平素より埼玉りそな銀行をお引き立て頂き、心より御礼申し上げます。

当社は、開業以来、「現場主義」、「お客さま第一主義」を営業の基本として、県内の資金ニーズに積極的にお応えし、高品質な商品・サービスのご提供、県経済・産業の活性化、および文化・教育・環境等の地域貢献に努めております。

平成18年度におきましては、埼玉県経済が回復基調を継続する中、地域の皆さまのご支援により、当社の業績は順調に伸展し、開業以来の増収増益を継続することができました。

平成19年度につきましては、団塊世代の退職や郵政民営化、あるいは金融商品取引法の施行など、金融機関を取り巻く環境が大きく変化する年となります。また、当社にとりましては、新・経営健全化計画の実質初年度であり、持続的な成長に向けた新たな挑戦の年となります。

こうした認識のもと、ますます高度化・多様化するお客さまのニーズにしっかりと目細かくお応えするために、お客さまの目線にたったサービス改革を継続するとともに、営業基盤の継続的拡大、コンプライアンス経営の確立および人材育成に取り組み、地域金融機関トップクラスの地位を確立していきたいと考えております。

埼玉りそな銀行は、これからも地域との共存共栄に向けて、「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」の実現を目指してまいります。

皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

株式会社 埼玉りそな銀行  
代表取締役社長

川田 憲治





## 近畿大阪銀行

皆さまには平素より近畿大阪銀行をお引き立ていただき、心から御礼申し上げます。

さて私どもりそなグループは昨年11月に新経営健全化計画を公表し、持続的な成長に向けた新たなスタートを切りました。

当社におきましても、「質を重視した営業戦略」、「コンプライアンス態勢の強化」、「リスク管理態勢の強化」、「人材育成の強化・事務システム更改」等への取組みを通じて、大阪府下最大の有人店舗を持つ地方銀行として、「独自の地域密着型運営」を展開し、地域に存在感のある「都市型リテールバンク」を目指しております。

平成18年度の業績につきましては、お客さまの資金調達ニーズに積極的に対応し、また多様化する運用ニーズに対しても投資商品等の品揃えを拡充しご提供してまいりましたことから、本業での収益力を示すコア業務粗利益は約670億円と高水準で安定的に推移いたしました。

今年度は特に「質を重視した営業戦略」を実現するため

に、真にお客さまの役に立つ情報やソリューション機能をご提供するとともに、さらなる商品・サービスの改革に努め、他行との差別化を図ってまいりたいと考えております。

これからの金融業界は郵政民営化の実施、金融商品取引法の施行等、大きく変化してまいります。そのような中で当社は「地域に根ざした存在感のある金融サービス業」を目指し、中小企業および個人の皆さま方とのリレーションをより一層深め、その多岐にわたるニーズに的確にお応えすることで地元関西経済の発展に貢献してまいります。

今後とも皆さま方の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

株式会社 近畿大阪銀行  
代表取締役社長

桔梗 芳人



## りそな信託銀行

平素より、りそな信託銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

りそなグループの中で、当社は、年金信託・証券信託業務に特化した役割を担う信託銀行です。専門的人材を擁する「資産運用機能」と「年金制度設計・管理機能」に「資産管理機能」を加えた3つのビジネス分野で、グループ一体となってお客さまの多様なニーズにお応えしています。

当社は、わが国有数の運用資産残高を持つ会社として、株式や債券等の伝統的資産だけでなく、オルタナティブ運用にも積極的に取組んで参りました。また、当社の投資助言による投資信託など新しい形態の商品でも成果を上げつつあります。

また、当社は、中堅中小企業を中心とする税制適格退職年金制度の総幹事数と、総合設立厚生年金基金の総幹事数などでわが国の信託銀行でトップの地位にあります。それだけに、多くのお客さまの信頼にお応えす

るための経営努力を続けて行くことが、当社の最大のミッションだと考えています。

「貯蓄から投資へ」という大きな流れの中で、当社は更なる飛躍に向かってまい進する所存です。より多くのお客さまに、ベストパートナーとしてお選びいただけますよう、これまで以上に努力を重ねてまいりますので、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成19年7月

りそな信託銀行 株式会社  
代表取締役社長

田中 卓



## 平成19年3月期のトピックス

平成18年4月

### オーダーメイド型の特約付き金銭信託「資産承継信託」の取り扱いを開始

りそな銀行では、平成18年4月より、オーダーメイド型の特約付き金銭信託「資産承継信託」の取り扱いを開始いたしました。本商品は、お客さまのご要望に沿ったオーダーメイドの商品設計により、お客さまご自身やご家族の方などに計画的、継続的に財産をお渡しするものです。たとえば、相続発生後に幼いお孫さまへ将来の学資金を長期にわたり分割して交付するといった利用方法も可能です。りそな銀行では、「資産の保全」と「確実

な承継」を通じて、お客さまに安らぎを感じていただけるようお手伝いしております。



平成18年5月・7月

### 3大成人病に対する保障内容を加えた住宅ローンの取り扱いを開始

多様化するお客さまのニーズにお応えするため、りそな銀行と埼玉りそな銀行では「3大疾病保障特約付住宅ローン」、近畿大阪銀行では「三大疾病保障付住宅ローン」の取り扱いを開始いたしました。これは、死亡・高度障害時に保険金が支払われる団体信用生命保険の保障に加え、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の3大成人病のいずれかと診断され所定の条件に該当した場合に、保険金が支払われ、ローン残高の全額に充当されるものです。

今後ともお客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層商品・サービスの充実を図ってまいります。



平成18年9月

### ディスクロージャー優良企業ランキング銀行部門第2位に評価されました。

日本証券アナリスト協会は、平成18年9月27日に、2006年度のディスクロージャー優良企業の選定結果を発表し、りそなホールディングスは前年の総合評価第4位から順位を2つあげ第2位となりました。りそなホールディングスは、これからも公正かつ適正な情報開示を促進するとともに、当社における経営改革の取組みを十分にご理解いただけるよう、自主的・積極的なディスクロージャーに努めてまいります。



平成18年10月

### りそなグループ各社で「生体認証ICキャッシュカード」の取り扱いを開始

りそな銀行・埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行では、平成18年10月10日より「生体認証ICキャッシュカード」の取り扱いを開始しました。本カードは、従来の暗証番号に加えて、手指の静脈パターン情報でご本人を確認する「指静脈認証」を採用し、高いセキュリティを確保したカードです。

また、グループ各社のホームページ上に、情報サイト「安全にお取引きいただくために」を開設しておりますので、ぜひご覧ください。

りそなグループでは、偽造・盗難キャッシュカ

ード対策を重要な課題と捉え、これまでも「カードロックサービス」や「ATMご利用限度額個別設定サービス」などを実施してまいりました。今後ともお客さまに「安全にお取引きいただくために」、さまざまな取組みを実施してまいります。



平成18年10月

### コンビニATMのE-netと提携を開始

りそな銀行と埼玉りそな銀行は、株式会社イーネットとATMに関する業務提携を開始しました。これにより、新たにファミリーマートやミニストップ等に設置されている6千台以上のE-netマークのあるATMにおいて、平日最大24時間、お引出し、お預入れ、お振込み、残高照会のサービスがご利用いただけるようになりました。

りそなグループでは、今後ともお客さまの利便性の向上に努めてまいります。



平成18年10月

### インターンシップ生のアイデア実現!「学生による学生のための資産運用セミナー」開催

りそな銀行で6月から10月にかけて実施した長期インターンシップの実習生である関西大学および大阪府立大学の学生10名による資産運用セミナー『りそなのお金の増やし方』が平成18年10月26日に開催されました。このセミナーでは「社会人の目(芽)を育てる」というコンセプトのもと、企画・運営からセミナーの講師までをインターンシップ生自らが行いました。また、資産運用の他にも「企業分析の仕方」や「ビジネスマナー」など、これから社会人として活躍される学生の皆さまのキャリア形成のお役に立つ内容も盛

り込まれていました。

りそな銀行は、今後も各大学との連携を通じて、地域社会・経済の発展に積極的に取り組んでまいります。



平成18年11月

## 「凧と生きる働く女性」のための住宅ローン『凧lin(りん)』の取り扱いを開始

りそな銀行および埼玉りそな銀行は、住宅ローンをご利用されている女性ユーザーへのインタビューやアンケートなどを通じて、「こうした商品ができれば、ぜひ利用してみたい」という4つの特典「①金利優遇」「②保証料無料」「③繰上返済手数料無料」「④住宅ローン返済支援保険付帯」をパッケージ化した「女性向け住宅ローン『凧lin(りん)』」の取り扱いを開始しました。りそなグループでは今後とも、お客さまのさまざまなニーズにお応え

できるよう、より一層商品、サービスの充実を図ってまいります。



平成19年1月

## 最優秀ファンド受賞で、ますます好調!りそなオリジナルの投資信託「(愛称)ブンさん」

りそなグループオリジナルの投資信託「りそな・世界資産分散ファンド(愛称:ブンさん)」は、平成17年10月の募集開始よりご好評を頂いておりますが、平成19年1月に「モーニングスター最優秀ファンド賞」(国内ハイブリッド型・国際ハイブリッド型部門 対象401本)を受賞しました。

また平成19年4月には純資産残高が6,000億円を超え、国内追加型株式投信の純資産ランキングトップ10入りを果たしました(ETF除く、平成19年4月23日現在の純資産残高は6,354億円と第9位)。

平成19年5月から6月にかけては全国10会場で運用報告会を実施。お客さまにご購入いただいた後も、きめ細かな情報提供を行ってまいります。

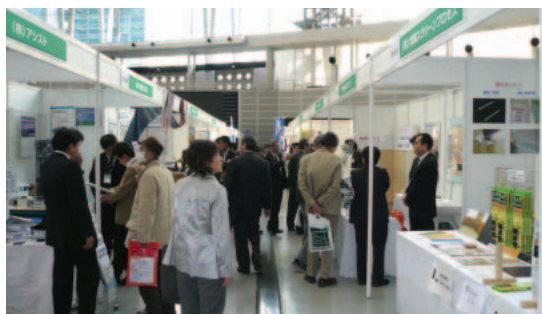


平成19年2月

## 展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ2007」を開催

埼玉りそな銀行は、平成19年2月、埼玉県中小企業振興公社などと共に主催者として、埼玉県内最大級の展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ2007」を開催いたしました。県内企業を中心に、当社お取引先を含む約400の企業・大学・研究機関等が展示され、開催2日間で延べ1万人の方にご来場いただきました。開催期間中、出展者は自社製品や加工品、技術力をアピールされ、埼玉りそな銀行も地元銀行として、出展者がより多くの商談機会を得られるよう積極的にサポートいたしました。

今後とも、こうしたビジネスマッチング活動を積極的に推進し、お客さまとのリレーションの強化に努めてまいります。



平成19年3月

中小企業向け投資ファンド「埼玉成長企業サポートファンド」の創設

埼玉りそな銀行は、平成19年3月、中小企業基盤整備機構の制度を活用し、創業間もないお客さまや新事業に取り組む中小企業のお客さま向けに、「埼玉成長企業サポートファンド」を総額20億円で創設いたしました。

このファンドは、単に資金面だけでなく、埼玉県やさいたま市などとともに官民一体の支援体制を構築して経営・販売面からも積極的にサポートを行う地域独自のファンドです。

こうした商品やサービスのご提供などを通じて、地元のお客さまをしっかりとサポートしてまいります。



平成19年3月

「東京ミッドタウン支店」を開設

りそな銀行は平成19年3月30日に六本木の新たなランドマークである東京ミッドタウン内に「りそな」となつてからは初の支店を開設いたしました。

東京ミッドタウンという注目の「街」に相応しい銀行として、新しいコンセプトの店舗といたしました。具体的には、ラグジュアリー感あふれるラウンジやコンシェルジュデスクの設置などのハード面に加え、ICキャッシュカードの即時発行や生体認証機能を活用した印鑑レス・帳票レスの仕組みや、「鍵」をなくした貸金庫の設置など機能

面でも斬新な取組みを行っております。

東京ミッドタウン支店は、りそな銀行の改革を具体化する店舗として、今後ともお客さまのために様々なサービスを提供してまいります。



平成19年3月

近畿大阪銀行は、身近で愛される銀行を目指し、「近くて大すぎ! 近畿大阪銀行」の運動を展開しています。

近畿大阪銀行は、平成19年3月より、大阪府下では最多となる119ヵ店をはじめとする136ヵ店の全有人店舗で、お客さまとの「ハートtoハート」のふれあいを大切にしていく「近くて大すぎ! 近畿大阪銀行」運動を展開しております。なかでも4月4日、5日に、大阪梅田の駅ターミナルイベント会場で開催した「近くて大すぎ! フェスタ」には、社員によるトークショーなどで、多くの方にハートのこもった接客をアピールしました。今後

とも、お客さまとのふれあいを大切に、お客さまより愛される銀行を目指してまいります。



## CSR (企業の社会的責任) について

りそなグループのCSR経営の原点は、「りそなグループ経営理念」と、この経営理念をりそなグループが関係する人々に対する基本姿勢の形として具体化した「りそなWAY (りそなグループ行動宣言)」にあります。すなわち、りそなグループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大

切にして、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

このような考えに基づいたCSR経営を実践していくために、りそなグループでは、りそなホールディングス会長を委員長とし、りそなホールディングスならびにグループ各銀行の社長を委員としたグループCSR委員会を設置し、りそなグループの持つ経営資源を活かした様々なCSR活動に積極的に取り組んでおります。

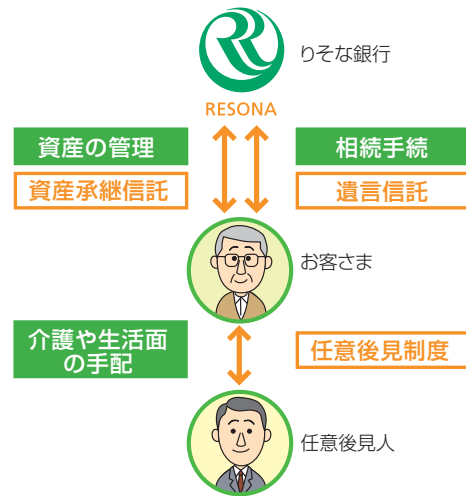
### 高齢化社会に対応する信託商品『老後のご安心プラン』

<お客さまのために>

りそな銀行では、平成19年2月より、ご自身のご判断能力が、将来衰えた場合、『資産の管理、介護や生活面の手配はどうすればよいだろうか?』といったご心配をお持ちのお客さまへの信託商品として『老後のご安心プラン』の取り扱いを開始しました。

『資産承継信託』、『遺言信託』に任意後見制度を組み合わせご利用いただくことにより、お客さまご自身の老後に備えていただくプランとなっております。

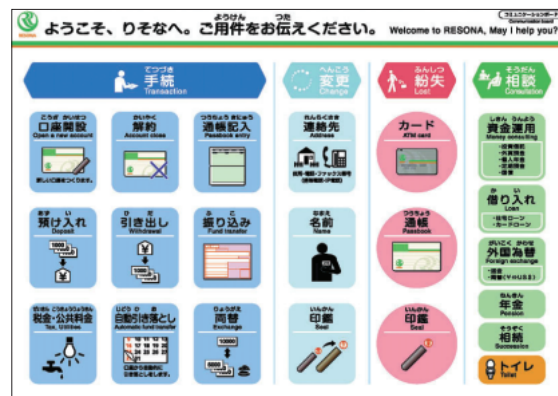
りそな銀行では、長くなった老後を平穏かつ安心してお過ごしいただくために、今後ともお客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。



### りそな銀行全店にコミュニケーションボードを設置

<お客さまのために>

りそな銀行では平成18年2月より、全支店に「コミュニケーションボード」を設置しております。これは、ご来店いただいた方がコミュニケーションにご不安を感じた際に、ボードのアイコン(絵柄)を指し示すことでコミュニケーションできるツールで、外国人の方にもご利用いただけるように、英語併記となっております。立川支店の社員の発案をもとに設置を決めたもので、大手銀行初の取り組みとして、他の銀行だけでなく他業界からも関心が寄せられております。



「りそなDBプラン300」

＜お客さまのために＞

りそな信託銀行は、平成18年10月より、加入者数300名未満の企業を対象にする確定給付企業年金（規約型）商品「りそなDBプラン300」の取り扱いを開始しました。本商品は、平成24年3月末で制度廃止が予定されている適格年金制度をご利用のお客さま向けに開発したもので、企業年金制度の主な要件をパッケージ化することでオーダーメイド型よりも安価な手数料体系で提供させていただきます。加入期間の算定や給付額の計算方法など約80項目についてはお客さま各社の年金制度に応じた推奨案（最適なプラン）を提案させていただき、さらにオプション（有料）によりそのほかの多様

なニーズにもお応えできます。また、制度移行時に必要となる官公庁宛手続き等も併せてお手伝いいたしますのでご負担も軽く、スムーズな制度移行が可能になります。



自然環境保全信託「さいたま緑のトラスト基金信託」

＜社会のために＞

埼玉りそな銀行は、埼玉県が進めている自然環境保全を目的とした「緑のトラスト運動」に賛同し、地域貢献の一環として平成18年7月より「さいたま緑のトラスト基金信託」（りそな銀行の信託契約代理業務）の取り扱いを開始いたしました。お客さまの信託財産を、信託期間満了または相続発生後に「さいたま緑のトラスト基金」に寄付を行い、安定的な運用を図りつつ地域に貢献したいというお客さまのニーズにお応えする商品です。



「天満天神繁昌亭サポーターズ倶楽部」

＜社会のために＞

りそな銀行は、平成16年3月よりNPO法人天神天満町街トラスト、大阪市立大学商学部とともに「天神橋商店街まちおこし共同企画」を展開しています。この共同企画の一環として、平成18年7月に天満天神繁昌亭の運営資金をサポートすることを目的に、天満天神繁昌亭サポーターズ倶楽部「百天満天百」を発足しております。この年会費収入は、必要経費を除き、全額、天満天神繁昌亭に寄付し、天満天神繁昌亭の運営資金として活用されます。

銀行は地域文化の活性化に積極的に取り組んでいます。



この他にもチャリティ寄席を開催する等りそな

## 点字カレンダー

&lt;社会のために&gt;

りそなグループでは視覚障害者の生活利便を図るため、例年、点字カレンダーを制作し、全国各地の視覚障害者福祉協会や盲学校等80カ所以上へ贈呈しております。視覚障害者の方にデザインの楽しさも感じていただきたいとの思いから、イラストにも点字をほどこし、多くの利用者からご好評をいただいております。



## 大学との提携

&lt;社会のために&gt;

りそなグループでは、地域社会の発展に貢献することを目的として、地域の大学との各種提携を行っております。りそな銀行は関西大学と、人的・知的資源を積極的に交流させ、地域社会に貢献することを目的とした、包括的な連携に関する協定を結びました。また埼玉りそな銀行では、地域の大学との積極的な産学連携を進めており、平成16年の埼玉大学との包括提携をはじめとして、平成18年には女子栄養大学、日本工業大学、東洋大学とも産学連携協力に関する覚書を交わしました。さらに近畿大阪銀行では、地域社会での技術開発、技術教育等を支援するとともに、新事業の

創出など地域の産業振興に寄与することを目的として、大阪府立大学と産学官連携活動に関する基本協定を締結しております。



平成18年10月、埼玉りそな銀行は、女子栄養大学と「産学連携協力に関する覚書」を締結

## 女性向けIRセミナーの開催

&lt;女性たちのために&gt;

りそなグループでは「投資家として“りそなを応援していきたい”と女性の皆さんに感じていただけることを目指し、女性向けIRセミナーを多数開催しております。

これまで半期に1回開催していた大規模セミナーだけでなく、日経ノティオ(東京・丸の内オアゾ)では、毎月1回『りそな』の社員を通じて、お金との付き合い方や『りそな』の魅力をお伝えしています。投資やライフプランニングなどをテーマに“これだけは知っておきたい”という金融知力をリアルタイムなトピックスを交え、りそなのパワフル&エレガントな社員がお話ししております。



女性向けIRセミナー「女性のためのMoney Recipe(マネーレシピ)～これで私も経済通」



女性社員・スタッフによる「りそな『私のチカラ』プロジェクト」を展開 <女性たちのために>

りそなグループでは、消費者としての女性、作り手としての女性、経済を動かす女性の力に着目し、りそなならではの視点でオリジナルな金融商品や情報を継続して提供しております。女性の声から生まれた投資信託「Love Me!（ラブ・ミー!）」、ストーリー対策費用を補償する機能をつけた女性向け積立傷害保険「りそな ライフ」、女性の夢を“カナエたい”そんな想いで企画した「女性のあした応援ローンcannael〈カナエル〉」等、今後ともお客

さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層の商品・サービスの充実を図ってまいります。



子ども向け金融経済教育への取り組み <子どもたちのために>

りそなグループでは、経済や金融を学ぶきっかけとして、お金の流れや社会における銀行の役割、働くことの大切さなどを学んでいただくために、銀行内の見学や職場体験、出張授業、セミナーなどを全国各地で開催しております。

また、ホームページでは、お金に関するクイズや東京工科大学と共同開発したeラーニング（インターネットを利用した学習形態）を掲載しており、今後も金融経済教育に関するさまざまな取り組みを積極的に実施していく予定です。



「こども110番」活動 <子どもたちのために>

「こども110番」とは、子どもが不審者に声をかけられるなど身に危険を感じたときに、自ら駆け込んで助けを求めることができる緊急避難場所を提供し、110番通報等をする仕組みのことで、子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防止することを目的としております。

りそなグループでは、地域・社会貢献活動の一環として、平成17年4月より、グループ銀行の有人店舗（約600拠点）において、「こども110番」活動を実施しております。現在、多くの営業店が営業時間を延長していることから、児童・生徒の下校

時に対応できるため、この取り組みが、少しでも地域のお役に立てればと考えております。



CSRへの取り組みについては、りそなホールディングスホームページ（<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/csr/torikumi/>）、各銀行別のRESONA WAY（ディスカバー誌 別冊）でもご紹介しております。

## コーポレート・ガバナンス体制について

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

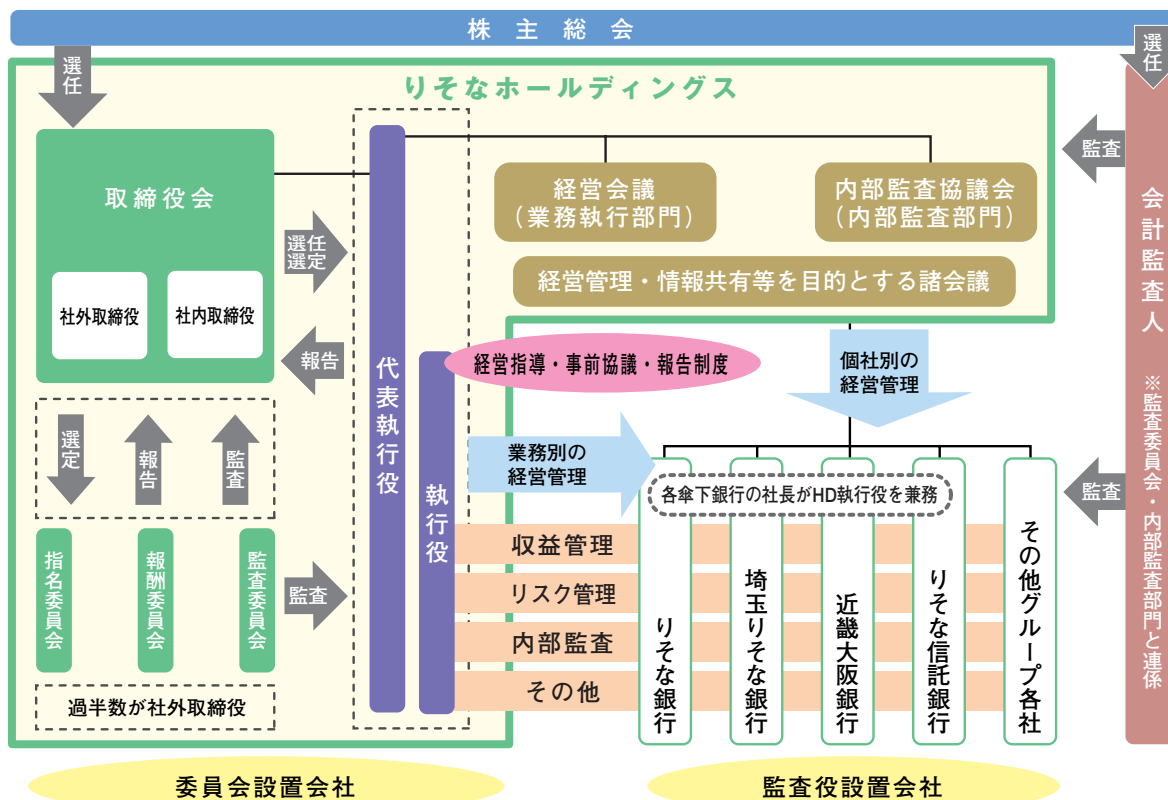
当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めることで、ガバナンス強化を図る方針です。

りそなホールディングスは、平成15年6月のりそな銀行への公的資金の注入を踏まえ、透明性の高い、健全で効率的な経営を実践すべく邦銀初となる「委員会設置会社」としました。指名・報酬・監査の各委員会のみならず、取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより、

経営の透明性と客観性を高めています。経営の監督と執行の機能を分離し、迅速な意思決定のため執行役への権限委譲を行う一方、取締役会による監督機能の強化を図り、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

りそなホールディングスの100%子会社である傘下銀行については、監査役設置会社形態に統一することで、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としています。

### <グループのコーポレート・ガバナンス体制>



## りそなホールディングスにおける 取り組み状況等

### 取締役会

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役7名）により構成され、グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っています。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めています。なお、平成17年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務することによって定期的な報告を行う体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っています。平成18年度には20回開催しています。

### 指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、平成15年度に当委員会で協議・決定された当グループ役員に求められる具体的人材像に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しています。平成18年5月には、社外取締役候補者について経営の監督に相応しい人材を選任する基準・プロセスを明文化した「社外取締役選任基準」を制定しています。また、グループ役員の評価制度のあり方等をテーマに、報酬委員会との合同開催を実施するなど、活発な議論を行っています。平成18年度には7回開催しています。

### 報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、執行役及び取締役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針や、個人別の報酬を決定しています。また、グループ役員の評価制度のあり方等をテーマに、指名委員会との合同開催を実施するなど、活発な議論を行っています。平成18年度には5回開催しています。なお、平成16年度には役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動報酬制度の導入を協議・決定しました。

### 監査委員会

監査委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、執行役及び取締役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っています。また、内部監査部等の内部統制部門と連携し、内部統制システムを監視、検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しています。平成18年度には13回開催しています。

### 経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しています。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しています。平成18年度には39回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

### 内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しています。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長により構成されており、その協議・報告内容等は、監査委員会や取締役会へも報告されています。平成18年度には15回開催され、内部監査計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っています。

### グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っています。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、りそなホールディングスへの事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、りそなホールディングスによる管理及び統制を実施する体制を構築しています。

## 各傘下銀行のコーポレート・ガバナンス体制

各傘下銀行は、グループの一員として、りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ一体となって企業価値向上に努めています。

取締役会については、社外取締役を招聘し、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っています。

また、監査役で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しています。

そのほかに、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を決議・協議・報告する機関である経営会議(\*1)、与信業務に関する重要事項を決議・協議・報告する機関である融資会議(\*2)、内部監査に関する重要事項を決議・協議・報告する機関である監査会議(\*3)等を設置しています。

(\*1) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行に設置。

(\*2) (\*3) りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行に設置。

(\*1) (\*2) (\*3) りそな銀行は協議・報告機関として設置。

## 内部統制に関する事項

### 基本的な考え方

当グループは、将来ビジョンである「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を実現するとともに、更なる飛躍に向けた改革を実践し、グループ企業価値を最大化することを目指しています。

この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、グループ内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、当グループに相応しい内部統制を構築することを目指していきます。

### 基本方針

りそなホールディングス及びグループ各社は、当グループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しています。

### 整備状況

当グループでは、グループ内部統制に係る基本方針の定めに従い、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制など内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めています。

## その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

### サクセッション・プランの導入

りそなホールディングスは、グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するため、

最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランを導入しています。

＜りそなホールディングスの「グループ内部統制に係る基本方針」の概要＞

<p>I. はじめに</p>	<p>当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
<p>II. 内部統制の目的 (基本原則)</p>	<p>当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務の有効性及び効率性の向上</li> <li>2. 財務報告の信頼性の確保</li> <li>3. 法令等の遵守</li> <li>4. 資産の保全</li> </ol>
<p>III. 内部統制システムの構築 (基本条項)</p>	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項</li> <li>2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項</li> <li>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項</li> <li>4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項</li> <li>5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項</li> <li>6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項</li> <li>7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項</li> <li>8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項</li> <li>9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項</li> </ol>

## コンプライアンス体制について

りそなグループでは、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、銀行の“社会的責任と公

共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

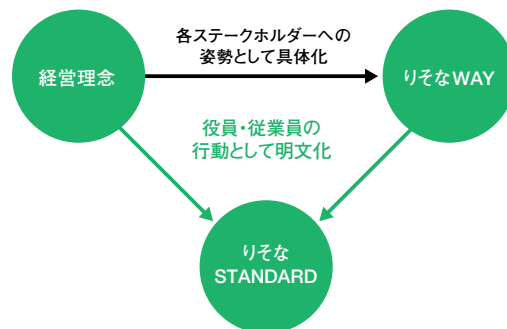
### 基本的な取り組み

りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の基準となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したものと「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を制定しています。経営理念、りそなWAY、りそなSTANDARDは、りそなホールディングス、グループ各銀行ならびに関連会社に共通のものとし、グループ一体化を図っています。


私たちは、りそなグループが満足を超える感動を創造し、お客さまに選ばれる金融サービス業になるためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考えています。社内への周知徹底のため、これらを記載した冊子、およびチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配付して、各職場内などにて研修を実施しています。また、従業員における「経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を測ることを目的として、グループに勤務している社員等を対象とした意識調査を実施しています。

「りそなSTANDARD」の冒頭には、りそなホールディングス会長からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲載し、経営トップが自らの言葉で、企業が社会の一員として「社会のために何をもたらすために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかねばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取り組み姿勢を明確にしています。

また、りそなホールディングスおよびグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に配付しています。



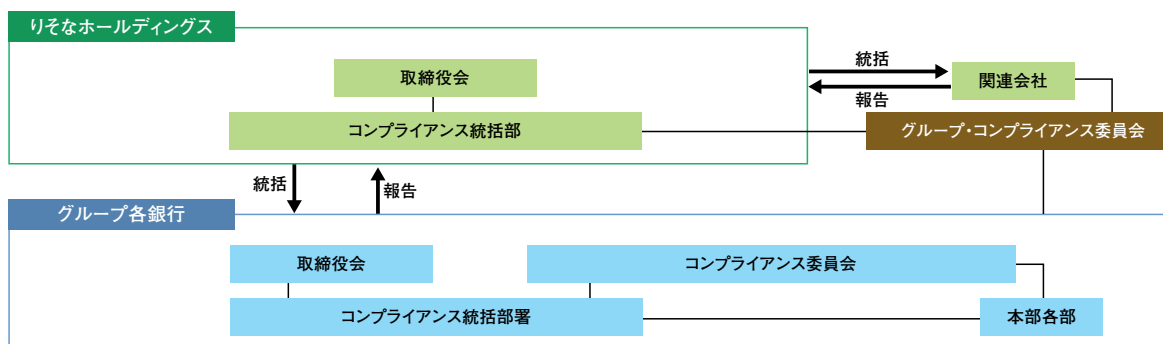
## ＜りそなSTANDARDの概要＞

<p><b>STANDARD-I お客さまのために</b> 最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守 など</p>	
<p><b>STANDARD-II 変革への挑戦</b> 収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など</p>	
<p><b>STANDARD-III 誠実で透明な行動</b> 法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など</p>	
<p><b>STANDARD-IV 責任ある仕事</b> 正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談 など</p>	
<p><b>STANDARD-V 社会からの信頼</b> 地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など</p>	

## グループの運営体制

りそなホールディングスにグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、同部がグループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス体制の強化を図っています。また、りそなホール

ディングス、グループ各銀行および関連会社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。



## コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況について定

期的に取締役会に報告することにより、計画的にコンプライアンス体制の強化策を実践しています。

## コンプライアンスに関する相談窓口

コンプライアンスの浸透には、従業員一人ひとりの問題意識と透明なコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」および「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

この2つのホットラインは下図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が利用しやすい配慮をしています。

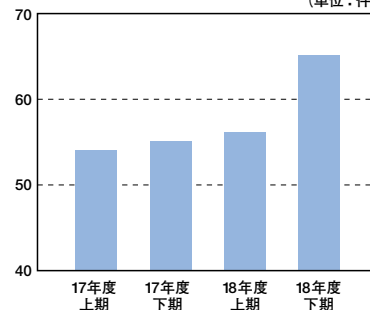
また、各種社内集合研修において趣旨を周知徹底し、前記「りそなSTANDARD」の冊子および小冊子に制度の内容や連絡先を掲載すること等により、積極的な利用促進を図っています。

今後も継続的に定着化を図るとともに、コンプライアンス上の問題点の早期発見や、透明な企業風土の構築に努めていきます。

なお、平成18年4月より公益通報者保護法が施行されたことを踏まえ、上記ホットラインを通報窓口とするとともに、りそなホールディングス及びグループ各社において内部通報規程等を整備し、通報者の保護を図っています。

りそな弁護士ホットライン	りそなコンプライアンス・ホットライン
社外の契約弁護士が受け付け	コンプライアンス統括部署が受け付け
コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能	
専用電話を設置	専用フリーダイヤルを開設
Eメールでの相談可能	
匿名での相談も可能	

＜ホットライン利用件数の推移＞ (単位：件)



## りそな会計監査ホットライン

りそなホールディングスでは、会計、会計に係る内部統制及び会計監査に係る不正処理や不適切

な処理についての通報窓口として、りそな会計監査ホットラインを設置しています。

### りそな会計監査ホットライン

- 通報対象事項
  - 当グループ会社における会計、会計に係る内部統制、会計監査に係る不正・不適切な事項
- 通報先
  - 当ホットラインは社外の法律事務所に設置しています
  - 通報は手紙、E-mailをお願いします

〈御堂筋法律事務所〉  
 住所：大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階208号  
 東京 〒100-6026 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル26階2618号  
 E-mail：resona-kaikeihotline@midosujilaw.gr.jp
- 注意事項
  - 当該事案の詳細な事実を記入ください
  - 匿名の通報でもかまいません
  - 詳細な事実の提供がない場合、匿名の場合等は事実調査が制約される可能性があります
  - 通報者に関する情報は、法令等に基づく場合等、正当な理由がなければ第三者に開示されることはありません
  - 日本語または英語で通報ください
  - 受け付けた通報が通報対象事項に該当すると判断される場合、ご要望に応じ事実調査の結果を回答するよう努めますが、対応できない場合はご了承ください

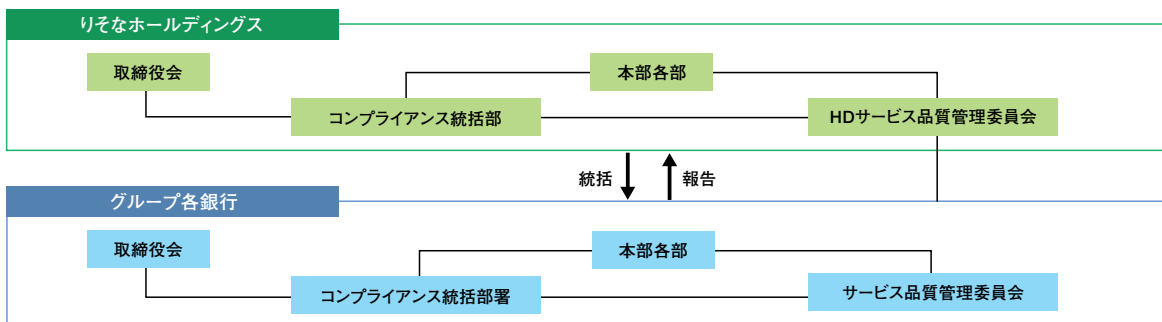


お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

お客さまの投資ニーズの高まりや、企業に求められる情報管理の高度化、個人情報保護法・金融商品取引法等の法整備、広告などの問題の発生など、金融機関はこれまで以上に、お客さまに安心してご利用いただくため、お客さまへの十分な説明や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さま情報の管理、業務を外部に委託する場合の委託先に対する管理な

ど、お客さまへの十分な説明や利便性の向上に関する態勢の整備に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまへの説明と利便性向上に関する各事項について、管理責任部署や責任者を明確に定め、これらの管理部署等をメンバーとする「サービス品質管理委員会」を設置し、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応に関する協議を行い、対応策の検討を行うなど、「信頼度No. 1への挑戦」に取り組んでいます。



りそなグループでは、お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために、グループ共通の勧誘方針を定め、お客さまの知識や投資のご経験、ご資産の状況、投資の目的等を踏まえた最適な商品やサービスのご提供、わかりやすく適切な説明や広告に努めています。上記「サービス品質管理

委員会」での活動などを通じ、不公正な取引方法による販売など不適切な販売を行うことのないよう、グループ勧誘方針に沿って、内部管理体制の充実や各種マニュアルの整備、社員教育等に継続的に取り組んでいます。

## (グループ勧誘方針)

### お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

私たちは、お客さまからの信頼を全てに優先し、広く社会のルールを遵守するとともに、お客さまの喜ばれる顔や幸せのために、誠実で心のこもった商品・サービスを提供します。

1. お客さまからお伺いした購入目的や購入経験などに照らして、適切な情報の提供と商品・サービスの説明をし、お客さまのご判断のお役に立てるよう努めます。
2. 商品・サービスの利点だけでなく、リスクや手数料などについても、充分ご理解いただけるよう適切な説明をいたします。
3. 事実でない情報をお伝えしたり、金利や為替など将来における変動が不確実な事項について断定的な説明を行うことはいたしません。
4. 誠意ある態度で行動し、商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等についてもお客さまのご迷惑とならないよう努めます。

5. 内部管理体制と従業員研修を充実させるとともに、一人ひとりが商品知識と説明方法の向上に努めます。

## お客さまの情報の管理

「お客さまの情報の保護」は、りそなグループを安心してご利用いただくための最も重要な事項の一つであると考えています。グループ各社での「個人情報保護宣言」の公表や、情報漏えい・紛失を防止するための体制整備、徹底した社員教育への継続的な取組などにより、個人情報保護法等の法令に則った適切な管理に努めています。

## 個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちを信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、および情報の保護に向けた各種の取組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

# リスク管理体制について

## リスク管理体制

### リスク管理の基本的考え方

金融の自由化・国際化・証券化の進展、およびIT技術・金融技術の進歩に伴って、金融業務はますます多様化・複雑化し、金融機関におけるリスク管理はいっそう重要なものとなっています。りそなグループおよびグループ各社は、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるよう、リスク管理に取り組んでいます。

りそなグループでは、公的資金による資本増強に伴い、国民の皆さま、お客さまならびにその他の関係者の方々に多大なご負担ならびにご迷惑をおかけした反省を踏まえ、リスク管理に関する以下の原則を定めて、管理体制・管理手法の高度化を図るとともにリスクのコントロールを行っています。

- ①「経営体力を超えたリスクテイクを行わない」
- ②「顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせず早期処理を行う」
- ③「収益に見合ったリスクテイクを行う」

### リスク管理の方針とリスク管理体制の整備

りそなホールディングスでは、グループにおけるリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。

グループの各銀行は、りそなホールディングスの定めた「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリ

スク管理の方針を制定しています。

りそなホールディングスおよび各銀行のリスク管理の方針には、管理すべき各種リスクの定義、リスク管理を行うための組織・体制、リスクを管理するための基本的枠組み等を定めています。

りそなホールディングスおよび各銀行では、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を設けるとともに、各種リスクを統括管理し統一的に管理する統一的リスク管理部署（リスク統括部署）を設けています。リスクカテゴリーについては、主として下記の通りに分類し、各リスクの特性に適った手法によって管理しています。

その他のグループ主要会社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理の方針を制定しています。そこには、リスク管理体制、リスク管理の枠組みのほか、本来業務以外で極力リスクをとらない旨等の方針を定めています。また、リスクカテゴリー毎の管理部署、およびリスクを統括管理する部署を設けています。

なお、りそなグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する態勢を整備しています。

リスクカテゴリー	管理手法
	統一的リスク管理（リスク限度設定、リスクの評価、ならびに資本との比較等）
信用リスク	信用格付、自己査定、クレジットシーリング制度、リスク限度設定等
市場リスク	ポジション限度、損失限度、リスク限度等
オペレーショナルリスク	オペレーショナルリスク評価（CSA）、損失データ分析、リスク指標（KRI）等
事務リスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導等
システムリスク	システムリスク管理基準による統制、コンティンジェンシープラン整備等
法務・コンプライアンスリスク	コンプライアンス・チェック、コンプライアンス・プログラムによる改善等
その他オペレーショナルリスク	災害・外部犯罪に備えた設備の改善、手続面の強化等
流動性リスク	緊急時フェーズ認定、緊急時対応体制整備、流動性リスク管理指標ガイドライン等
レピュテーションリスク	適時・適切な情報発信、モニタリング、危機管理体制整備

## りそなホールディングスによるグループ管理

りそなホールディングスは、リスク管理に関する各種方針・基準・制度をグループ各社に提示・指示します。また、グループ各社がリスク管理に関する重要事項を決定する場合は、りそなホールディングスと事前協議を行い、その協議結果を踏まえて各社で決定するというグループ管理の枠組みを構築しています。

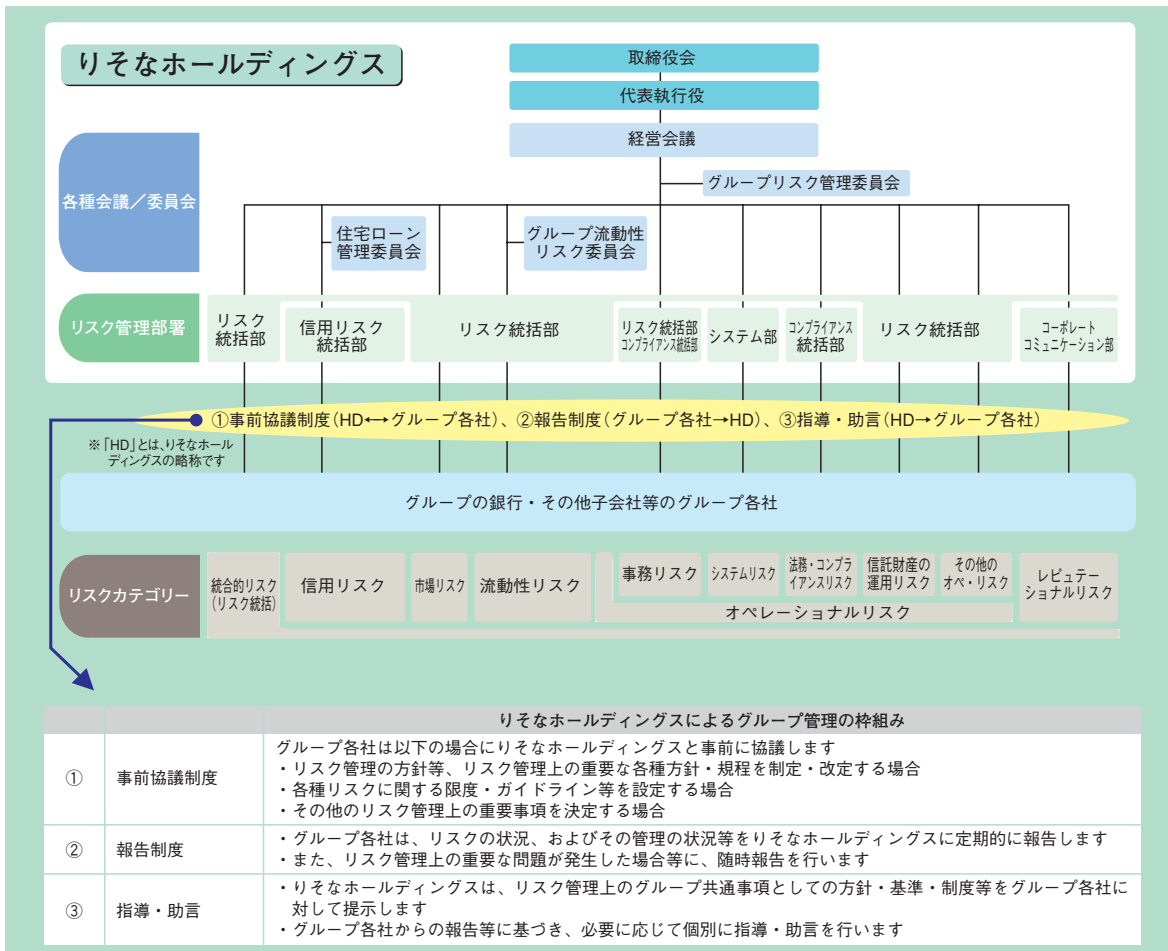
りそなホールディングスは、リスク管理に関する方針および各種の規程・基準・制度等をグループ各社に提示する一方、グループ各社のリスク管理に関する方針および規程・基準・制度等を事前協議にて検証し、グループ各社のリスク管理の枠組みをコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社のリスクに関する各種限度・ガイドライン等を事前に協議して、グループ各社のリスクテイクの方針をコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社からリスクの状況およびその管理状況に関する定期的報告および随時報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っています。

りそなホールディングスにおいては、以下の体制図の通り、各リスク管理部署が担当するリスクカテゴリー別にグループ全体のリスクを統括・管理する体制としています。

### <グループのリスク管理体制図>

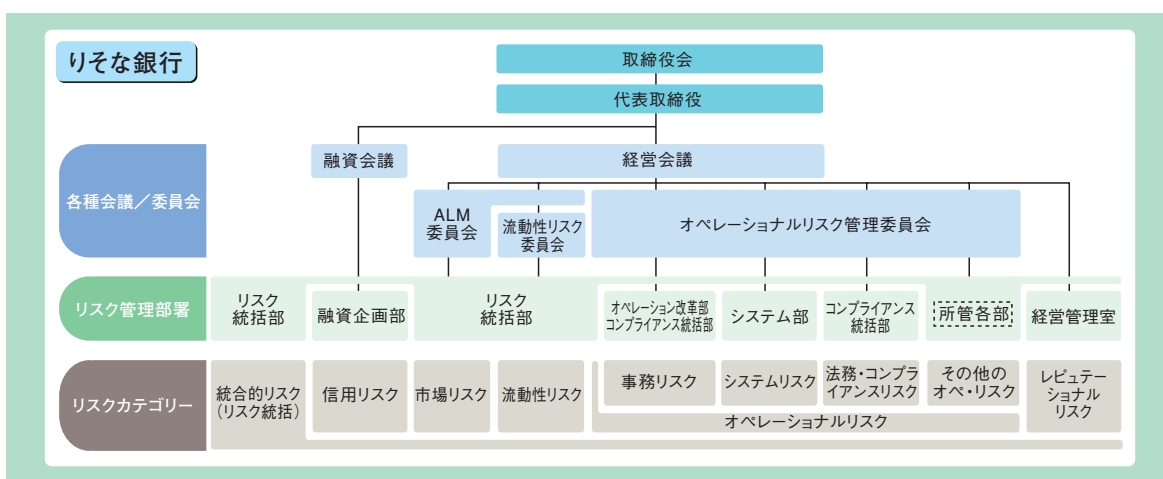


## りそな銀行のリスク管理体制

りそな銀行は、「質」を重視した成長戦略により、更なる収益力の向上とお客さまとの取引拡大に努めています。その基盤として、強固なリスク管理体制の構築が必要であると認識しています。

りそな銀行では、りそなホールディングスの指導・助言のもと「グループリスク管理方針」に則った「リスク管理の基本方針」を定めています。こ

れら方針に従い、リスクの種類に応じリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためリスク統括部を設置し銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

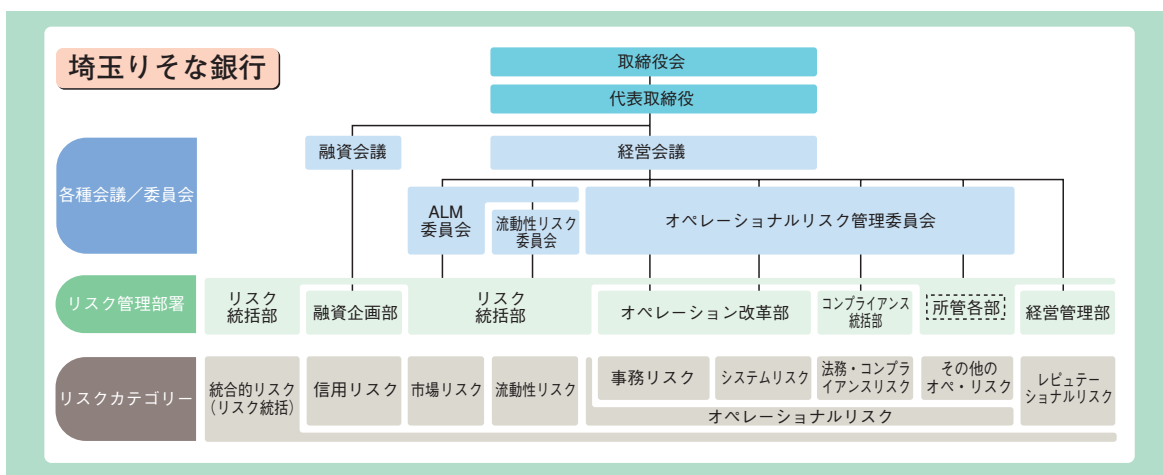


## 埼玉りそな銀行のリスク管理体制

埼玉りそな銀行が、地元根ざした真の地域金融機関として『埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行』を目指すには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

埼玉りそな銀行では、りそなホールディングスの指導・助言のもと、自社の特性を踏まえた上で「グループリスク管理方針」に則った「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、

リスクカテゴリー毎のリスク管理部署と統括部署であるリスク統括部を設置しています。この体制のもと、経営の健全性確保、収益性・効率性の向上を目的として、半期毎のリスク限度計画と月次ベースの実績管理からなる統合的リスク管理を実施しています。これにより、リスクを経営体力の範囲内にコントロールするとともにリスクに見合ったリターンの確保を目指しています。



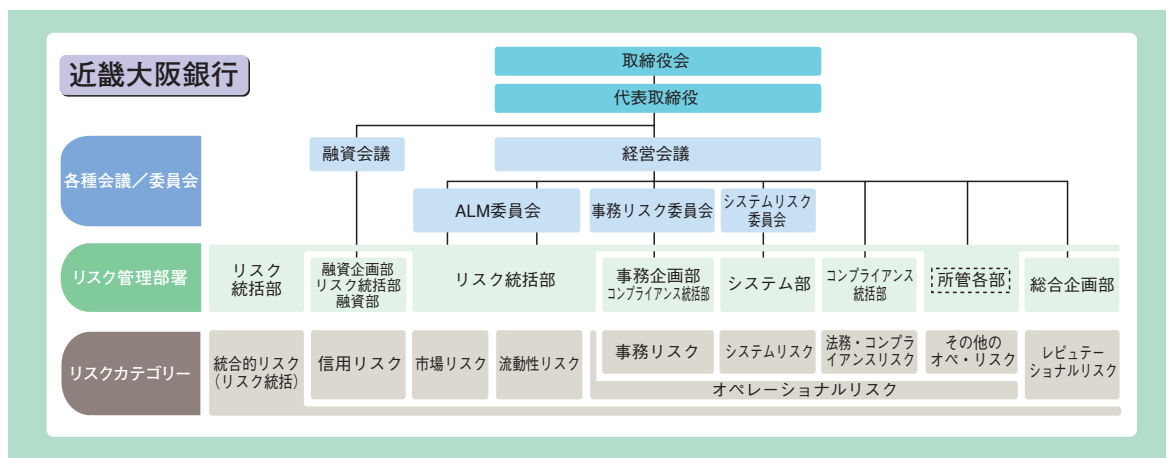
## 近畿大阪銀行のリスク管理体制

近畿大阪銀行が、地域金融機関の使命である地元経済との共存共栄を果たしてお客さまから信頼され「地域に存在感のある金融サービス企業」を目指すためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

近畿大阪銀行では、りそなホールディングスの指導・助言のもと、自社の特性を踏まえた上で「グループリスク管理方針」に則った「リスク管理基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクカテゴリー毎のリスク管理部署、および統

括管理するリスク統括部を設置しています。

近畿大阪銀行では、信用リスク管理により個別審査の厳格化や大口与信集中・業種偏重の回避を図るとともに、市場リスクについては包括的な管理態勢（ALM）を構築しています。なお、信用リスク・市場リスク等、計量化可能なリスクを統合的に把握し、経営体力の範囲内にリスク量を抑制して、経営の健全性を確保することを目的に、統合的リスク管理を導入しています。

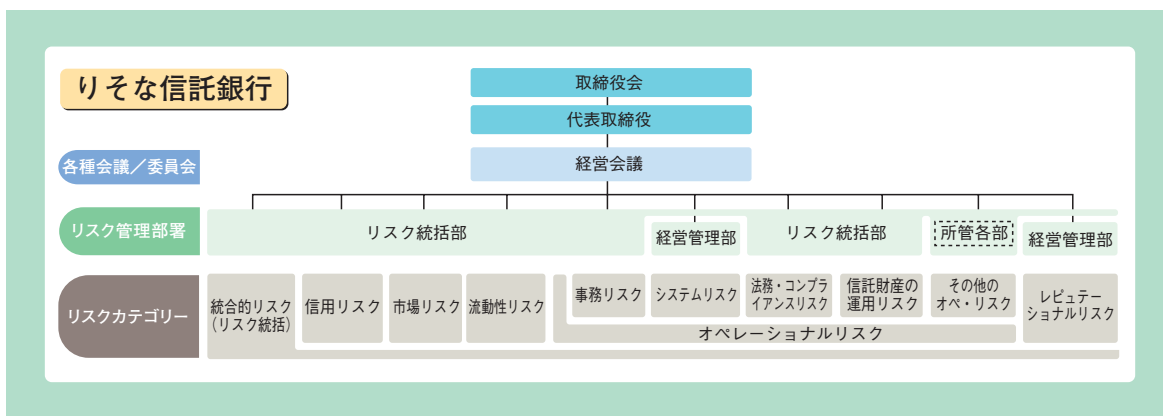


## りそな信託銀行のリスク管理体制

りそな信託銀行は、年金・証券信託業務に特化した業務運営を行ない、「最高のサービスの提供」と「受託者責任の履行」を常に指向し、お客さまから信頼される「年金・証券信託のストラテジックパートナー」を目指して、強固なリスク管理体制の確立に努めています。

りそな信託銀行では、りそなホールディングスの指導・助言のもと、「グループリスク管理方針」に則り、自社の特性を踏まえた上で「リスク管理

の基本方針」を定めています。融資業務を行わず年金・証券信託業務に特化したりそな信託銀行においては、信託業務に関する、事務リスク、システムリスク等のオペレーショナルリスクが業務運営上の主要なリスクであり、それらのリスクへ対応するための管理態勢を整備しています。また、オペレーショナルリスクを含むリスク量を経営体力の範囲内に抑制する統合的リスク管理を導入しています。



## 統合的リスク管理

### 銀行におけるリスク限度設定

各種のリスクを統一的尺度で捉えて計測する手法として、VaR (Value at Risk) があります。これは、一定の期間、一定の信頼水準（確率）において被る可能性のある損失額を統計的に算出するものです。

りそなグループ各銀行は、信用リスク、市場リスク（投資株式に係るリスクを含む）、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）を定量的に把握し、それに対してリスク限度設定（リスク資本配賦）を行うことで、リスクを許容できる範囲内に抑制しています。

具体的には、リスク限度を中核的な自己資本等の範囲内に設定することで、経営体力を超えたり

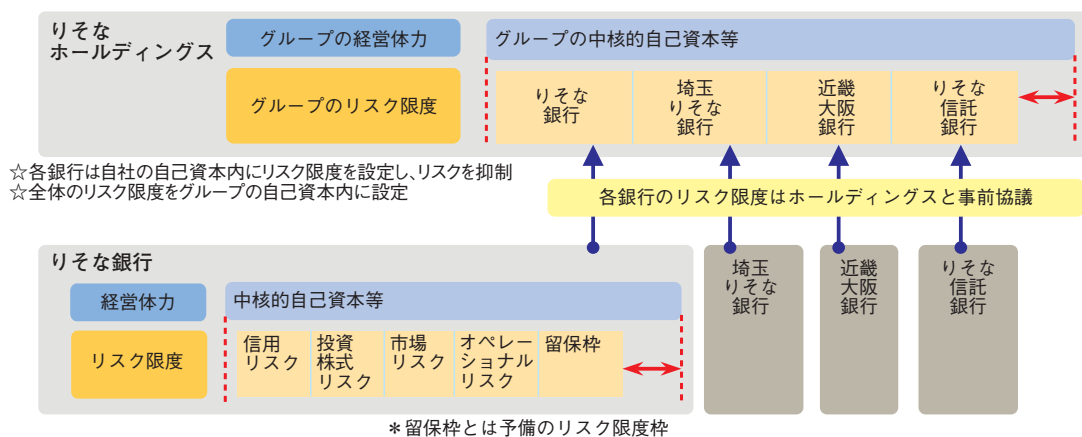
スクテイクを行わない仕組みとし、各銀行は健全性の維持を図っています。

### グループにおける統合的リスク管理

りそなホールディングスは、各銀行に対する経営管理の一環として、リスク限度の設定に際して事前協議を受け、リスク限度が経営体力の範囲内で健全性に問題がないことを検証しています。

また、りそなホールディングスでは、グループ全体のリスク限度がグループの経営体力内となっていることを確認するほか、各種ストレステストの結果、その他の計測困難なリスクの定性評価を交えてグループの経営体力の十分性を評価しています。

### <グループのリスク資本配賦（リスク限度設定）>



## 信用リスク

### 信用リスク管理

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループにおける信用リスク管理は、適切な審査・与信管理により健全かつ収益性の高い資産を積み上げ、信用コスト（平均貸倒損失額）に見合った適正な収益を確保すると同時に、的確なポートフォリオ管理によりリスク分散の徹底を図り、信用リスク量を適正な範囲に制御することにより経営の健全性を確保することを目的としています。

ここでは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行における信用リスク管理を中心に記載し

ます。なお、りそな信託銀行については、年金・証券信託業務に特化し、融資業務を行っていません。

### クレジット・ポリシー

りそなグループは、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、信用リスク管理における基本原則として、グループで統一したクレジット・ポリシーを制定しています。

クレジット・ポリシーには、中小企業・個人に対する健全な融資を積み上げ、リスク分散された収益性の高いポートフォリオを構築することを目的とした、与信業務の原理・原則が詳述されており、日常の業務運営や社内研修等を通じて、周知徹底を図っています。

## 信用格付、自己査定および償却・引当

### 信用格付

信用リスクを評価する最も重要な基準として信用格付制度を導入し、与信先の信用リスクを財務内容等により客観的に評価し、一定のルールに基づいて12区分のランク付けを行っています。

自己査定における債務者区分の判定は、信用格付に基づいて行っています。また、信用格付毎の倒産確率は、信用コストの算出に利用され、プライシングや個社別収益管理に活用されています。

### 自己査定、償却・引当

自己査定は、保有する資産を自らが個別にその内容を検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、資産の実態を把握し、健全性を高めることを目的とするものです。

また、自己査定は信用リスクを管理するための手段であるとともに、査定結果に基づき適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として位置付けられます。

信用格付の体系および自己査定、償却・引当との関係は以下の通りです。

格付	債務者区分	分類	償却・引当
SA	正常先	I (非分類)	予想損失率に基づき引当を実施
A			
B			
C			
D			
E	要管理先	II	予想損失率に基づき引当を実施※1
F			
G			
H	破綻懸念先	III	保全不足部分について必要額を引当※1
I			
J	実質破綻先	IV	保全不足部分について 償却・引当を実施
K			

※1：一部大口先については、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による引当を実施しています。



## 与信審査管理とポートフォリオ管理

信用リスク管理は、「与信審査管理」と「ポートフォリオ管理」を二つの柱として成り立っています。

与信審査管理は案件一件毎の与信判断、あるいは与信先一先毎の与信管理を行うものです。これに対し、貸出資産等を全体としてマクロ的に管理するものがポートフォリオ管理です。

### 与信審査管理

与信の取上げにあたっては、各営業部店が、財務諸表等の定量的な情報と、事業環境や経営者の資質等の定性的な情報を総合的に評価したうえで、資金使途、返済原資の妥当性の検討を加え、厳正な審査を行っています。

与信額、信用リスクの度合いが一定レベル以上の与信先の案件については、本部の与信審査部門が審査・決裁を行っています。本部審査部門は、与信先の規模、業種、および信用リスクの度合いに応じた審査体制をとっています。

与信実行後は、資金使途、貸出条件の履行状況の確認を行うほか、与信先の業況・事業計画遂行状況を適時把握し、状況に応じた適切な対応策を講じています。

### ポートフォリオ管理

特定の取引先への与信集中が多額の損失に繋がり、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、りそなグループは、統一したクレジット・シーリング制度を定め、与信集中の防止を図っています。同制度では、各社がその体力に応じて金額上限を設定し、原則として、一取引先への与信額がこれを超過しない仕組みとしており、定期的に運用状況をモニタリングしています。

また、与信ポートフォリオについては、信用格付別・業種別・地域別等の区分を設定したうえで、与信額、信用コスト等の増減やリスク・リターン状況を定期的にモニタリングしています。

特に、ポートフォリオに占める比重が高まりつつある住宅ローンについては、りそなホールディングス・りそな銀行に専門管理部署を設置するとともに、グループ横断の会議体として「住宅ローン管理委員会」を定期的を開催し、信用リスク管理の高度化を進めています。

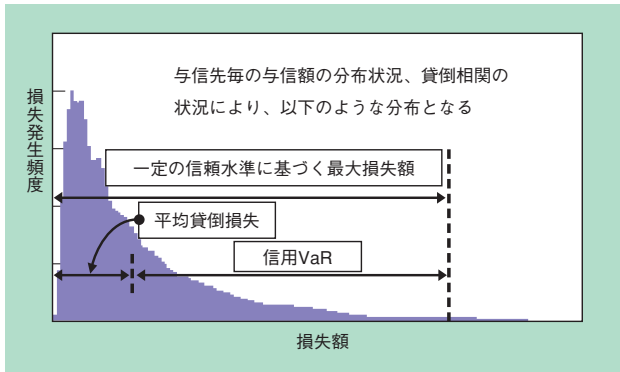
## 信用リスクの計量化

### 信用リスクの計量化と限度設定

りそなグループでは、グループ内で開発した信用リスク計測モデルを用いて、与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計測しています。与信額、保全、信用格付毎の倒産確率、および貸倒相関を

用いて平均貸倒損失（期待損失：EL=Expected Loss）および信用VaR（非期待損失：UL=Unexpected Loss）を算出するとともに、信用VaRに対して限度を設定し、計量化した信用リスクを一定の範囲内に抑制しています。

### <信用リスク計量化時の損失の分布のイメージ>



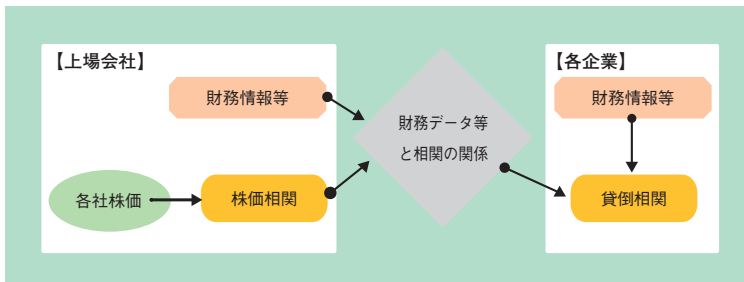
### 貸倒相関

ポートフォリオの信用リスクを計量化する際には、貸倒相関の見積り方法が重要なポイントとなります。りそなグループでは、上場会社の株価および財務情報・業種等から、財務情報・業種等と

貸倒相関の関係を導出し、株式を公開していない会社についてもこの関係を適用して貸倒相関を算出しています。

このほか、信用リスクを計量化するにあたって、保全の価値が変動するリスクも考慮しています。

### <貸倒相関の算出イメージ>



### 信用リスク額のセグメント別配分方法

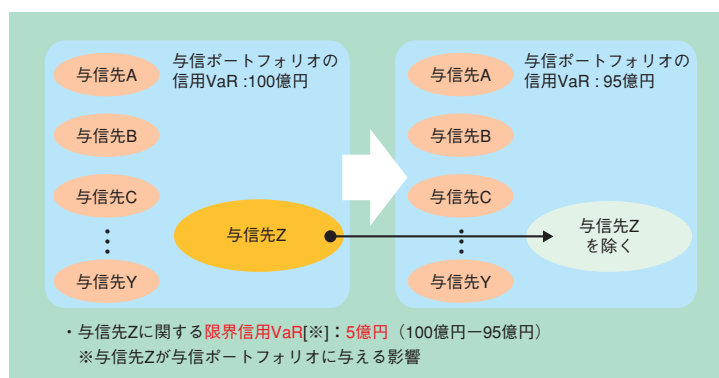
与信ポートフォリオの分析等、リスク管理の高度化を図っていくためには、与信先単位や部門別といったセグメントの信用VaRを随時計測していく必要があります。

りそなグループでは、リスク・コントリビューション（Risk Contribution）を使用し、与信先別の

信用VaRを算出しています。リスク・コントリビューションとは、限界信用VaR [※] の手法を利用して、与信ポートフォリオ全体で計測している信用VaRを個別の与信先単位に配分するものです。

[※] 限界信用VaRとは、ある与信先が与信ポートフォリオの信用VaRに与える影響のことです。  
具体的には、与信ポートフォリオから該当与信を減少（増加）させた場合における与信ポートフォリオ全体の信用VaR減少額（増加額）が相当します。

### <限界信用VaRのイメージ>



## 市場リスク管理

### 市場リスク管理

#### 市場リスクの管理体制

りそなグループ各銀行における市場業務運営は、銀行により大きく異なることから、市場リスク管理態勢についても市場業務の規模・特性等に合わせたものとしています。

ただし、市場リスク管理の前提として相互牽制が必要であることから、グループ各銀行では、市場業務の規模・特性を勘案した上で、取引実施部署（フロント・オフィス）、リスク管理部署（ミドル・オフィス）および事務管理部署（バック・オフィス）を分離する等の対応を行っています。

#### 市場リスクの管理手法

グループ各銀行では、市場性取引の時価評価を行うとともに、商品別等にセンチティビティ [※1]、残高、VaRに限度額等を設定し、管理しています。

[※1] ある市場相場等の指標が変化した時の市場取引等の時価の変化額のこと。BPV（ベース・ポイント・バリュール：金利0.01%変化時の時価変化額）もその一つである。

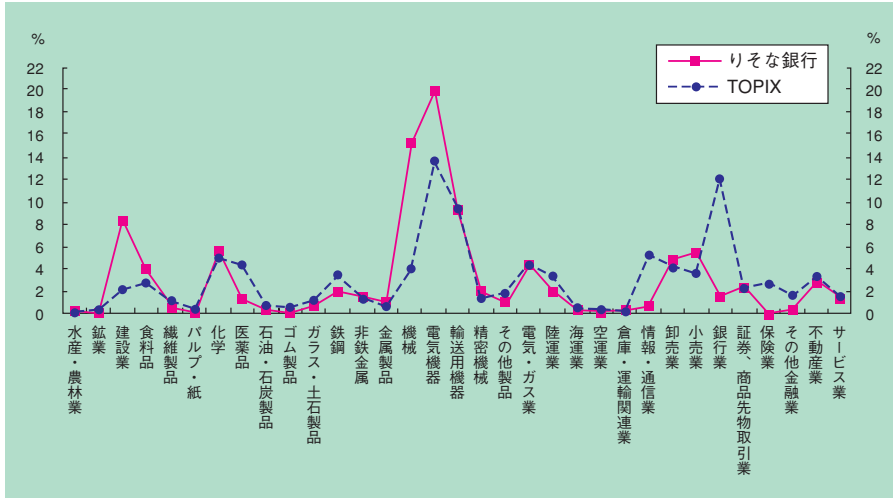
これらの状況を、原則として日次で、場合によっては月次でモニタリングし、限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。また、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出し、活用しています。

## りそな銀行

りそな銀行における市場取引については、自己ポジション取引トレーディングは限定的なリスク配分とし、また、バンキング取引においては、債

券のみならず、投資信託等への投資により運用の多様化を図っていますが、政策保有株式はリスク抑制を原則としています。

政策保有株式 業種別ポートフォリオ（平成19年3月末りそな銀行単体）



りそな銀行における市場リスクに関するVaRは以下の通りです。

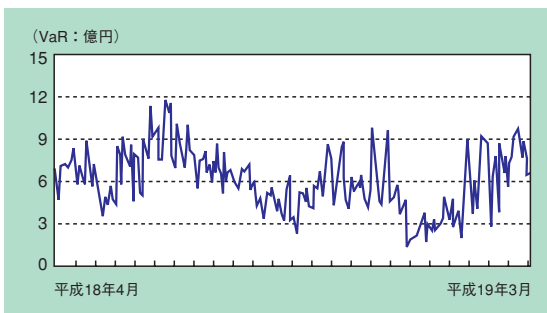
【VaR実績値（平成18年4月1日～平成19年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	6.4	11.7	1.2	6.0
バンキング取引	1,036	1,125	482	769

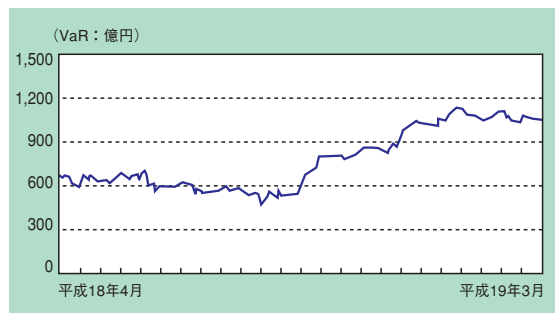
※政策保有株式を除く

単位：億円	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【トレーディングVaR（平成18年4月1日～平成19年3月31日）】



【バンキングVaR（平成18年4月1日～平成19年3月31日）】



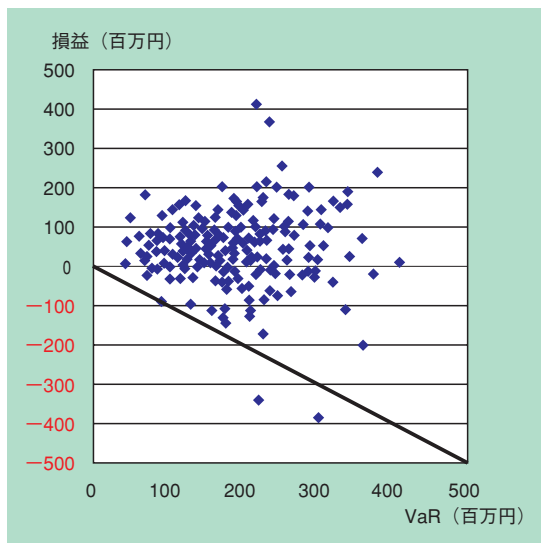
リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証するため、当該モデルで計算したVaRと損益を比較・検証するバックテストを実施しています。りそな銀行におけるトレーディング取引のバックテストの結果としてVaRと損益をプロットしたグラフを掲載しています。VaRの範囲内に収まらない損失が発生した回数は250データ中3回であり、特に問題のない水準でリスク計測モデルは適切であると判断しています。

なお、りそな銀行が使用するリスク計測モデルについて、外部監査においても有効性が確認されております。

また、りそな銀行におけるトレーディング取引に係る平成19年3月末基準のストレスシナリオ〔※2〕に基づく損失額は、10億円となっております。

〔※2〕 保有ポートフォリオにとっての過去5年間の最悪シナリオ

【トレーディング取引に係るバックテストの状況】



## 埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行における市場取引については、トレーディングは限定的なリスク配分とし、デリバティブ取引はヘッジを主体に実施し、政策保有株式はリスク抑制を原則としています。埼玉りそな銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

なお、埼玉りそな銀行が使用するリスク計測モデルについて、社内におけるバックテストで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されております。

また、埼玉りそな銀行におけるトレーディング取引に係る平成19年3月末基準のストレスシナリオ〔※3〕に基づく損失額は、0.6億円となっております。

〔※3〕 保有ポートフォリオにとっての過去5年間の最悪シナリオ

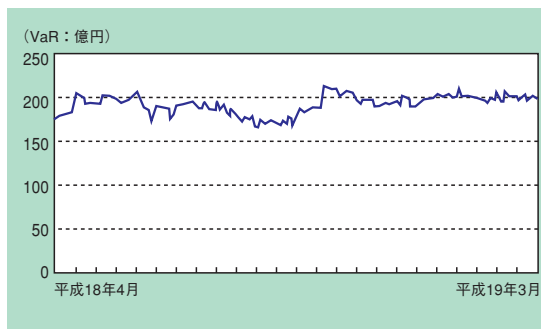
【VaR実績値（平成18年4月1日～平成19年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.2	0.5	0.1	0.2
バンキング取引	199	211	166	192

※政策保有株式を除く

単位：億円	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR（平成18年4月1日～平成19年3月31日）】



## 近畿大阪銀行

近畿大阪銀行における市場取引については、債券等を中心とした運用とし、政策保有株式は限定的な保有としています。

### 【VaR実績値(平成18年4月～平成19年3月)】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
バンキング取引	103	142	82	102

※政策保有株式を除く

単位：億円	バンキング取引
①信頼区間	片側99%
②保有期間	20営業日
③データの観測期間	500営業日
④リスク計測手法	分散共分散法

## 流動性リスク管理

### 流動性リスク管理に関する考え方

資金繰り不安が風評に波及すると負の連鎖を引き起こし、その解消に相当期間を要することになります。また、場合によっては経営破綻に直結するおそれさえあります。経営に重大な影響を与える流動性リスクの顕在化を回避するため、安定的な資金繰り運営を行うとともに、万一リスクが顕在化した場合には早期対応によりリスクの拡大を防止しその状況を解消することとしています。

グループ各銀行においては、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署の相互牽制を柱とした流動性リスク管理体制としています。経営管理を行うりそなホールディングスにも流動性リスク管理部署を設置しています。

### 流動性リスクの評価

りそなグループおよび各銀行は、資金繰り運営の状況について、「平常時」「警戒時」「懸念時」「危機時」のフェーズ（流動性緊急時フェーズ）に区分し、「平常時」以外についての主な対応を予め定めています。

流動性緊急時フェーズの認定は、流動性リスクの状況を、グループ共通の外的要因（りそなホールディングス株価、格付、風評、経済情勢、金融政策）、および内的要因（グループ銀行の資金繰り状況を示す預金、市場性調達状況）両面から分析し、総合的に評価しています。

### 流動性リスク管理指標

グループ各銀行は、各々の規模・特性および流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しています。更に、必要に応じて、りそなホールディングスと事前協議をした上で、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し、管理しています。りそなホールディングスでも、グループ各銀行の主要な流動性リスク指標の報告を日次で受けてモニタリングしています。

### 流動性緊急時対応体制

流動性の緊急時には、その対応の組織としてりそなホールディングスにグループ流動性リスク委員会を設けます。グループの各銀行においても、同様に流動性リスク委員会等を設けて対応します。

更に、流動性危機の程度が重大、またはその可能性が高い場合、各社において危機対応を統括する組織として社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応します。

## オペレーショナルリスク管理

### オペレーショナルリスクの管理

#### 幅広いリスクであるオペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により損失が発生するリスクのことであり、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等を含む幅広いリスクを含んでいます。そして、あらゆる業務において、あらゆる商品・サービスを取扱うに際して、オペレーショナルリスクは内在し、また顕在化する可能性があります。

りそなグループでは、オペレーショナルリスクを管理するに際して、顕在化したリスクおよび内在するリスクを特定・評価し、経営に重大な影響を与える事故およびお客さまへの不利益を防止する観点から対応策を講じることで、リスクの管理・削減に努めています。加えて、委託業務についても管理対象となることから、管理態勢の整備を進めています。

#### 損失データの収集と活用

りそなグループ各銀行は、グループ統一の基準に従い、オペレーショナルリスク関連の損失データを収集しています。このデータに基づき、各銀行およびりそなホールディングスではオペレーショナルリスク顕在化事象の分析を行っています。また、オペレーショナルリスクが顕在化した際の経営への影響度を把握するため、当該データを利用してオペレーショナルリ

スクを計量化し、統合的リスク管理に活用していません。

#### オペレーショナルリスク評価

内在するリスクについては、オペレーショナルリスク評価 (OpR-CSA: Operational Risk - Control Self Assessment) を行い、業務毎のリスク状況 (リスク顕在化の頻度と影響度) および統制状況 (体制整備と運用状況) を評価してリスクの洗出しを行っています。

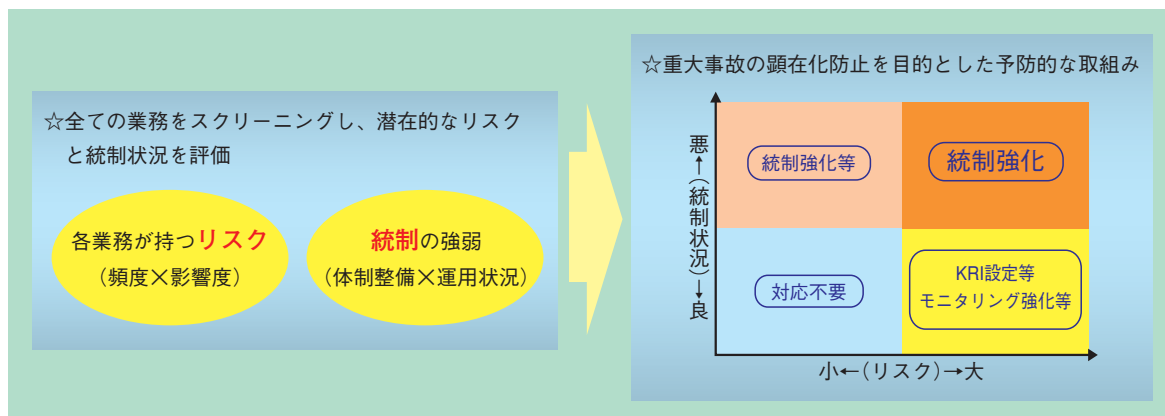
オペレーショナルリスク評価に基づく重大事故の予防的な取組みとして、統制強化策 (アクションプラン) に基づく統制状況の改善、あるいはリスク指標 (KRI: Key Risk Indicator) の設定・モニタリングによる早期の問題検出を実施しています。

#### リスク顕在化時の対応

グループ各銀行において一定レベル以上のオペレーショナルリスクの顕在化事象が発生した場合は、当該銀行およびりそなホールディングスの経営陣および関係者へ直ちに第一報を行う制度を整備しています。この制度により、オペレーショナルリスク顕在化事象について、経営陣へ迅速に報告するとともに関係者が情報共有を図ります。

顕在化したリスクのうち経営に重大な影響を与える事象等が発生した場合には、こうした体制の下で迅速かつ適切な初動対応を行い、影響の拡大防止に努めます。

#### 〈オペレーショナルリスク自己評価〉



## 事務リスク管理

正確かつ迅速に事務処理を行うことは、銀行がお客さまから信頼を得るための必要条件です。銀行の多種多様な業務から生じる大量かつ時限性の高い事務を正確・迅速に処理するため、事務リスクの抑制・極小化に向けた取組みは欠かすことができません。

### 事務リスクへの対応

りそなグループ各銀行では、事務過誤等の防止のため、事務手続きの整備や社員等に対する教育・研修等に努めています。

また、事務過誤等を削減する取組みとして、業務プロセスや事務処理を継続的に見直し、簡素化、センター等での集中処理化、システム化等の対応を進めています。

営業店等における事務処理については、事務検証等を行うことで内部牽制機能を働かせ、事務過誤・不正防止を図っています。また、本部の管理セクションの担当者が営業店を訪問し、助言等を行っています。

顕在化したリスクについては、事務過誤・事務ミス等に係るデータを収集し、発生状況と影響度を特定・評価し、多角的に分析した上で原因等を把握して、発生要因に応じて、業務プロセス見直し、教育の徹底等の対応を行っています。

一方、内在するリスクについては、検出された不備発生状況、実地調査による事務実態等から特定・評価を行い、重要度に応じて対応策を講じます。

### 金融犯罪への取組み

近年、金融犯罪が高度化していますが、りそなグループでは、本人確認強化等により、盗難通帳での支払防止、マネーロンダリング防止、不正口座開設防止に取り組んできました。また、偽造・盗難カード対策として、ATMご利用限度額の個別設定サービス、カードロックサービス、生体認証付ICカード等を導入し、お客さまの大切な財産をお守りするよう努めています。

## システムリスク管理

システム障害等のシステムリスクの顕在化は、単に技術的な問題では無く、お客さまにご不便をお掛けし、社会的に影響を与え、経営を揺るがしかねない事態に繋がる可能性があります。

りそなグループ各銀行は、システムリスク管理部署を設置し、システムリスク管理に関する基準等の管理体制を整備しています。この管理体制のもと、システム障害防止のための品質向上、障害時の影響拡大防止策、お客さまの情報の毀損・漏洩を防止する情報セキュリティの向上等に努めています。また、システム障害や災害といった緊急時に備えたコンティンジェンシープラン等を整備しています。

システム障害等として顕在化したリスクについては、その発生状況と影響度を特定するとともに、発生原因等を分析しています。内在するリスクについては、定期的に全てのシステムのリスクを評価し、各システムの重要度に応じた問題の検出および対応策の実施を行っています。

なお、近畿大阪銀行のシステムについては、今後、りそなグループ他銀行のシステムと共同化することを予定しています。このシステム共同化のプロジェクトを円滑に推進するため、プロジェクト管理体制を構築して準備を進めています。



## 法務・コンプライアンスリスク管理

りそなグループ各銀行は、法務・コンプライアンスリスク管理部署等によるコンプライアンス・チェックおよび指導・助言等を通じて、法務・コンプライアンスリスクの顕在化回避、事故の未然防止を図っています。また、コンプライアンスに関する計画的な研修を通じて役員・従業員の遵法意識および法務・コンプライアンスリスクに対する認識の向上を図っています。

顕在化したリスクについては、発生状況と影響度を特定・評価し、分析した上で再発防止策を策

定します。一方で、内在するリスクについては、コンプライアンス・チェックやコンプライアンス・プログラム等を通じて特定・評価し、統制状況を検証した上で、業務への反映、コンプライアンス・プログラムへの対策の組み込みによりリスクの削減を図ります。

加えて、法務・コンプライアンスリスク管理部署が訴訟等について一元的に把握することで、訴訟等に係るリスクの状況を的確に管理できる態勢を整備しています。

## 信託財産の運用における受託者責任

### りそな信託銀行における信託財産の運用管理

信託財産の運用において、受託者には忠実義務、善管注意義務などの受託者責任が課せられています。

りそな信託銀行では、主要業務として年金資金をはじめとするお客様の大切な財産を運用しており、受託者責任の履行が特に重要な使命であると認識しています。かかる受託者責任を怠ったことに起因して発生するリスクは事務、システム、法務・コンプライアンスのいずれかのリスクカテゴリーに含まれますが、信託財産運用にかかるこれらのリスクを「信託財産の運用リスク」として認識した管理体制により受託者責任の履行を図っています。

具体的には、運用部署（運用フロント）から独立した運用管理部署（運用ミドル）を設置し、運

用管理部署が運用状況について常時モニタリングを行っています。

### りそな信託銀行での外部監査導入

りそな信託銀行は、平成10年11月、信託財産の運用部門、資産管理部門において、邦銀初の外部監査を導入しました。平成10年、平成11年度は米国監査基準SAS70〔※1〕により、平成12年度以降平成17年度までは日本版SAS70〔※2〕により、平成18年1月以降は再び米国監査基準SAS70により、適正運営の評価を得ています。

〔※1〕 米国のカストディ部門や顧客資産運用部門で導入されている内部管理体制に関する監査基準

〔※2〕 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る内部統制の有効性の評価」（平成15年1月に改正され「委託業務に係る統制リスクの評価」に名称変更されました）。

### 運用管理部署 - リスク統括部

- 法令等〔※1〕遵守状況の管理  
〔※1〕信託法等の信託財産の運用に関する諸法令、金融商品取引に関する諸法令等
- 委託者ガイドライン等遵守状況の管理〔※2〕  
〔※2〕委託者からの運用ガイドライン等の契約に規定された、運用対象資産、資産構成比、債券格付等を遵守していることを確認
- 運用の適切性の管理〔※3〕  
〔※3〕トラッキングエラー（ベンチマークと実ポートフォリオに係る各種指標の乖離）等により運用状況の適切性を確認
- 提携運用・オルタナティブ運用等の管理〔※4〕  
〔※4〕運用部署が提携運用先を適切に選定して定期的に見直していること、提携運用先における運用状況を運用部署が適切にモニタリングしていることを確認

モニタリング

### 運用部署 - アセットマネジメント部、運用ソリューション部、資金業務部

- 信託財産運用業務
- ①ポートフォリオマネージ
  - ②ファンドマネージ
  - ③提携運用・オルタナティブ運用

## レピュテーションリスク管理

### レピュテーションリスクの特徴

レピュテーションリスクは、各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、信用の失墜、株価の下落、取引先の減少、ブランドの毀損等、予想を越えた不利益を被る可能性があることから、レピュテーションリスクを経営上重要な管理対象のリスクの一つと位置付けています。

### レピュテーションリスクの管理

りそなグループでは、適時・適切な情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

レピュテーションリスクは、マスコミ報道、評判・風評、風説などを契機に顕在化するため、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事など、各種媒体等の確認を通じてリスク顕在化事象の早期把握を行います。

レピュテーションリスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応により当グループのステークホルダー（株主、お客さま、社員等）の利益を守り、影響の拡大防止に努めることとしています。もし、当グループの経営に影響を及ぼす可能性があり、危機の程度が高い場合には、速やかに危機管理体制へ移行いたします。

なお、対外的な問合せおよび公表窓口については、情報の不統一を防止する観点から、グループ各社に分散して設置せず、りそなホールディングスに一元化した体制としています。

## 内部監査体制について

### グループ内部監査

りそなグループにおける「内部監査」は、りそなホールディングスおよびグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために、経営諸活動において、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能です。

内部監査の目的を達成するため、その機能が適切に

発揮されるよう、りそなホールディングスおよびグループ各社に、組織的に独立した内部監査部署を設置し、内部監査の実施権限、情報入手権限、守秘義務等の内部監査の権限および責任を明確にする等により、内部監査体制を整備するとともに、内部監査の実効性を確保しています。

### 組織体制

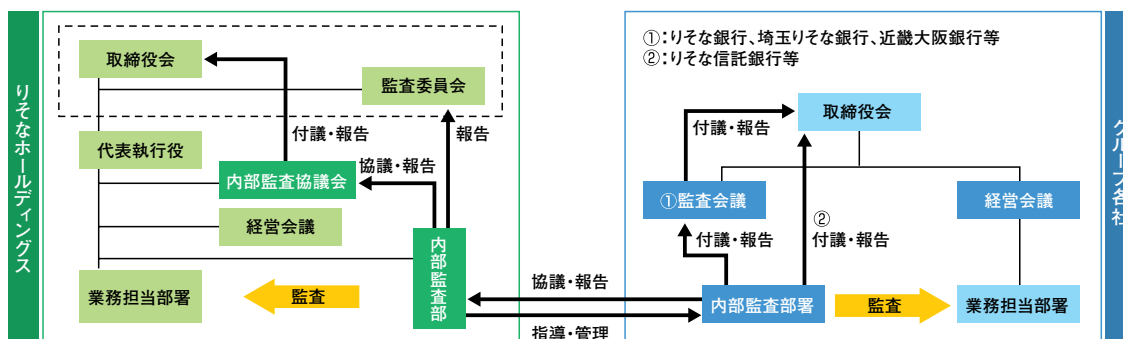
りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に応え」「透明な経営に努める」ために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

りそなホールディングスには、代表執行役ならびに内部監査を専担する執行役のもとに、「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執行

役全員、内部監査部担当執行役ならびに内部監査部長で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

グループ各社には、各取締役会等のもとに、組織的に独立した内部監査部署を設置しています。また、グループ各社の業務や規模に応じて、りそな銀行、埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行等には、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会等に直属する「監査会議」を設置しています。

#### <グループ内部監査体制>



### 機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を作成し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ます。

グループ各社の内部監査部署は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ます。りそなホールディングスの内部監査部は、各社の「内部監査基本計画」をりそなホールディングスの

代表執行役に報告します。

このように作成された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングスおよびグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しています。また、実施した内部監査の結果等については、りそなホールディングスにおいては、取締役会および監査委員会へ報告されます。グループ各社が実施した内部監査の結果等については、各社の取締役会および監査役等に報告されるとともに、りそなホールディングスにも報告されます。

## グループ会社のご紹介

### グループ銀行

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に4つの銀行（りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな信託銀行）を有する金融グループです。グループ各銀行がそれぞれの地域特性

に応じた地域密着の営業を行うとともに、年金・証券信託業務は「りそな信託銀行」に集約し高度化することで、グループすべてのお客さまに対して、質の高い金融サービスを身近な形でご提供しています。

### グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

#### 【カード】

##### りそなカード株式会社

当社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、りそなブランドのクレジットカード『りそなカード《セゾン》』『りそなゴールド《セゾン》』を発行している他、JCB・UC・VISAブランドのカードを取り扱っています。りそなグループのクレジットカード会社として、当社ならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。また、法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。

(東京本社) 東京都中央区日本橋室町1-2-6  
電話 03-5255-9700(代表)

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8  
電話 06-6203-9321(代表)

(ホームページ <http://www.resonacard.co.jp>)

#### 【ビジネスコンサルティング】

##### りそな総合研究所株式会社

当社は、経営者の皆さまのパートナーとして様々な経営課題解決のお手伝いをしています。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築（各種認証取得支援）等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール（事業後継者育成）・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどの、「強い会社づくりに役立つソリューション」をご提供しています。

(東京本社) 東京都中央区京橋1-3-1  
電話 03-3242-1155

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1  
電話 06-6203-3021

(埼玉本社) 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10  
電話 048-824-5411

(名古屋支店) 愛知県名古屋市中区錦2-15-22  
電話 052-221-6781

(ホームページ <http://www.rri.co.jp>)

#### 【ベンチャーキャピタル】

##### りそなキャピタル株式会社

当社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開を展望する中堅・中小企業の成長支援、企業価値向上策のご提案を積極的に推進しています。

(東京本社) 東京都中央区京橋1-3-1  
電話 03-3270-3311

(大阪支社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1  
電話 06-6232-0052

(ホームページ <http://www.resonacapital.co.jp>)

#### 【ファクタリング・代金回収代行】

##### りそな決済サービス株式会社

当社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済にかかる事業を通じ、お客さまの様々なニーズにお応えしています。

(本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5  
電話 03-5640-8181(代表)

(大阪支店) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8  
電話 06-6222-7722

(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10  
電話 048-823-8371

(ホームページ <http://www.resona-ks.co.jp>)

# りそなホールディングス

# CONTENTS

## 財務・コーポレートデータセクション

主要な経営指標等の推移	45
連結財務諸表	48
有価証券及び金銭の信託の時価等情報	58
デリバティブ取引情報	60
セグメント情報	61
主要な業務の状況を示す指標	61
預金・貸出金に関する指標	64
不良債権処理について	65
有価証券に関する指標	67
信託業務に関する指標	67
自己資本比率の状況	68
主要な経営指標等の推移(単体)	69
単体財務諸表	70
資本の状況他	73
組織	74
子会社等の状況	76

## 主要な経営指標等の推移

### 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

連結会計年度	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
連結経常収益	1,259,259	1,138,199	1,076,571	1,047,056	1,153,316
うち連結信託報酬	37,721	32,763	35,186	36,684	40,438
連結経常利益(△は連結経常損失)	△510,143	△1,111,877	396,467	368,341	409,855
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	△837,633	△1,663,964	365,592	383,288	664,899
連結純資産額	310,842	813,055	1,186,463	1,657,084	1,970,139
連結総資産額	42,891,933	39,841,837	39,563,362	40,399,547	39,985,678
1株当たり純資産額(円)	△103.76	△151.65	△120.56	△78,499.52	△23,676.18
1株当たり当期純利益(円) (△は1株当たり当期純損失)	△154.66	△181.05	30.40	31,943.14	53,933.18
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益(円)	—	—	14.03	17,053.00	34,237.60
連結自己資本比率(第二基準)(%)	3.78	7.74	9.74	9.97	10.56
連結自己資本利益率(%)	—	—	—	—	38.3
連結株価収益率(倍)	—	—	7.07	12.67	5.87
営業活動によるキャッシュ・フロー	△165,637	△762,333	△555,407	△484,649	21,119
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36,199	△817,162	544,800	△541,071	363,230
財務活動によるキャッシュ・フロー	△244,744	1,912,702	71,263	△242,934	△538,537
現金及び現金同等物の期末残高	2,350,512	2,683,520	2,744,227	1,475,689	1,321,557
従業員数(人)	23,692	18,025	16,260	16,123	16,245
[外、平均臨時従業員数]	[13,269]	[12,400]	[13,844]	[15,489]	[15,476]
合算信託財産額	25,154,826	25,719,866	27,435,424	30,041,312	34,203,001

- (注) 1.当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2.連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3.「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たりの純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成19年3月期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、連結財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4.潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については算出しておりません。
- 5.連結自己資本比率は、平成19年3月期から銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。なお平成18年3月期以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
- 6.連結自己資本利益率は、当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
- 7.連結株価収益率は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については、算出しておりません。
- 8.合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
- 9.従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 10.当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成15年3月期、平成16年3月期及び平成17年3月期について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりとなります。  
(単位：円)

連結会計年度	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり純資産額	△103,764.46	△151,659.01	△120,562.76
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)	△154,664.74	△181,051.22	30,403.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	14,036.31

## ■連結損益の状況

(単位：百万円)

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成18年3月期比
連結粗利益	768,663	805,219	36,555
資金利益	549,803	563,703	13,899
信託報酬	36,684	40,438	3,753
役員取引等利益	144,437	157,037	12,600
特定取引利益	4,975	21,539	16,564
その他業務利益	32,763	22,500	△10,262
一般貸倒引当金繰入額(△)	△10,794	△1,417	9,376
営業経費(△)	384,049	384,631	581
臨時収支	△27,067	△12,151	14,915
うち株式関係損益	58,544	72,442	13,897
うち不良債権処理額(△)	74,290	95,620	21,330
貸出金償却(△)	45,955	38,287	△7,668
個別貸倒引当金繰入額(△)	28,963	59,884	30,921
特定海外債権引当勘定繰入額(△)	△16	△19	△2
債権売却損(△)	△612	△2,531	△1,918
その他不良債権処理額(△)	1	—	△1
うち持分法による投資損益	531	497	△34
経常利益	368,341	409,855	41,513
特別利益	57,960	29,162	△28,797
うち与信費用戻入	57,286	24,824	△32,462
特別損失(△)	23,769	12,942	△10,826
税金等調整前当期純利益	402,531	426,074	23,542
法人税、住民税及び事業税(△)	15,676	12,466	△3,209
法人税等調整額(△)	△9,103	△263,686	△254,583
少数株主利益(△)	12,670	12,396	△274
当期純利益	383,288	664,899	281,610

(ご参考)

連結対象会社数

(単位：社)

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成18年3月期比
連結子会社数	36	21	△15
持分法適用会社数	2	2	—
合計	38	23	△15

## ■平成19年3月期の業績について

総資産は前連結会計年度末比4,138億円減少して39兆9,856億円となりました。

資産では、有価証券は前連結会計年度末比4,267億円減少して7兆5,952億円となりましたものの、貸出金は前連結会計年度末比432億円増加して26兆2,528億円になったほか、買入金銭債権が前連結会計年度末比4,295億円増加して5,711億円で、コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比2,132億円増加して1兆2,001億円となっております。また、当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直しました結果、繰延税金資産は前連結会計年度末比3,057億円増加して3,092億円となりました。なお、支払承諾見返が前連結会計年度末比6,456億円減少して1兆755億円となっておりますが、これは当連結会計年度から有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を相殺して表示することになったことなどによるものであります。

負債につきましては、預金が前連結会計年度末比1,338億円増加して31兆7,310億円で、譲渡性預金が764億円増加して1兆8,002億円でそれぞれなりましたほか、社債は1,027億円増加して8,661億円になりました。また、コールマネー及び売渡手形が前連結会計年度末比7,990億円減少して1,240億円となった一方で、借入金の前連結会計年度末比7,513億円増加して9,932億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比227億円減少し、11兆8,578億円となっております。

会社法の施行などに伴い、従来の資本の部は純資産の部となりましたが、その内訳は、株主資本合計が1兆4,673億円、評価・換算差額等合計が3,444億円、少数株主持分が1,583億円で、合計1兆9,701億円となっております。なお、従来の資本の部にあたる金額は1兆8,274億円で、前連結会計年度末比1,704億円の増加となりました。優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、△23,676円18銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比1,062億円増加し、1兆1,533億円となりました。内訳を見ますと、貸出金利息が前連結会計年度比198億円、有価証券利息配当金が前連結会計年度比144億円それぞれ増加しており、資金運用収益全体としては前連結会計年度比552億円増加して6,652億円と好調でありましたほか、信託報酬が前連結会計年度比37億円増加して404億円、特定取引収益が前連結会計年度比168億円増加して219億円などとなっております。また、その他経常収益が前連結会計年度比385億円増加して1,468億円となっておりますが、これは、主として株式等売却益の増加によるものであります。

経常費用は、前連結会計年度比647億円増加し、7,434億円となりました。内訳では、役員取引等費用は前連結会計年度比161億円減少して508億円となりましたものの、預金利息や社債利息の増加などにより、資金調達費用は前連結会計年度比413億円増加して1,015億円となっております。営業経費につきましては、ほぼ前連結会計年度比横ばいの3,846億円となりましたが、引き続き厳格な償却・引当に努めて参りました結果、貸倒引当金繰入額が前連結会計年度比402億円増加して584億円となり、その他経常費用全体としては前連結会計年度比330億円増加して、1,575億円となっております。

特別利益は、償却債権取立益の減少などにより前連結会計年度比287億円減少して291億円となりました。また特別損失につきまし

ては、前連結会計年度においては優先出資証券の償還損を計上しておりましたため、前連結会計年度比108億円減少して、129億円となっております。なお、当連結会計年度におきましては、当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直しました結果、法人税等調整額が前連結会計年度比2,545億円減少して△2,636億円となり、連結当期純利益の増加に寄与しております。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比415億円増加し、4,098億円で、連結当期純利益は前連結会計年度比2,816億円増加し、6,648億円となりました。また、1株当たり当期純利益は53,933円18銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、10.56%となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比5,057億円収入が増加し211億円の収入となりました。これはコールローン等の増加やコールマネー等の減少など市場性資金の変動が主な要因となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比9,043億円収入が増加し3,632億円の収入となりました。これは有価証券の売却が主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比2,956億円支出が増加して、5,385億円の支出となりました。これは主として、株式会社整理回収機構に引受けていただいております公的資金優先株式の一部を、当連結会計年度におきまして取得・消却したことによるものであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当連結会計年度期首に比べ1,541億円減少して1兆3,215億円となりました。



## 連結財務諸表

当社は、平成18年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。また、平成19年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。また、銀行法第52条の28の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けております。

### ■連結貸借対照表

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成18年3月31日)	平成19年3月期 (平成19年3月31日)
<b>〈資産の部〉</b>		
現金預け金 <sup>※8</sup>	1,691,016	1,609,285
コールローン及び買入手形	986,886	1,200,121
債券貸借取引 支払保証金	47,565	114,451
買入金銭債権	141,616	571,122
特定取引資産 <sup>※8</sup>	678,848	370,899
金銭の信託	—	10,385
有価証券 <sup>※1,2,8,15</sup>	8,021,995	7,595,212
貸出金 <sup>※3,4,5,6,7,8,9</sup>	26,209,603	26,252,861
外国為替 <sup>※7</sup>	89,512	83,265
その他資産 <sup>※8</sup>	889,620	909,471
動産不動産 <sup>※8,10,11,12</sup>	442,422	—
有形固定資産 <sup>※11,12</sup>	—	401,302
建物	—	114,798
土地 <sup>※10</sup>	—	266,660
建設仮勘定	—	1,767
その他の有形固定資産	—	18,075
無形固定資産	—	40,382
ソフトウェア	—	13,208
のれん	—	21,754
その他の無形固定資産	—	5,419
繰延税金資産	3,509	309,286
連結調整勘定	28,804	—
支払承諾見返 <sup>※15</sup>	1,721,237	1,075,585
貸倒引当金	△538,454	△543,137
投資損失引当金	△14,636	△14,819
資産の部合計	40,399,547	39,985,678

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成18年3月31日)	平成19年3月期 (平成19年3月31日)
<b>〈負債の部〉</b>		
預金 <sup>※8</sup>	31,597,248	31,731,081
譲渡性預金	1,723,740	1,800,220
コールマネー及び売渡手形	923,125	124,054
売現先勘定 <sup>※8</sup>	240,480	13,983
債券貸借取引受入担保金 <sup>※8</sup>	154,458	55,575
特定取引負債	71,090	115,367
借入金 <sup>※8,13</sup>	241,907	993,227
外国為替	5,485	3,199
社債 <sup>※14</sup>	763,438	866,141
信託勘定借	426,112	417,715
その他負債 <sup>※8</sup>	641,039	766,672
退職給付引当金	3,437	3,766
事業再構築引当金	171	—
店舗チャネル改革引当金	2,731	—
その他の引当金	—	5,409
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	25,083	0
再評価に係る繰延税金負債 <sup>※10</sup>	44,844	43,536
支払承諾 <sup>※15</sup>	1,721,237	1,075,585
負債の部合計	38,585,634	38,015,538
<b>〈少数株主持分〉</b>		
少数株主持分	156,829	—
<b>〈資本の部〉</b>		
資本金	327,201	—
資本剰余金	263,505	—
利益剰余金	749,118	—
土地再評価差額金 <sup>※10</sup>	62,396	—
その他有価証券評価差額金	257,388	—
為替換算調整勘定	△1,946	—
自己株式	△579	—
資本の部合計	1,657,084	—
負債、少数株主持分 及び資本の部合計	40,399,547	—
<b>〈純資産の部〉</b>		
資本金	—	327,201
資本剰余金	—	223,810
利益剰余金	—	917,277
自己株式	—	△898
株主資本合計	—	1,467,391
その他有価証券評価差額金	—	301,013
繰延ヘッジ損益	—	△15,675
土地再評価差額金 <sup>※10</sup>	—	60,484
為替換算調整勘定	—	△1,400
評価・換算差額等合計	—	344,421
少数株主持分	—	158,327
純資産の部合計	—	1,970,139
負債及び純資産の部合計	—	39,985,678

## ■連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
経常収益	1,047,056	1,153,316
資金運用収益	609,931	665,223
貸出金利息	495,591	515,486
有価証券利息配当金	79,881	94,290
コールローン利息及び 買入手形利息	2,194	8,889
買現先利息	—	0
債券貸借取引受入利息	7	122
預け金利息	7,228	9,476
その他の受入利息	25,027	36,959
信託報酬	36,684	40,438
役員取引等収益	211,351	207,849
特定取引収益	5,177	21,995
その他業務収益	75,688	71,006
その他経常収益*2	108,222	146,802
経常費用	678,714	743,461
資金調達費用	60,128	101,520
預金利息	29,077	51,834
譲渡性預金利息	650	6,055
コールマネー利息及び 売渡手形利息	632	1,298
売現先利息	26	309
債券貸借取引支払利息	481	804
借入金利息	9,031	6,501
社債利息	17,606	29,396
その他の支払利息	2,620	5,319
役員取引等費用	66,914	50,811
特定取引費用	202	455
その他業務費用	42,925	48,505
営業経費	384,049	384,631
その他経常費用	124,495	157,536
貸倒引当金繰入額	18,152	58,447
その他の経常費用*3	106,343	99,088
経常利益	368,341	409,855
特別利益	57,960	29,162
動産不動産処分益	475	—
固定資産処分益	—	1,611
償却債権取立益	57,286	24,824
その他の特別利益*4	197	2,726
特別損失	23,769	12,942
動産不動産処分損	3,549	—
固定資産処分損	—	2,668
減損損失*1	1,018	7,720
証券取引責任準備金繰入額	0	—
その他の特別損失*5	19,201	2,553
税金等調整前当期純利益	402,531	426,074
法人税、住民税及び事業税	15,676	12,466
法人税等調整額	△9,103	△263,686
少数株主利益	12,670	12,396
当期純利益	383,288	664,899

## ■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
〈資本剰余金の部〉	
資本剰余金期首残高	263,492
資本剰余金増加高	12
自己株式処分差益	12
資本剰余金期末残高	263,505
〈利益剰余金の部〉	
利益剰余金期首残高	384,839
利益剰余金増加高	384,298
当期純利益	383,288
土地再評価差額金取崩	1,009
利益剰余金減少高	20,019
配当金	20,019
利益剰余金期末残高	749,118

■連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	株主資本					評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主 資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等 合計		
平成18年3月31日残高	327,201	263,505	749,118	△579	1,339,245	257,388	—	62,396	△1,946	317,838	156,829	1,813,913
連結会計年度中の変動額												
新株の発行		63,000			63,000							63,000
剰余金の配当(注)			△31,351		△31,351							△31,351
当期純利益			664,899		664,899							664,899
自己株式の取得				△570,345	△570,345							△570,345
自己株式の処分		4		28	32							32
自己株式の消却		△569,998		569,998	—							—
利益剰余金による補てん		467,300	△467,300		—							—
土地再評価差額金の取崩			1,912		1,912							1,912
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	28,080
連結会計年度中の変動額合計	—	△39,694	168,159	△319	128,145	43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	156,225
平成19年3月31日残高	327,201	223,810	917,277	△898	1,467,391	301,013	△15,675	60,484	△1,400	344,421	158,327	1,970,139

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	402,531	426,074
減価償却費	15,353	15,372
減損損失	1,018	7,720
連結調整勘定償却額	6,881	—
のれん償却額	—	7,050
持分法による投資損益(△)	△531	△497
貸倒引当金の増加額	△88,581	4,683
投資損失引当金の増加額	404	182
事業再構築引当金の増加額	△129	△171
退職給付引当金の増加額	△2,189	329
資金運用収益	△609,931	△665,223
資金調達費用	60,128	101,520
有価証券関係損益(△)	△49,032	△88,911
金銭の信託の運用損益(△)	—	△385
為替差損益(△)	△61,699	△56,655
動産不動産処分損益(△)	3,073	—
固定資産処分損益(△)	—	1,056
特定取引資産の純増(△)減	19,268	297,986
特定取引負債の純増減(△)	32,017	44,276
貸出金の純増(△)減	△893,804	△43,258
預金の純増減(△)	△377,922	133,833
譲渡性預金の純増減(△)	695,350	76,480
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△6,557	765,187
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	64,724	△88,960
コールローン等の純増(△)減	△355,571	△642,367
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△10,956	△66,885
コールマネー等の純増減(△)	△10,859	△1,023,785
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	89,388	△98,882
外国為替(資産)の純増(△)減	△8,782	6,246
外国為替(負債)の純増減(△)	△3,808	△2,286
普通社債の発行・償還による純増減(△)	11,300	50,000
信託勘定借の純増減(△)	32,946	△8,397
資金運用による収入	626,777	672,222
資金調達による支出	△46,224	△94,903
その他	△11,603	310,006
小計	△477,021	38,658
法人税等の支払額	△7,627	△17,539
営業活動による キャッシュ・フロー	△484,649	21,119

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△18,118,677	△22,743,109
有価証券の売却による収入	14,796,387	20,912,420
有価証券の償還による収入	2,788,189	2,216,224
金銭の信託の増加による支出	—	△10,000
動産不動産の取得による支出	△9,157	—
有形固定資産の取得による支出	—	△9,996
動産不動産の売却による収入	2,186	—
有形固定資産の売却による収入	—	1,841
無形固定資産の取得による支出	—	△6,291
無形固定資産の売却による収入	—	2,141
投資活動による キャッシュ・フロー	△541,071	363,230
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入による収入	—	10,000
劣後特約付借入金 の返済による支出	△253,250	△27,000
劣後特約付社債の発行による収入	304,890	126,960
劣後特約付社債の償還による支出	△115,800	△108,743
株式の発行による収入	—	62,147
優先出資証券の発行による収入	126,158	—
優先出資証券の償還による支出	△283,323	—
配当金支払額	△20,019	△31,351
少数株主への配当金支払額	△24	△236
自己株式の取得による支出	△563	△570,345
少数株主からの株式取得による支出	△1,060	—
自己株式の売却による収入	57	32
財務活動による キャッシュ・フロー	△242,934	△538,537
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	116	54
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	△1,268,537	△154,132
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	2,744,227	1,475,689
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	1,475,689	1,321,557

## ■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (平成19年3月期)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 21社

主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。

あさひ銀リテールファイナンス株式会社、  
Resona Preferred Capital(Cayman) 1 Limited、  
Resona Preferred Capital(Cayman) 2 Limited、  
Resona Preferred Capital(Cayman) 3 Limited、  
Resona Preferred Capital(Cayman) 4 Limited、  
Resona Preferred Capital(Cayman) 5 Limited、  
Resona Preferred Capital(Cayman) 6 Limited、  
Resona Preferred Securities(Cayman) 1 Limited、  
Resona Preferred Securities(Cayman) 2 Limited、  
Resona Preferred Securities(Cayman) 3 Limited、  
Resona Preferred Securities(Cayman) 4 Limited、  
Resona Preferred Securities(Cayman) 5 Limited、  
Resona Preferred Securities(Cayman) 6 Limited、  
Resona Preferred Finance(Cayman) Limited  
及びResona bank(Capital Management)Plcは清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

#### (2) 非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法適用の関連会社 2社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

#### (4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

#### (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日	4社
3月末日	17社

#### (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券の時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価

は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(会計方針の変更)

従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額は808百万円減少し、繰延税金資産は550百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は1,358百万円増加しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ①有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2年～50年

動産：2年～20年

##### ②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に照り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は340,314百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理

・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

- (8) その他の引当金の計上基準  
 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。  
 預金払戻損失引当金  
 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。  
 利息返還損失引当金  
 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。
- (9) 特別法上の引当金の計上基準  
 証券取引責任準備金 0百万円  
 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (10) 外貨建資産・負債の換算基準  
 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- (11) リース取引の処理方法  
 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法  
 (イ) 金利リスク・ヘッジ  
 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。  
 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当年度の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。  
 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万円(同前)であります。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ  
 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
 また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
- (ハ) 連結会社間取引等  
 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。  
 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- (13) 消費税等の会計処理  
 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方

式によっております。  
 (14) 連結納税制度の適用  
 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
 原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

## ■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (平成19年3月期)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)  
 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。  
 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,827,488百万円であります。  
 なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)  
 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

(金融商品に関する会計基準)  
 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。  
 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(固定資産の減損に係る会計方針)  
 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、りそな銀行において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が3,523百万円減少しております。  
 なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は3,277百万円多く計上されております。

## ■表示方法の変更 (平成19年3月期)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (連結貸借対照表関係)
- 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
  - 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
  - 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。  
 これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また建

設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。また、「動産不動産」中の保証金権利のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」に表示しております。
- (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」に含めて表示しております。

**(連結損益計算書関係)**

- (1) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理していましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
- (2) 「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」等として表示しております。

**(連結キャッシュ・フロー計算書関係)**

- (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。
- (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。
- また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

**■追加情報**

(平成19年3月期)

当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。

**■注記事項**

(平成19年3月期)

**(連結貸借対照表関係)**

- ※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,825百万円及び出資金15,877百万円が含まれております。
- ※ 2. 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸付契約により貸し付けている有価証券はありません。
- 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は38,342百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,263百万円です。
- ※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,401百万円、延滞債権額は403,396百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,911百万円です。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は278,862百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は714,572百万円です。
- なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は357,553百万円です。
- ※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |              |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産  |              |
| 特定取引資産      | 63,929百万円    |
| 有価証券        | 3,124,109百万円 |
| 貸出金         | 284,470百万円   |
| その他資産       | 3,960百万円     |
| 担保資産に対応する債務 |              |

預金	144,109百万円
売現先勘定	13,983百万円
債券貸借取引受入担保金	29,574百万円
借入金	776,300百万円
その他負債	288百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金436百万円、有価証券951,893百万円、その他資産3,340百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,926百万円、敷金保証金は23,055百万円です。

- ※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,880,502百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,556,809百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
- また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※ 10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日  
平成10年3月31日
  - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。
  - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,261百万円
- ※ 11. 有形固定資産の減価償却累計額 207,668百万円
- ※ 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 62,398百万円  
(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
- ※ 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金167,000百万円が含まれております。
- ※ 14. 社債には、劣後特約付社債656,141百万円が含まれております。
- ※ 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は544,188百万円です。
- なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。
- これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ544,188百万円減少しております。
16. 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託516,755百万円です。

**(連結損益計算書関係)**

- ※ 1. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について3,523百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,196百万円の「減損損失」を計上しております。
- 上記「減損損失」の合計のうち、建物3,009百万円、土地2,081百万円、その他の有形固定資産は2,629百万円、その他の無形固定資産は0百万円です。
- グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。
- 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の営業用店舗については、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。
- ※ 2. 「その他経常収益」には、株式等売却益108,420百万円を含んでおります。
- ※ 3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却38,287百万円、株式等売却損27,036百万円を含んでおります。
- ※ 4. 「その他の特別利益」には、店舗チャンネル改革引当金取崩額2,625百万円を含んでおります。

※ 5. 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社におけるシステム更改に伴う損失であります。

**(連結株主資本等変動計算書関係)**

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位：千株)

	前年度末株式数 当連結会計	当連結会計年度		当年度末株式数 当連結会計	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	注1
種類株式					
乙種第一回優先株式	680	—	407	272	注2
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回優先株式	0	—	0	0	注1
戊種第一回優先株式	240	—	230	9	注2
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	—	25	—	25	注3
合計	20,837	25	638	20,224	
自己株式					
普通株式	1	0	0	2	注4
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	407	407	—	注2
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注1
戊種第一回優先株式	—	230	230	—	注2
合計	1	639	638	2	

(注) 1. 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。  
2. 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の発行済株式並びに自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。  
3. 新株の発行による増加であります。  
4. 端株の買取及び処分による増減であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 5月23日 取締役会	普通株式	11,397	1,000	平成18年 3月31日	平成18年 5月23日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	4,324	6,360		
	丙種第一回優先株式	816	6,800		
	丁種第一回優先株式	1	10,000		
	戊種第一回優先株式	3,451	14,380		
	己種第一回優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回優先株式	3,267	1,188		
第2種第一回優先株式	3,347	1,188			
第3種第一回優先株式	3,267	1,188			

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成19年 5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	利益 剰余金	平成 19年 3月 31日	平成 19年 6月 11日
	種類株式					
	乙種第一回優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回優先株式	816	6,800			
	丁種第一回優先株式	0	10,000			
	戊種第一回優先株式	137	14,380			
	己種第一回優先株式	1,480	18,500			
	第1種第一回優先株式	4,642	1,688			
	第2種第一回優先株式	4,756	1,688			
	第3種第一回優先株式	4,642	1,688			
第4種優先株式	1,459	57,918				

**(連結キャッシュ・フロー計算書関係)**

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
平成19年3月31日現在  
現金預け金勘定 1,609,285百万円  
日本銀行以外への預け金 △287,727百万円  
現金及び現金同等物 1,321,557百万円

**(リース取引関係)**

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額  
取得価額相当額  
動産 14,647百万円  
その他 768百万円  
合計 15,416百万円  
減価償却累計額相当額  
動産 6,759百万円  
その他 458百万円  
合計 7,217百万円  
年度末残高相当額  
動産 7,888百万円  
その他 310百万円  
合計 8,199百万円  
・未経過リース料年度末残高相当額  
1年内 2,582百万円  
1年超 5,996百万円  
合計 8,578百万円  
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  
支払リース料 2,711百万円  
減価償却費相当額 2,521百万円  
支払利息相当額 228百万円  
・減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
・利息相当額の算定方法  
主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引  
・未経過リース料  
1年内 18百万円  
1年超 9百万円  
合計 27百万円  
リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

**(退職給付関係)**

1. 採用している退職給付制度の概要  
一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。  
また、適格退職年金制度を有している連結子会社は1社であります。  
なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。



2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(A)	△345,576百万円
年金資産	(B)	601,754百万円
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	256,178百万円
未認識数理計算上の差異	(D)	△128,796百万円
連結貸借対照表計上額純額	(E) = (C) + (D)	127,381百万円
前払年金費用	(F)	131,148百万円
退職給付引当金	(E) - (F)	△3,766百万円

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。  
2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用(注)	9,034百万円
利息費用	6,777百万円
期待運用収益	△6,515百万円
過去勤務債務の費用処理額	25百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,782百万円
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	1,196百万円
退職給付費用	8,736百万円
代行返上資産額確定に伴う利益	△524百万円
計	8,211百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしている。)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,319,244百万円
有価証券償却否認額	925,162百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	240,766百万円
退職給付引当金	44,530百万円
その他有価証券評価差額金	40百万円
その他	126,553百万円
繰延税金資産小計	2,656,298百万円
評価性引当額	△2,196,652百万円
繰延税金資産合計	459,645百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△119,237百万円
退職給付信託設定益	△19,741百万円
未収配当金	△2,483百万円
その他	△8,897百万円
繰延税金負債合計	△150,358百万円
繰延税金資産の純額	309,286百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.63%
(調整)	
評価性引当額等	△97.73%
受取配当金益金不算入	△1.45%
親会社と子会社の実効税率差	△1.04%
その他	0.63%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△58.96%

(関連当事者との取引)

- 親会社及び法人主要株主等  
記載すべき重要なものではありません。
- 役員及び個人主要株主等  
記載すべき重要なものではありません。
- 子会社等  
記載すべき重要なものではありません。
- 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	株式会社整理回収機構	東京都中野区	212,000	債権の管理・回収等	-	-	金銭貸借関係	資金の借入	-	借入金	80,000
								借入金利息	1,256	その他負債	7
								自己株式の取得	569,998	-	-

- (注) 1. 借入金の取引条件は一般の取引条件と同様に決定しております。  
2. 自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△23,676.18円
1株当たり当期純利益	53,933.18円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	34,237.60円

(注) 1.「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,375円49銭減少しております。

2.1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額	1,970,139百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,239,965百万円
うち少数株主持分	158,327百万円
うち優先株式	2,061,972百万円
うち優先配当額	19,665百万円
普通株式に係る期末の純資産額	△269,826百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	11,396千株

3.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	664,899百万円
普通株主に帰属しない金額	50,236百万円
うち優先配当額	19,665百万円
うち配当優先株式に係る消却差額	30,571百万円
普通株式に係る当期純利益	614,662百万円
普通株式の期中平均株式数	11,396千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	18,205百万円
うち優先配当額	18,205百万円
普通株式増加数	7,087千株
うち優先株式	7,087千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 該当ありません。

(重要な後発事象)

1. 重要な新株の発行

平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定し、平成19年6月5日に払込完了いたしました。

(1) 募集等の方法	第三者割当
(2) 発行する株式の種類	第9種優先株式
(3) 発行する株式の数	100,000株
(4) 発行価額	1株につき3,500,000円
(5) 発行総額	3,500億円
(6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額	1株につき1,750,000円
(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額	1株につき1,750,000円
(8) 払込期日	平成19年6月5日
(9) 新株の配当起算日	平成19年6月5日

(10) 資金の使途  
財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。

(11) その他重要な事項  
会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行っております。

2. 重要な資本の減少

平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日に効力発生いたしました。

(1) 目的	
第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。	
(2) 資本減少の方法	
会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による。	
(3) 減少する資本の額	1,750億円
(4) 減少する資本準備金の額	1,750億円
(5) 減少する発行済株式数	なし
(6) 法定公告掲載日	平成19年5月2日
(7) 債権者異議申述最終期日	平成19年6月4日
(8) 効力発生日	平成19年6月5日
(9) その他重要な事項	
同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。	

上記1,2の結果、平成19年6月5日に、発行済株式総数のうち優先株式は8,924,845,861株となり、資本剰余金は3,500億円増加いたしました。

(ご参考)

なお、有価証券報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条1項1号の規定に基づく確認書を、添付しております。

## 有価証券及び金銭の信託の時価等情報

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

### ■ 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	587,801	△3	291,026	272

### ■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成18年3月末					平成19年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	評価差額		うち損	連結貸借対照表計上額	時価	評価差額		うち損
			うち益	うち損				うち益	うち損	
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	107,470	104,912	△2,557	9	2,567	148,451	148,074	△377	588	966
社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	107,470	104,912	△2,557	9	2,567	148,451	148,074	△377	588	966

(注) 1. 時価は、各連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### ■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成18年3月末					平成19年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額		うち損	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額		うち損
			うち益	うち損				うち益	うち損	
株式	400,977	860,926	459,948	463,577	3,628	390,466	839,411	448,944	451,428	2,483
債券	5,019,683	4,944,316	△75,366	1,142	76,509	4,951,728	4,913,534	△38,193	1,468	39,662
国債	3,691,491	3,627,524	△63,967	535	64,502	3,927,606	3,894,702	△32,903	814	33,718
地方債	303,375	298,422	△4,952	255	5,207	311,550	308,743	△2,806	376	3,183
社債	1,024,816	1,018,370	△6,446	351	6,798	712,570	710,087	△2,483	277	2,760
その他	1,241,957	1,302,870	60,913	77,049	16,135	1,054,405	1,076,576	22,171	49,626	27,455
合計	6,662,618	7,108,114	445,495	541,768	96,272	6,396,599	6,829,521	432,921	502,523	69,601

(注) 連結貸借対照表計上額は、株式については主として各連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

### ■ 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	平成18年3月期			平成19年3月期		
	売却原価	売却額	売却損益額	売却原価	売却額	売却損益額
満期保有目的債券	1,300	1,357	57	—	—	—

(売却の理由) 平成18年3月期は、共に連結される子会社である株式会社りそな銀行及び旧株式会社奈良銀行が平成18年1月に合併したことに伴い、旧株式会社奈良銀行保有の債券の保有目的区分の見直しを行ったことによるものです。

### ■ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	平成18年3月期			平成19年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	14,662,455	92,043	40,047	20,521,550	148,413	59,169

## ■時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

		平成18年3月末	平成19年3月末
満期保有目的の債券	非上場内国債券	27,369	30,640
その他有価証券	非上場内国債券	587,996	571,668
	非上場株式	184,837	122,077

## ■保有目的を変更した有価証券

平成18年3月期は、共に連結される子会社である株式会社りそな銀行及び旧株式会社奈良銀行が平成18年1月に合併したことに伴い、旧株式会社奈良銀行保有の債券の保有目的区分の見直しを行ったことにより、当連結会計年度中に満期保有目的の債券1,099百万円を、その他有価証券に区分変更しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

平成19年3月期は、該当ありません。

## ■その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位:百万円)

	平成18年3月末				平成19年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	1,415,421	2,896,401	792,700	562,629	2,939,623	1,368,164	614,257	742,346
国債	1,051,557	1,465,825	566,184	543,956	2,387,786	452,723	328,040	726,152
地方債	22,028	195,981	187,882	—	63,290	152,803	241,102	—
社債	341,834	1,234,594	38,633	18,673	488,547	762,637	45,115	16,193
その他	32,439	144,156	348,368	186,834	11,400	85,151	240,849	232,712
合計	1,447,860	3,040,558	1,141,069	749,464	2,951,024	1,453,316	855,106	975,058

## ■金銭の信託の時価等情報

## 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	10,385	385

## 満期保有目的の金銭の信託

平成18年3月末、平成19年3月末とも該当ありません。

## その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

平成18年3月末、平成19年3月末とも該当ありません。

## ■その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
評価差額	435,784	420,640
その他有価証券	435,784	420,640
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	176,805	119,197
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	258,978	301,443
(△)少数株主持分相当額	1,574	407
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△15	△22
その他有価証券評価差額金	257,388	301,013

(注) 評価差額からは、平成18年3月末については、時価ヘッジにより損益に反映させた額10,778百万円及び組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額△1,066百万円を、平成19年3月末については、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

# デリバティブ取引情報

## 金利関連取引

(単位：百万円)

取引所	金利先物	売建 買建	平成18年3月末				平成19年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
			561,187	75,993	62	62	1,542,958	—	△1,251	△1,251
			468,931	7,430	△392	△392	560,675	—	△33	△33
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	4,907,173	4,163,203	△11,963	△18,155	7,461,498	6,005,969	31,834	29,390
		受取変動・支払固定	4,800,208	4,101,123	44,570	50,958	8,466,696	5,486,603	△4,258	△1,812
		受取変動・支払変動	2,176,810	2,051,500	△4,498	△4,498	2,642,500	2,350,500	△2,530	△2,530
	キャップ	売建	184,102	132,709	△1,226	1,134	146,064	85,542	810	880
		買建	131,647	85,347	1,740	243	86,971	70,610	598	0
	フロアー	売建	400	400	0	2	6,400	6,300	174	△8
		買建	6,848	6,599	235	144	12,961	12,885	140	128
	スワップション	売建	42	—	0	△0	—	—	—	—
		買建	9,215	1,500	341	275	11,190	1,100	148	59
合計			/	/	31,322	29,773	/	/	23,662	24,824

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## 通貨関連取引

(単位：百万円)

店頭	通貨スワップ 為替予約	売建 買建	平成18年3月末				平成19年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
			1,682,617	1,593,958	7,329	△5,045	3,100,807	2,952,341	5,289	△7,808
			667,386	26,960	28,937	28,937	473,393	62,485	△6,007	△6,007
			242,482	352,588	△4,195	△4,195	1,188,156	555,675	48,259	48,259
	通貨オプション	売建	1,547,733	774,104	51,076	6,774	1,547,564	879,258	59,121	8,705
		買建	1,725,361	799,837	35,218	△10,051	1,630,292	880,092	40,040	△13,995
合計			/	/	16,213	16,419	/	/	28,460	29,153

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## 株式関連取引

(単位：百万円)

取引所	株式指数先物 株式指数オプション	売建 買建	平成18年3月末				平成19年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
			—	—	—	—	6,868	—	△56	△56
			—	—	—	—	6,793	—	72	72
			219,593	—	2,191	△550	100,127	—	656	297
			48,600	—	60	△41	93,150	—	149	△107
合計			/	/	△2,131	△591	/	/	△490	207

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## 債券関連取引

(単位：百万円)

取引所	債券先物	売建 買建	平成18年3月末				平成19年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
			87,852	—	338	338	71,158	—	59	59
			17,113	—	△61	△61	30,524	—	△81	△81
合計			/	/	276	276	/	/	△22	△22

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

### ■商品関連取引

平成18年3月末、平成19年3月末とも該当ありません。

### ■クレジットデリバティブ取引

平成18年3月末、平成19年3月末とも該当ありません。

## Ⅱ セグメント情報 Ⅱ

### ■事業の種類別セグメント情報

平成18年3月期、平成19年3月期

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

### ■所在地別セグメント情報

平成18年3月期、平成19年3月期

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

### ■海外経常収益

平成18年3月期、平成19年3月期

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## Ⅱ 主要な業務の状況を示す指標 Ⅱ

### ■国内・海外別収支の内訳

(単位：百万円)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収支	532,259	17,698	154	549,803	551,059	11,880	△775	563,714
資金運用収益	607,649	22,952	20,671	609,931	661,821	16,917	13,515	665,223
資金調達費用	75,390	5,254	20,516	60,128	110,762	5,037	14,290	101,509
信託報酬	36,684	—	—	36,684	40,438	—	—	40,438
役務取引等収支	144,180	256	—	144,437	156,755	275	△5	157,037
役務取引等収益	211,022	356	27	211,351	207,481	382	14	207,849
役務取引等費用	66,841	100	27	66,914	50,725	106	20	50,811
特定取引収支	4,975	—	—	4,975	21,539	—	—	21,539
特定取引収益	5,177	—	—	5,177	21,995	—	—	21,995
特定取引費用	202	—	—	202	455	—	—	455
その他業務収支	32,326	437	—	32,763	22,897	△396	—	22,500
その他業務収益	75,251	437	—	75,688	71,402	△396	—	71,006
その他業務費用	42,924	0	—	42,925	48,505	—	—	48,505

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

## ■資金運用／調達状況

(単位：百万円、%)

	平成18年3月期				平成19年3月期				
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	
資金運用勘定	平均残高	34,125,639	507,999	506,130	34,127,508	35,434,574	264,846	252,023	35,447,397
	利息	607,649	22,952	20,671	609,931	661,821	16,917	13,515	665,223
	利回り	1.78	4.51	/	1.78	1.86	6.38	/	1.87
うち貸出金	平均残高	25,080,598	194,834	169,494	25,105,939	25,929,346	118,509	88,251	25,959,603
	利息	493,564	6,680	4,652	495,591	512,282	6,715	3,511	515,486
	利回り	1.96	3.42	/	1.97	1.97	5.66	/	1.98
有価証券	平均残高	7,653,583	303,425	331,776	7,625,233	7,386,751	137,954	163,020	7,361,685
	利息	80,032	15,843	15,993	79,881	94,809	9,429	9,948	94,290
	利回り	1.04	5.22	/	1.04	1.28	6.83	/	1.28
コールローン 及び買入手形	平均残高	743,951	3,551	—	747,503	1,355,806	6,310	132	1,361,984
	利息	1,859	358	24	2,194	8,186	726	23	8,889
	利回り	0.25	10.10	/	0.29	0.60	11.51	/	0.65
買現先勘定	平均残高	—	—	—	—	57	—	—	57
	利息	—	—	—	—	0	—	—	0
	利回り	—	—	/	—	0.41	—	/	0.41
債券貸借取引 支払保証金	平均残高	20,402	—	—	20,402	52,170	—	—	52,170
	利息	7	—	—	7	122	—	—	122
	利回り	0.03	—	/	0.03	0.23	—	/	0.23
預け金	平均残高	418,550	4,370	4,465	418,455	321,519	353	147	321,725
	利息	7,195	32	0	7,228	9,505	2	31	9,476
	利回り	1.71	0.75	/	1.72	2.95	0.64	/	2.94
資金調達勘定	平均残高	36,186,006	191,170	490,617	35,886,559	35,351,366	115,685	233,701	35,233,350
	利息	75,390	5,254	20,516	60,128	110,762	5,037	14,290	101,509
	利回り	0.20	2.74	/	0.16	0.31	4.35	/	0.28
うち預金	平均残高	30,728,661	18,929	3,673	30,743,918	30,571,306	25,080	1,086	30,595,300
	利息	28,538	539	0	29,077	50,430	1,427	22	51,834
	利回り	0.09	2.84	/	0.09	0.16	5.69	/	0.16
譲渡性預金	平均残高	2,072,329	—	—	2,072,329	2,073,856	—	—	2,073,856
	利息	650	—	—	650	6,055	—	—	6,055
	利回り	0.03	—	/	0.03	0.29	—	/	0.29
コールマネー 及び売渡手形	平均残高	962,577	1,115	1,049	962,642	529,975	953	148	530,780
	利息	636	19	24	632	1,264	49	15	1,298
	利回り	0.06	1.78	/	0.06	0.23	5.22	/	0.24
売現先勘定	平均残高	402,013	—	—	402,013	96,288	—	—	96,288
	利息	26	—	—	26	309	—	—	309
	利回り	0.00	—	/	0.00	0.32	—	/	0.32
債券貸借取引 受入担保金	平均残高	319,416	—	—	319,416	159,560	—	—	159,560
	利息	481	—	—	481	804	—	—	804
	利回り	0.15	—	/	0.15	0.50	—	/	0.50
コマーシャル・ ペーパー	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
借入金	平均残高	534,117	7,136	169,869	371,385	634,569	7,786	88,431	553,924
	利息	11,598	270	2,837	9,031	8,933	410	2,842	6,501
	利回り	2.17	3.78	/	2.43	1.40	5.26	/	1.17

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

4. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## ■手数料収支（役務取引等収支）の内訳

(単位：百万円)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	211,022	356	27	211,351	207,481	382	14	207,849
うち預金・貸出業務	27,990	50	—	28,040	30,936	67	—	31,004
為替業務	41,522	300	—	41,823	40,403	307	—	40,710
信託関連業務	19,178	—	—	19,178	22,214	—	—	22,214
証券関連業務	37,733	—	—	37,733	45,575	—	—	45,575
代理業務	12,225	—	—	12,225	13,731	—	—	13,731
保護預り貸金庫業務	3,751	—	—	3,751	3,710	—	—	3,710
保証業務	16,082	—	—	16,082	16,389	—	—	16,389
役務取引等費用	66,841	100	27	66,914	50,725	106	20	50,811
うち為替業務	8,955	—	—	8,955	8,856	—	—	8,856

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## ■特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

(単位：百万円)

	平成18年3月期				平成19年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	5,177	—	—	5,177	21,995	—	—	21,995
うち商品有価証券収益	703	—	—	703	2,319	—	—	2,319
特定取引有価証券収益	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品収益	4,332	—	—	4,332	18,676	—	—	18,676
その他の特定取引収益	141	—	—	141	999	—	—	999
特定取引費用	202	—	—	202	455	—	—	455
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券費用	202	—	—	202	455	—	—	455
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

(単位：百万円)

	平成18年3月末				平成19年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引資産	678,848	—	—	678,848	370,899	—	—	370,899
うち商品有価証券	32,001	—	—	32,001	55,213	—	—	55,213
商品有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品	91,046	—	—	91,046	79,873	—	—	79,873
その他の特定取引資産	555,799	—	—	555,799	235,812	—	—	235,812
特定取引負債	71,090	—	—	71,090	115,367	—	—	115,367
うち売付商品債券	14,360	—	—	14,360	68,097	—	—	68,097
商品有価証券派生商品	37	—	—	37	64	—	—	64
特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	8	—	—	8	13	—	—	13
特定金融派生商品	56,683	—	—	56,683	47,191	—	—	47,191
その他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。



## 預金・貸出金に関する指標

### 預金の種類別残高

(単位：百万円)

	平成18年3月末				平成19年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
<b>預金</b>								
流動性預金	18,829,235	10,759	3,879	18,836,115	19,070,012	18,756	—	19,088,769
定期性預金	11,874,290	8,134	—	11,882,425	11,842,672	16,143	—	11,858,816
その他	875,733	3,126	152	878,707	783,894	128	527	783,495
小計	31,579,260	22,019	4,031	31,597,248	31,696,579	35,029	527	31,731,081
譲渡性預金	1,723,740	—	—	1,723,740	1,800,220	—	—	1,800,220
合計	33,303,000	22,019	4,031	33,320,988	33,496,799	35,029	527	33,531,301

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
 2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

### 貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、%)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
<b>国内(除く特別国際金融取引勘定分)</b>	26,175,347	(100.00)	26,212,256	(100.00)
製造業	2,689,419	(10.27)	2,688,385	(10.26)
農業	17,835	(0.07)	19,173	(0.07)
林業	3,763	(0.01)	3,907	(0.01)
漁業	8,615	(0.03)	8,425	(0.03)
鉱業	24,292	(0.09)	22,965	(0.09)
建設業	891,195	(3.40)	834,493	(3.18)
電気・ガス・熱供給・水道業	74,812	(0.29)	67,108	(0.26)
情報通信業	300,963	(1.15)	270,103	(1.03)
運輸業	685,225	(2.62)	613,572	(2.34)
卸売・小売業	2,824,190	(10.79)	2,686,152	(10.25)
金融・保険業	833,726	(3.19)	721,824	(2.75)
不動産業	2,585,400	(9.88)	2,770,027	(10.57)
各種サービス業	2,454,651	(9.38)	2,375,238	(9.06)
地方公共団体	775,003	(2.96)	741,287	(2.83)
その他	12,006,254	(45.87)	12,389,592	(47.27)
<b>海外及び特別国際金融取引勘定分</b>	34,255	(100.00)	40,605	(100.00)
政府等	—	—	—	—
金融機関	2,890	(8.44)	—	—
その他	31,365	(91.56)	40,605	(100.0)
合計	26,209,603	—	26,252,861	—

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2. 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、住宅ローンが含まれております。

### 外国政府等向け債権残高(国別)

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
インドネシア	38,840	44,659
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
ロシア連邦	0	—
合計	38,848	44,667
(資産の総額に対する割合)	(0.09%)	(0.11%)

- (注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

## 不良債権処理について

### ■与信関連費用の内訳

(単位：百万円)

	平成18年3月期	平成19年3月期
信託勘定不良債権処理額(A)	80	355
一般貸倒引当金繰入額(B)	△10,794	△1,417
不良債権処理額(C)	74,290	95,620
貸出金償却	45,955	38,287
個別貸倒引当金繰入額	28,963	59,884
特定海外債権引当勘定繰入額	△16	△19
その他不良債権処理額	△610	△2,531
与信費用戻入額(D)	△57,286	△24,824
貸倒引当金戻入	—	—
償却債権取立益	△57,286	△24,824
与信関連費用	6,290	69,734
計(A)+(B)+(C)+(D)		

(注) 与信費用関連の表示で△は戻入(利益)を示しています。

### ■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成18年3月末		平成19年3月末	
	銀行勘定	銀信合算(※)	銀行勘定	銀信合算(※)
破綻先債権	13,375	13,390	20,401	20,488
延滞債権	352,851	355,769	403,396	407,685
3ヵ月以上延滞債権	15,509	15,614	11,911	12,073
貸出条件緩和債権	386,646	407,638	278,862	299,293
合計	768,382	792,412	714,572	739,540

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

### ■貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
一般貸倒引当金	354,112	350,714
個別貸倒引当金	184,279	192,380
特定海外債権引当勘定	62	42
貸倒引当金 合計	538,454	543,137
特定債務者支援引当金	—	—
債権償却準備金	528	456

### ■リスク管理債権に対する引当率

(単位：%)

	平成18年3月末	平成19年3月末
部分直接償却実施後	68.01	73.50

引当率=(貸倒引当金合計+特定債務者支援引当金+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

### ■リスク管理債権の状況(3行合算)(注)

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
破綻先債権	11,571	19,020
延滞債権	336,073	386,424
3ヵ月以上延滞債権	15,530	12,004
貸出条件緩和債権	339,244	254,901
合計	702,420	672,351
部分直接償却実施額	403,174	282,935

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

### ■貸倒引当金等の状況(3行合算)(注)

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
一般貸倒引当金	263,912	259,933
個別貸倒引当金	176,409	183,966
特定海外債権引当勘定	183	178
貸倒引当金 合計	440,504	444,079
特定債務者支援引当金	—	—
債権償却準備金	528	456

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

### ■リスク管理債権に対する引当率(3行合算)(注)

(単位：%)

	平成18年3月末	平成19年3月末
部分直接償却実施前	76.35	76.15
部分直接償却実施後	62.78	66.11

引当率=(貸倒引当金合計+特定債務者支援引当金+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

### ■金融再生法基準開示債権(3行合算)(注)

(元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後)(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63,429	63,490
危険債権	292,604	356,427
要管理債権	354,775	266,906
小計(A)	710,809	686,824
正常債権	27,088,541	27,140,833
合計(B)	27,799,351	27,827,658
(A)/(B)	2.56%	2.47%

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要管理先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権

■自己査定状況（3行合算：りそな銀行+埼玉りそな銀行+近畿大阪銀行）

(単位：億円)

分類債権 債務者区分	金融再生法の 開示基準	自己査定				保全状況	金融再生法に 基づく保全率
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先/ 実質破綻先 (合計634)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 634	226	408	引当率 100.00%	直接償却	引当金 30 担保/保証 604	破産更生債権 及びこれら に準ずる債権 100.00%
破綻懸念先 (合計3,564)	危険債権 3,564	2,136	1,343	84 引当率 94.74%		引当金 1,533 担保/保証 1,945	危険債権 97.61%
要 注 意 先	要管理債権2,669 ----- 小計 6,868	535	3,376			引当金 870 担保/保証 906	要管理債権 66.55%
	その他の 要管理先 (合計20,343)	6,469	13,874				
正常先 (合計249,821)	正常債権 271,408	249,821					
合計 278,276	合計 278,276	非分類 259,189	Ⅱ分類 19,002	Ⅲ分類 84	Ⅳ分類 —		全体の保全率 85.76%

## 有価証券に関する指標

### 有価証券の残高

(単位：百万円)

	平成18年3月末				平成19年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
国債	3,627,524	—	—	3,627,524	3,894,702	—	—	3,894,702
地方債	405,892	—	—	405,892	457,195	—	—	457,195
社債	1,633,736	—	—	1,633,736	1,312,399	—	—	1,312,399
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	1,052,167	—	—	1,052,167	972,144	—	—	972,144
その他の証券	1,310,908	57	8,290	1,302,675	965,290	96	6,615	958,770
合計	8,030,228	57	8,290	8,021,995	7,601,731	96	6,615	7,595,212

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## 信託業務に関する指標

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

### 信託財産残高表

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
資産 貸出金	174,418	151,362
有価証券	5,471,344	7,981,453
信託受益権	23,064,583	24,594,659
受託有価証券	2	327
金銭債権	405,248	400,072
不動産	442,651	—
有形固定資産	—	591,401
土地の賃借権	4,467	—
無形固定資産	—	3,321
その他債権	16,339	18,118
銀行勘定貸	426,112	417,715
現金預け金	36,143	44,570
合計	30,041,312	34,203,001

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 合算対象の連結子会社

前連結会計年度末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当連結会計年度末 同上

3. 信託財産運用のために再信託された信託を控除して計上しております。

4. 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額

前連結会計年度末 23,063,063百万円

当連結会計年度末 24,593,915百万円

5. 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 3,228,323百万円

当連結会計年度末 2,713,637百万円

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
負債 金銭信託	11,617,351	14,341,253
年金信託	4,309,607	4,729,693
財産形成給付信託	1,979	1,656
投資信託	12,274,419	12,899,339
金銭信託以外の金銭の信託	155,070	228,667
有価証券の信託	376,746	529,774
金銭債権の信託	430,037	416,893
土地及びその定着物の信託	160,694	159,371
土地の賃借権の信託	4,685	—
土地及びその定着物の賃借権の信託	—	4,697
包括信託	710,720	891,654
合計	30,041,312	34,203,001

## ■業種別貸出状況

(単位：百万円、%)

	平成18年3月末	平成19年3月末
製造業	936 ( 0.54)	758 ( 0.50)
農業	— ( —)	— ( —)
林業	— ( —)	— ( —)
漁業	— ( —)	— ( —)
鉱業	— ( —)	— ( —)
建設業	735 ( 0.42)	585 ( 0.38)
電気・ガス・熱供給・水道業	— ( —)	— ( —)
情報通信業	15 ( 0.00)	10 ( 0.01)
運輸業	471 ( 0.27)	410 ( 0.27)
卸売・小売業	1,747 ( 1.00)	1,265 ( 0.83)
金融・保険業	34,350 ( 19.70)	32,560 ( 21.51)
不動産業	8,386 ( 4.81)	6,730 ( 4.45)
各種サービス業	1,845 ( 1.06)	1,431 ( 0.95)
地方公共団体	— ( —)	— ( —)
その他	125,933 ( 72.20)	107,613 ( 71.10)
合計	174,418 (100.00)	151,362 (100.00)

(注)「その他」には、住宅ローンが含まれております。

## ■有価証券残高の状況

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
国債	2,766,763	3,973,124
地方債	184,994	305,161
短期社債	—	—
社債	800,169	1,014,064
株式	814,349	1,385,995
その他の証券	905,067	1,303,107
合計	5,471,344	7,981,453

## ■元本補てん契約のある信託の運用・受入状況

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
運用状況		
貸出金	174,018	151,062
有価証券	—	—
その他	355,088	366,619
期末運用残高計	529,106	517,681
受入状況		
元本	528,222	516,755
債権償却準備金	528	456
その他	356	469
期末受託残高計	529,106	517,681

(注) 1. 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

## 2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金174,018百万円のうち、破綻先債権額は15百万円、延滞債権額は2,918百万円、3ヵ月以上延滞債権額は104百万円、貸出条件緩和債権額は20,991百万円でありま  
す。また、これらの債権額の合計は24,030百万円であり  
ます。

当連結会計年度末 貸出金151,062百万円のうち、破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は4,288百万円、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円、貸出条件緩和債権額は20,430百万円でありま  
す。また、これらの債権額の合計は24,967百万円であり  
ます。

## ■自己資本比率の状況

こちらの項目につきましては、パーゼルIIコーナー(81ページ)をご覧ください。

## ■ 主要な経営指標等の推移(単体) ■

### ■ 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

決算年月	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
営業収益	13,078	32,566	74,594	317,582	395,828
経常利益	1,787	16,464	56,569	302,129	384,444
当期純利益(△は当期純損失)	△1,153,552	△1,463,902	44,519	299,043	419,123
資本金	720,499	1,288,473	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数(千株)					
普通株式	5,653,589	11,375,069	11,375,110	11,399	11,399
優先株式	1,131,310	9,443,933	9,443,923	9,437	8,825
純資産額	348,362	694,212	738,543	1,017,061	897,518
総資産額	700,952	1,345,960	1,429,428	1,408,841	1,364,041
1株当たり純資産額(円)	△93.99	△162.10	△159.94	△134,655.91	△103,901.93
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)					
普通株式	—(—)	—(—)	—(—)	1,000(—)	1,000
甲種第一回優先株式	—(—)	—(—)	24.75(—)	/ (—)	/
乙種第一回優先株式	—(—)	—(—)	6.36(—)	6,360(—)	6,360
丙種第一回優先株式	—(—)	—(—)	6.80(—)	6,800(—)	6,800
丁種第一回優先株式	—(—)	—(—)	10.00(—)	10,000(—)	10,000
戊種第一回優先株式	—(—)	—(—)	14.38(—)	14,380(—)	14,380
己種第一回優先株式	—(—)	—(—)	18.50(—)	18,500(—)	18,500
第1種第一回優先株式	/	—(—)	1.178(—)	1,188(—)	1,688
第2種第一回優先株式	/	—(—)	1.178(—)	1,188(—)	1,688
第3種第一回優先株式	/	—(—)	1.178(—)	1,188(—)	1,688
第4種優先株式	/	/	/	/	57,918
1株当たり当期純利益(円) (△は1株当たり当期純損失)	△204.73	△156.34	2.15	24,536.53	32,367.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	1.54	13,304.80	20,941.34
自己資本比率(%)	49.7	51.6	51.6	72.1	65.8
自己資本利益率(%)	—	—	—	—	43.7
株価収益率(倍)	—	—	100.0	16.5	9.7
配当性向(%)	—	—	—	4.0	3.0
従業員数(人)	292	228	317	381	427
[外、平均臨時従業員数]	[—]	[—]	[—]	[13]	[17]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用第8号)を適用しております。  
 3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。  
 また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。  
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期純損失が計上されている事業年度については算出しておりません。  
 5. 自己資本利益率は、当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。  
 6. 株価収益率は、当期純損失が計上されている事業年度については、算出しておりません。  
 7. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しておりますが、普通株式に係る配当が無い、1株当たり当期純損失となる事業年度については算出しておりません。  
 8. 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
 9. 当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成15年3月期、平成16年3月期及び平成17年3月期について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりになります。  
(単位：円)

決算年月	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純資産額	△93,998.38	△162,107.29	△159,940.97
1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)	△204,735.06	△156,340.08	2,155.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	1,543.71

# ■ 単体財務諸表 ■

## ■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成18年3月31日)	平成19年3月期 (平成19年3月31日)
<b>&lt;資産の部&gt;</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金*1	99,008	22,567
前払費用	345	347
繰延税金資産	—	115
未収収益	4	9
未収入金*1	3,776	24,213
未収法人税等	63,422	77,950
<b>流動資産合計</b>	<b>166,557</b>	<b>125,202</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産*2</b>		
器具及び備品	18	15
<b>有形固定資産合計</b>	<b>18</b>	<b>15</b>
<b>無形固定資産</b>		
商標権	77	65
ソフトウェア	15	9
<b>無形固定資産合計</b>	<b>92</b>	<b>75</b>
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	1,123,886	1,111,267
関係会社長期貸付金*3	110,000	95,000
繰延税金資産	8,281	32,474
その他	6	5
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,242,173</b>	<b>1,238,747</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,242,284</b>	<b>1,238,838</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,408,841</b>	<b>1,364,041</b>

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成18年3月31日)	平成19年3月期 (平成19年3月31日)
<b>&lt;負債の部&gt;</b>		
<b>流動負債</b>		
関係会社短期借入金	—	80,000
一年以内返済予定長期借入金	—	17,000
未払金*4	347	14,176
未払費用	394	1,188
未払法人税等	13	61
未払消費税等	11	23
その他	14	73
<b>流動負債合計</b>	<b>780</b>	<b>112,523</b>
<b>固定負債</b>		
社債	160,000	210,000
長期借入金*5	131,000	94,000
関係会社長期借入金	100,000	50,000
<b>固定負債合計</b>	<b>391,000</b>	<b>354,000</b>
<b>負債合計</b>	<b>391,780</b>	<b>466,523</b>
<b>&lt;資本の部&gt;</b>		
<b>資本金</b>		
資本金	327,201	—
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	327,201	—
<b>その他資本剰余金</b>		
資本金及び資本準備金減少差益	39,682	—
自己株式処分差益	12	—
<b>資本剰余金合計</b>	<b>366,895</b>	<b>—</b>
<b>利益剰余金</b>		
当期末処分利益	323,543	—
<b>利益剰余金合計</b>	<b>323,543</b>	<b>—</b>
自己株式	△579	—
<b>資本合計</b>	<b>1,017,061</b>	<b>—</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>1,408,841</b>	<b>—</b>
<b>&lt;純資産の部&gt;</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	—	327,201
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	—	327,201
<b>資本剰余金合計</b>	<b>—</b>	<b>327,201</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	—	244,014
<b>利益剰余金合計</b>	<b>—</b>	<b>244,014</b>
自己株式	—	△898
<b>株主資本合計</b>	<b>—</b>	<b>897,518</b>
<b>純資産合計</b>	<b>—</b>	<b>897,518</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>—</b>	<b>1,364,041</b>

## ■損益計算書

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
営業収益	317,582	395,828
関係会社受取配当金	309,067	389,448
関係会社受入手数料	4,662	4,652
関係会社貸付金利息	3,853	1,408
その他	—	320
営業費用	15,504	11,045
支払利息*1	8,644	4,572
社債利息	1,513	1,766
社債発行費償却	435	209
販売費及び一般管理費*2	4,910	4,176
その他	—	320
営業利益	302,078	384,783
営業外収益	173	522
受取利息*3	22	305
受入手数料	144	134
還付加算金	—	70
その他	6	12
営業外費用	122	862
創立費償却	114	—
株式交付費償却	—	852
その他	8	9
経常利益	302,129	384,444
特別損失	15,136	0
関係会社株式評価損	12,048	—
関係会社株式譲渡損	3,087	—
その他	0	0
税引前当期純利益	286,992	384,443
法人税、住民税及び事業税	△3,769	△10,370
法人税等調整額	△8,281	△24,308
当期純利益	299,043	419,123
前期繰越利益	24,499	—
当期末処分利益	323,543	—

## ■利益処分計算書

(単位：百万円)

	平成18年3月期 (取締役会承認日 平成18年5月23日)
(当期末処分利益の処分)	
当期末処分利益	323,543
利益処分量	31,351
乙種第一回優先株式配当金 (1株につき6,360円)	4,324
丙種第一回優先株式配当金 (1株につき6,800円)	816
丁種第一回優先株式配当金 (1株につき10,000円)	1
戊種第一回優先株式配当金 (1株につき14,380円)	3,451
己種第一回優先株式配当金 (1株につき18,500円)	1,480
第1種第一回優先株式配当金 (1株につき1,188円)	3,267
第2種第一回優先株式配当金 (1株につき1,188円)	3,347
第3種第一回優先株式配当金 (1株につき1,188円)	3,267
普通株式配当金 (1株につき1,000円)	11,397
次期繰越利益	292,191
(その他資本剰余金の処分)	
その他資本剰余金	39,694
その他資本剰余金次期繰越額	39,694

## ■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成19年3月期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 その他 繰越利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計				
平成18年3月31日残高	327,201	327,201	39,694	366,895	323,543	△579	1,017,061	1,017,061
事業年度中の変動額								
新株の発行			63,000	63,000			63,000	63,000
剰余金の配当(注)					△31,351		△31,351	△31,351
当期純利益					419,123		419,123	419,123
自己株式の取得						△570,345	△570,345	△570,345
自己株式の処分			4	4		28	32	32
自己株式の消却			△569,998	△569,998		569,998	—	—
利益剰余金による補てん			467,300	467,300	△467,300		—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△39,694	△39,694	△79,528	△319	△119,542	△119,542
平成19年3月31日残高	327,201	327,201	—	327,201	244,014	△898	897,518	897,518

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。



## ■重要な会計方針

(平成19年3月期)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。  
器具及び備品：2年～20年
- (2) 無形固定資産  
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。  
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出時に一括費用処理しております。

### 4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## ■会計方針の変更

(平成19年3月期)

### (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は897,518百万円であり、  
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

### (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第2号 平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる損益への影響はありません。

## ■追加情報

(平成19年3月期)

当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の実質性向上を踏まえて、当事業年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。

## ■注記事項

(平成19年3月期)

### (貸借対照表関係)

- ※1. 関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。  
当座預金 22,567百万円  
未収入金 24,213百万円
- ※2. 有形固定資産の減価償却累計額は46百万円であり、  
※3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。  
※4. 関係会社に対する負債が以下のとおり含まれています。  
未払金 13,824百万円
- ※5. 長期借入金のうち94,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金であります。

### 6. 配当制限

当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

乙種第一回優先株式	1株につき	6,360円
丙種第一回優先株式	1株につき	6,800円
丁種第一回優先株式	1株につき	10,000円
戊種第一回優先株式	1株につき	14,380円
己種第一回優先株式	1株につき	18,500円
第1種第一回優先株式	1株につき	1,688円
第2種第一回優先株式	1株につき	1,688円
第3種第一回優先株式	1株につき	1,688円
第4種第一回優先株式	1株につき	57,918円

### (損益計算書関係)

- ※1. 営業費用のうち関係会社との取引  
支払利息 2,450百万円
- ※2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。  
給料・手当 2,566百万円  
業務委託料 612百万円  
土地建物機械賃借料 269百万円  
減価償却費 24百万円
- ※3. 営業外収益のうち関係会社との取引  
受取利息 305百万円

### (株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	1	0	0	2	(注1)
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	407	407	—	(注2)
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	(注3)
戊種第一回優先株式	—	230	230	—	(注2)
合計	1	639	638	2	

- (注) 1. 端株の買取及び処分によるものであります。  
2. 増加は自己株式の取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。  
3. 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

### (リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額  
取得価額相当額  
車両 13百万円  
減価償却累計額相当額  
車両 7百万円  
年度末残高相当額  
車両 6百万円  
・未経過リース料年度末残高相当額  
1年以内 4百万円  
1年超 4百万円  
合計 8百万円  
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  
支払リース料 4百万円  
減価償却費相当額 3百万円  
支払利息相当額 0百万円  
・減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
・利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引  
・未経過リース料  
1年以内 1百万円  
1年超 1百万円  
合計 1百万円  
リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

### (有価証券関係)

前事業年度(平成18年3月31日現在)及び当事業年度(平成19年3月31日現在)において、子会社及び関連会社株式の時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	790,157百万円
税務上の繰越欠損金	274,342百万円
その他	167百万円
繰延税金資産小計	1,064,668百万円
評価性引当額	△1,032,078百万円
繰延税金資産の純額	32,589百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.63%
(調整)	
受取配当金益金不算入	△41.16%
評価性引当額	△8.32%
その他	△0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△9.02%

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△103,901円93銭
1株当たり当期純利益	32,367円71銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20,941円34銭
(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。	
純資産の部の合計額	897,518百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,081,638百万円
うち優先株式	2,061,972百万円
うち優先配当額	19,665百万円
普通株式に係る期末の純資産額	△1,184,120百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた	11,396千株
期末の普通株式の数	

## 2.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次の通りであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	419,123百万円
普通株主に帰属しない金額	50,236百万円
うち優先株式配当額	19,665百万円
うち配当優先株式に係る消却差額	30,571百万円
普通株式に係る当期純利益	368,886百万円
普通株式の期中平均株式数	11,396千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	18,205百万円
うち優先配当額	18,205百万円
普通株式増加数	7,087千株
うち優先株式	7,087千株

## (重要な後発事象)

## 1. 重要な新株の発行

平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定し、平成19年6月5日に払込完了いたしました。

(1) 募集等の方法	第三者割当
(2) 発行する株式の種類	第9種優先株式
(3) 発行する株式の数	100,000株
(4) 発行価額	1株につき3,500,000円
(5) 発行総額	3,500億円
(6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額	1株につき1,750,000円
(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額	1株につき1,750,000円
(8) 払込期日	平成19年6月5日
(9) 新株の配当起算日	平成19年6月5日

## (10) 資金の使途

財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。

## (11) その他重要な事項

会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行っております。

## 2. 重要な資本の減少

平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日に効力発生いたしました。

## (1) 目的

第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。

## (2) 資本減少の方法

会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少による。

(3) 減少する資本の額	1,750億円
(4) 減少する資本準備金の額	1,750億円
(5) 減少する発行済株式数	なし

(6) 法定公告掲載日	平成19年5月2日
(7) 債権者異議申述最終期日	平成19年6月4日
(8) 効力発生日	平成19年6月5日
(9) その他重要な事項	
同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。	

上記1,2の結果、平成19年6月5日に、発行済株式総数のうち優先株式は8,924,845.861株となり、その他資本剰余金は3,500億円増加いたしました。

## (ご参考)

なお、有価証券報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条1項1号の規定に基づく確認書を、添付しております。

## 資本の状況他

こちらの項目に関しましては、パーゼルIIコーナー(78~114ページ)をご覧ください。

## 組織

### ■従業員の状況 (平成19年3月末)

連結会社における従業員数	合計
従業員数(人)	16,245[15,476]

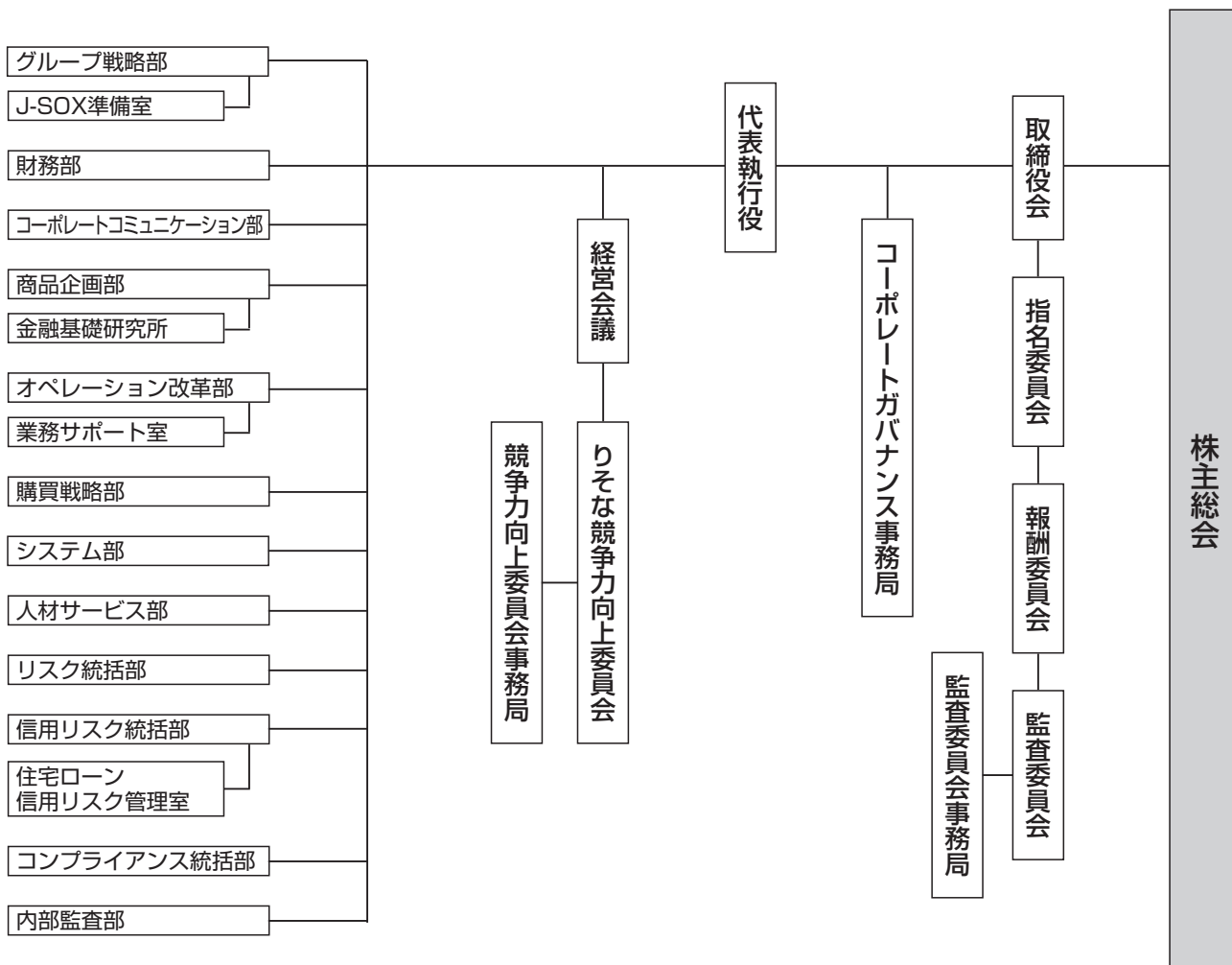
(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,809人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### ■当社の従業員数 (平成19年3月末)

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
427[17]	41.5歳	18.1年	9,270

(注) 1. 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であり、平均勤続年数は各銀行での勤続年数を通算しております。  
なお、嘱託及び臨時従業員は17人です。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
3. 平均年間給与は、平成19年3月末の当社従業員に対して各銀行で支給された年間の給与(時間外手当を含む)の合計額を基に算出しております。  
4. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

### ■組織図 (平成19年7月2日現在)



## ■取締役

(平成19年6月30日現在)

役職名	氏名	委員会	兼職
取締役 兼代表執行役会長	細谷 英二(※1)	指名委員会委員 報酬委員会委員	株式会社りそな銀行 代表取締役会長
取締役 兼代表執行役社長	檜垣 誠司		
取締役	渡辺 拓治	監査委員会委員	
社外取締役	箭内 昇	監査委員会委員長	アローコンサルティング事務所 代表
社外取締役	渡邊 正太郎(※1)	指名委員会委員	株式会社りそな銀行 社外取締役 株式会社伊勢丹 社外取締役
社外取締役	小島 邦夫	報酬委員会委員長	社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 日本証券金融株式会社 取締役相談役 株式会社商船三井 社外取締役 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
社外取締役	飯田 英男	監査委員会委員	弁護士 株式会社エコス 社外監査役 文化シャッター株式会社 社外監査役
社外取締役	奥田 務	報酬委員会委員	株式会社大丸 代表取締役会長 兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
社外取締役	川本 裕子	監査委員会委員	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 マネックス・ビーンズ・ホールディングス 株式会社 社外取締役 イー・モバイル株式会社 社外取締役 株式会社ミレアホールディングス 社外監査役
社外取締役	永井 秀哉(※2)	指名委員会委員長	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋マネジメント学部教授

(注) 箭内昇、渡邊正太郎、小島邦夫、飯田英男、奥田務、川本裕子および永井秀哉の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

(※1) りそな銀行兼務

(※2) 埼玉りそな銀行兼務

## ■執行役

(平成19年6月30日現在)

氏名	担当および委嘱等
水田 廣行(※1)	グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当兼競争力向上委員会事務局担当
川田 憲治(※2)	グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当
桔梗 芳人(※3)	グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当
田中 卓(※4)	グループ戦略部(りそな信託銀行経営管理)担当
中村 重治(※1)	人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当
深井 慎(※1)	システム部担当
田村 泰博(※1)	オペレーション改革部担当兼購買戦略部担当
東 和浩(※1)(※4)	財務部担当
磯野 薫(※3)	リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当兼信用リスク統括部担当
岩田 直樹(※1)(※2)	商品企画部担当
池田 一義	グループ戦略部長兼コーポレートコミュニケーション部担当
野口 正敏	内部監査部長

(※1) りそな銀行兼務

(※2) 埼玉りそな銀行兼務

(※3) 近畿大阪銀行兼務

(※4) りそな信託銀行兼務

## ■ 子会社等の状況 ■

### ■ 連結子会社

(平成19年3月末現在)

名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行 信託	大正7年 5月15日	100.0	—
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	平成14年 8月27日	100.0	—
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区	38,971	銀行	昭和25年 11月24日	100.0	—
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区	10,000	銀行 信託	平成13年 12月10日	100.0	—
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	昭和50年 5月8日	50.9	49.0
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	昭和44年 7月23日	—	100.0
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区	6,397	信用保証	平成7年 3月17日	—	99.9
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリング	昭和53年 10月25日	100.0	—
りそな債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回収	平成12年 10月25日	100.0	—
りそなカード株式会社	東京都中央区	1,000	クレジットカード 信用保証	昭和58年 2月12日	49.9	8.3
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区	4,500	ベンチャーキャピタル	昭和63年 3月29日	49.6	32.6
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区	100	コンサルティング	昭和61年 10月1日	49.7	42.6
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区	80	事務等受託	昭和55年 7月25日	100.0	—
りそな人事サポート株式会社	大阪市中央区	60	人材派遣 福利厚生	昭和62年 10月2日	100.0	—

## ■連結子会社

(平成19年3月末現在)

名称	所在地	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
Daiwa International Finance (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル -	ファイナンス	平成2年 12月28日	-	-
Daiwa PB Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル -	ファイナンス	平成4年 9月11日	-	-
P.T. Bank Resona Perdania	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 285,000	銀行	昭和31年 2月15日	-	43.4
P.T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 25,000	リース	昭和59年 11月7日	-	100.0
TD Consulting Co., Limited	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルティング	平成7年 1月12日	-	49.0
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	平成6年 2月25日	-	100.0
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	平成17年 7月11日	-	100.0

Daiwa International Finance(Cayman)Limited及びDaiwa PB Limitedは、平成19年4月2日に清算登記が完了いたしました。

## ■持分法適用関連会社

(平成19年3月末現在)

名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	信託 銀行	平成12年 6月20日	-	33.3
日本トラスティ情報 システム株式会社	東京都府中市	300	情報処理サービス	昭和63年 11月1日	-	33.3

# りそなホールディングス

# CONTENTS

## パーゼルIIコーナー

はじめに	79
連結の範囲等	80
自己資本	
自己資本の構成	81
自己資本調達手段の概要	83
自己資本の充実度評価	97
リスク管理	
信用リスク	99
信用リスク管理の方針及び手続の概要	99
信用リスク関連データ	101
信用リスク削減手法	106
派生商品取引	107
証券化エクスポージャー	108
オペレーショナル・リスク	111
銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー	113
銀行勘定における金利リスク	114

## はじめに

### ■バーゼルIIとは

1988年7月、バーゼル合意を受けてG10諸国においては国際業務を行う金融機関に対する自己資本比率規制（通称「BIS規制」）が開始されましたが、国際的な見直し機運の高まりを受け、2004年6月、バーゼル銀行監督委員会は新しい自己資本比率規制（以下「バーゼルII」）最終案を公表し、本邦においては2007年3月より実施の運びとなりました。

バーゼルIIは、(1) 信用リスクの精緻な把握、(2) オペレーショナル・リスクへの対応、(3) 「銀行の自己管理と監督上の検証」と「市場規律」の三点によって特徴づけられます。

#### (1) 信用リスクの精緻な把握

旧BIS規制に比べ、バーゼルIIの標準的手法においては、幅広い資産区分が設けられて従来よりも精緻な信用リスクの把握が出来る仕組となっております。また、ファンド・投資信託については構成資産を適切に把握することが求められます。一方、証券化商品については、原資産からのキャッシュ・フローについて最優先の充当順位を確保したり、外部格付の取得を奨励される等、これまでの債務者単位での与信管理をより高度化させ、自己資本への負荷に配慮した取り扱いが不可欠となります。

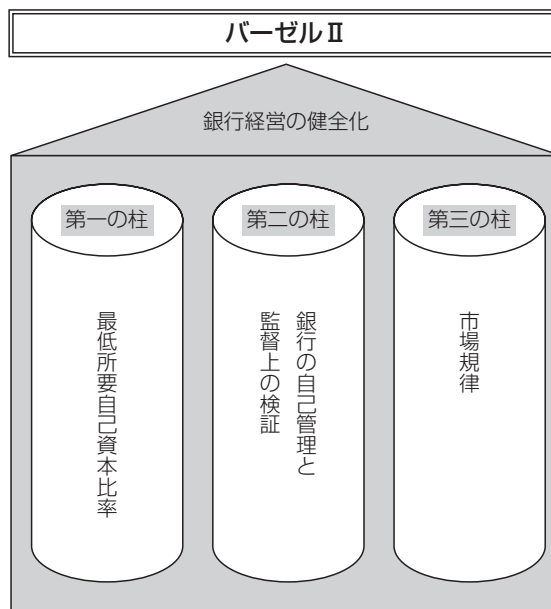
#### (2) オペレーショナル・リスクへの対応

従来のBIS規制では考慮されていなかった事務事故や不正行為等に伴い発生する経済的損失をバーゼルIIにおいては、オペレーショナル・リスクと位置づけ、オペレーショナル・リスク相当額の12.5倍を自己資本比率算出時に分母に組み入れて算出します。

#### (3) 「銀行の自己管理と監督上の検証」と「市場規律」

従来のBIS規制では一定の自己資本比率の維持が至上命題となっておりました。即ち、国際業務を営む銀行は8%以上、国内基準行は4%以上の自己資本比率の確保が唯一求められておりました。これに対して、バーゼルIIにおいては、自己資本比率の算出対象に含まれないリスク——銀行勘定における金利リスク、与信集中リスク、流動性リスク、風評リスク、事業戦略リスク等——についても十分に勘案して必要十分な自己資本を確保することが要請されております。（＝バーゼルIIの「第二の柱」）。更に、銀行が自らの自己資本充実度、リスク管理体制等の有用な情報を遅滞なく正確に開示することにより市場からの評価・信任を受けられるよう、これまで以上に能動的な情報開示の姿勢が強く求められます（＝バーゼルIIの「第三の柱」）。

### 【バーゼルIIの枠組み】



### ■りそなグループにおけるバーゼルIIへの対応

りそなグループでは、「グループ自己資本管理の基本方針」を制定し、①自己資本充実に関する施策の実施、②適切な自己資本充実度の評価、③正確な自己資本比率の算出等に取り組むとともに、リスク管理の更なる高度化を進めております。なお、2007年3月期の自己資本比率の算出では以下の手法を採用しております。

項目	手法
信用リスク・アセットの額	標準的手法
オペレーショナル・リスク相当額	粗利益配分手法
マーケット・リスク相当額	不算入の特例を適用し、算入していません

また、「自己資本管理の基本方針」に定める適切な情報開示に関する方針に基づき、この「バーゼルIIコーナー」を設け開示することといたしました。次頁以降に、自己資本の構成及び充実度評価の方法、主なリスクカテゴリー毎の管理方針・定量的な情報等について掲載しております。情報の利用にあたっては、前頁の目次と合わせて、巻末の索引をご利用いただきますようお願いいたします。

※文中の説明内容・資料等は、2007年3月末時点のものです。



## II 連結の範囲等

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第15条に定める連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

Asahi Servicios e Representacoes Ltda.は連結財務諸表規則第5条第2項の適用により連結の範囲に含めておりませんが、自己資本比率計算上は連結自己資本比率告示第15条の定めにより持株会社グループに含めております。

■持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数…22社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容…以下の通りとなっております。

名称	主な事業の内容
(株)りそな銀行	銀行 信託
(株)埼玉りそな銀行	銀行
(株)近畿大阪銀行	銀行
りそな信託銀行(株)	銀行 信託
りそな保証(株)	信用保証
大和ギャランティ(株)	信用保証
近畿大阪信用保証(株)	信用保証
りそな決済サービス(株)	代金回収代行 ファクタリング
りそな債権回収(株)	債権管理回収
りそなカード(株)	クレジットカード 信用保証
りそなキャピタル(株)	ベンチャーキャピタル
りそな総合研究所(株)	コンサルティング
りそなビジネスサービス(株)	事務等受託
りそな人事サポート(株)	人材派遣 福利厚生
P. T. Bank Resona Perdanania	銀行
P. T. Resona Indonesia Finance	リース
TD Consulting Co., Limited	投資コンサルティング
Asahi Finance (Cayman) Limited	ファイナンス
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	ファイナンス

■連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数…1社

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容…以下の通りとなっております。

名称	主な事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	信託 銀行

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びにこれらのうち主要な会社の名称及び主要な業務の内容

連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数…該当ございません。

■銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数

該当ございません。

■持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等はございません。

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

前述の通り連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はございません。

## 自己資本

### 自己資本の構成

自己資本の構成は、以下の通りでございます。  
 なお、自己資本比率は、平成19年3月31日から「連結自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。平成18年3月31日は、銀行法第52条の25の規定に基

づき、連結自己資本比率の基準を定める件（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧連結自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

#### 連結自己資本比率(第二基準)

(単位：百万円)

項目	平成18年3月31日	平成19年3月31日
資本金	327,201	327,201
うち非累積的永久優先株	(注1) —	—
新株式申込証拠金	—	—
資本剰余金	263,505	223,810
利益剰余金	717,768	917,279
自己株式(△)	579	898
自己株式申込証拠金	—	—
社外流出予定額(△)	—	37,599
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
為替換算調整勘定	△1,946	△1,400
新株予約権	—	—
連結子法人等の少数株主持分	148,616	157,919
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	135,079	135,803
営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	21,728
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
連結調整勘定相当額(△)	28,784	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	12,862
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,425,781	1,551,722
繰延税金資産の控除金額(△)	(注2) —	—
計	(A) 1,425,781	1,551,722
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3)(B) 135,079	135,803
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	48,258	46,809
一般貸倒引当金	149,567	148,770
負債性資本調達手段等	773,356	806,141
うち永久劣後債務	(注4) 460,247	493,045
うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5) 313,109	313,095
計	971,182	1,001,722
うち自己資本への算入額	(C) 971,182	1,001,722
控除項目	(注6)(D) 10,908	37,573
自己資本額	(E) (A)+(C)-(D) 2,386,055	2,515,871
資産(オン・バランス)項目	22,903,450	20,937,751
オフ・バランス取引等項目	1,027,296	1,451,599
信用リスク・アセットの額	(F) 23,930,747	22,389,350
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G) —	1,414,001
(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H) —	113,120
計((F)+(G))	(I) 23,930,747	23,803,352
連結自己資本比率(第二基準) = (E)/(I) × 100(%)	9.97	10.56
(参考)連結基本的項目比率 = (A)/(I) × 100(%)	5.95	6.51
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合 = (B)/(A) × 100(%)	9.47	8.75

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。  
 2. 平成19年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は309,393百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は465,516百万円でございます。  
 3. 連結自己資本比率告示第17条第2項(旧連結自己資本比率告示第13条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)でございます。  
 4. 連結自己資本比率告示第18条第1項第3号(旧連結自己資本比率告示第14条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものでございます。  
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること  
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること  
 5. 連結自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号(旧連結自己資本比率告示第14条第1項第4号及び第5号)に掲げるものでございます。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。  
 6. 連結自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号(旧連結自己資本比率告示第15条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧連結自己資本比率告示第15条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

当社は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、連結自己資本比率の算定に関し、新日本監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律並びに証券取引法第193条の2の規定に基づく会計監査の一部ではございません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

## (※) 優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行（以下同社とする）は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下の通り発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率（第二基準）における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注)1が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注)2への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)3不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注)4が発生した場合 (2) 直前に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1. 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2. 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式

3. 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。）の合計額を控除したものである。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4. 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

## 〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下の通りです。

### ■株式等の状況

#### 1. 株式の総数等

##### (1) 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
乙種優先株式	680,000
丙種優先株式	120,000
丁種優先株式	120
戊種優先株式	240,000
己種優先株式	80,000
第1種優先株式	2,750,000
第2種優先株式	2,817,808
第3種優先株式	2,750,000
第4種優先株式	100,000
第5種優先株式	100,000
第6種優先株式	100,000
第7種優先株式	100,000
第8種優先株式	100,000
第9種優先株式	100,000
計	83,037,928

##### (2) 発行済株式

種類	発行数(株)	提出日現在発行数(株) <sup>(注1)</sup> (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	11,399,335.917	同左	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
乙種第一回優先株式	272,202	同左	—	(注2)
丙種第一回優先株式	120,000	同左	—	(注3)
丁種第一回優先株式	60	同左	—	(注4)
戊種第一回優先株式	9,576	同左	—	(注5)
己種第一回優先株式	80,000	同左	—	(注6)
第1種第一回優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注7)
第2種第一回優先株式	2,817,807.861	同左	—	議決権あり(注8)
第3種第一回優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注9)
第4種優先株式	25,200	同左	—	(注10)
第9種優先株式	—	100,000	—	(注11)
計	20,224,181.778	20,324,181,778	—	—

(注) 1.「提出日現在発行数」とは、有価証券報告書提出日現在の事であり、平成19年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への引換に係る株式数は、含まれておりません。  
2.乙種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。

##### (1) 乙種優先配当金

###### ①乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次の通り乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6,360円とする。

###### ②非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

###### ③非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

###### ④乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

##### (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

##### (3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

## (4) 取得請求権

## ① 取得を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

## ② 引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は2,034株とする。

## ③ 引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日（以下修正日という）に、下記算式により計算される引換比率（以下修正後引換比率という）に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後引換比率} = \frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

## ④ 引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

## (5) 取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額（600,000円）を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額（600,000円）を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

## (6) 株主との合意による優先株式の取得

乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

## (7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

## (8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

## 3. 丙種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。

## (1) 丙種優先配当金

## ① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次の通り丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先株式配当金の額は、丙種優先株式1株につき6,800円とする。

## ② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## ③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

## ④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分

の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

## (2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

## (3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

## (4) 取得請求権

## ① 取得を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

## ② 引換価額

引換価額は338,400円とする。

## ③ 引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

## ④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

## (5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額（500,000円）を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額（500,000円）を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。

## (6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

## (7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

## (8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

## 4. 丁種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。

## (1) 丁種優先配当金

## ① 丁種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、次の通り丁種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丁種優先中間配当金を支払ったときは、当該丁種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丁種優先株式配当金の額は、丁種優先株式1株につき10,000円とする。

## ② 非累積条項

ある事業年度において、丁種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丁種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## ③ 非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金の額を超えて剰余金の配当

を行わない。

④丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき丁種優先配当金の額の2分の1を上限として、丁種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000,000円を支払う。丁種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成19年7月31日（日本時間）までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②引換価額

引換価額は496,300円とする。

③引換価額の修正

引換価額は、平成18年10月1日までの毎年10月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後引換価額が修正前引換価額を上回る場合は、修正前引換価額をもって修正後引換価額とし、また、計算の結果修正後引換価額が496,300円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

④引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)取得条項

平成19年7月31日までに引換請求のなかった丁種優先株式は、平成19年8月1日をもって、丁種優先株式1株の払込金相当額（2,000,000円）を平成19年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、500,000円を下回るときは、丁種優先株式1株の払込金相当額（2,000,000円）を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6)株主との合意による優先株式の取得

丁種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をすときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7)議決権条項

丁種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丁種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丁種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において丁種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丁種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丁種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8)新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丁種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丁種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5.戊種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。

(1)戊種優先配当金

①戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次の通り戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先株式配当金の額は、戊種優先株式1株につき14,380円とする。

②非累積条項

ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②引換価額

引換価額は359,700円とする。

③引換価額の修正

引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)取得条項

平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6)株主との合意による優先株式の取得

戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をすときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7)議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8)新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6.己種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。

(1)己種優先配当金

①己種優先配当金

- 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次の通り己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
- 己種優先株式配当金の額は、己種優先株式1株につき18,500円とする。
- ②非累積条項  
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③非参加条項  
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④己種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権  
①取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ②引換価額  
引換価額は359,700円とする。
- ③引換価額の修正  
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ④引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を359,800円で除して得られる数の普通株式とする。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株引受権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを

- 受ける権利を与えない。
7. 第1種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。
- (1) 第1種優先配当金  
①第1種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次の通り第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
- 第1種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。
- 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記計算により計算される年率とする。
- 配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%
- 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
- ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円LIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日を行う。
- ②非累積条項  
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③非参加条項  
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④第1種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権  
①取得を請求し得べき期間  
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ②引換価額  
引換価額は348,100円とする。
- ③引換価額の修正  
当初引換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が28,000円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ④引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株引受権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを

てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

8.第2種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。

(1)第2種優先配当金

①第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、配当金支払の直前事業年度について下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円LIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

②非累積条項  
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項  
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第2種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

②引換価額

当初引換価額は、平成20年7月1日（以下取得開始期日という）現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が20,000円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

③引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)株主との合意による優先株式の取得

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定

をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6)議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7)新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

9.第3種第一回優先株式の内容は次の通りでございます。

(1)第3種優先配当金

①第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、配当金支払の直前事業年度について下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円LIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

②非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

②引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日（以下取得開始期日という）現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

③引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、そ



の10円の位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

10. 第4種優先株式の内容は次の通りでございます。

(1) 第4種優先配当金

① 第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970% (払込金額2,500,000円に対し99,250円) とする。ただし、平成19年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成20年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し57,918円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額 (第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数 (初日および取得日を含む) で日割計算した額をい)、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする) を加算した額を金銭にて支払う。第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の最終の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで

議決権を有する。

11. 第9種優先株式の内容は次の通りでございます。

(1) 第9種優先配当金

① 第9種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第9種優先株式配当金の額は、第9種優先株式1株につき32,550円とする。ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額3,500,000円に対し26,769円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第9種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき3,500,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期 (各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう (以下同じ) の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含む) が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含む) が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格 (下記 (5) ③に定義する) が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a) 当社が存続会社とならない合併、(b) 当社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当社の会社分割、または (c) 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為 (以下あわせて「非存続的再編」という) が行われる場合、当社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日 (または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または証券取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日) から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知する

ものとする。当該非存続的再編が当会社の株主総会において否決された場合、当社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当社またはその子会社以外の者（特別の法律に基づいて設立された法人を除く）が、証券取引法に基づき、その者の当会社についての株券等保有割合（証券取引法に定義される意味を有する）が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合に、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

#### (5) 取得条項

##### ①第9種優先株式の全部または一部の取得

当社は、(a) 当該取得を行った後において当社が十分な自己資本比率を維持することができるものと見込まれる場合、または (b) 当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

##### ②取得事由

イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日（ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という）が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という）が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知（以下「取得通知」という）を発送する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当社は、当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額（下記（6）③により強制引換価額が調整される場合には、下記（6）③に準じて調整する）に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ. に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

##### ③取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記（6）に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得バリエーションから払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。

「強制取得バリエーション」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記（6）に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日（ただし、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日（これらの日をあわせて以下「計算除外日」という）を除く）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記（6）③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記（6）③に準じて調整される。「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー

(Bloomberg L.P.) が当該取引日において提示する8308ジェイティイー・エクイティ・エークユーアール (8308 JT Equity AQR) の画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス）に表示された価格をいい、当該画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス）に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

#### (6) 引換価額および強制引換価額

##### ①当初引換価額および当初強制引換価額

当初の引換価額および強制引換価額（本（6）において、あわせて以下単に「引換価額」という）は、次のとおりとする。

当初引換価額（332,465円）＝基準価格（289,100円）×1.15

基準価格は、平成19年4月26日に始まる連続する30取引日（ただし、計算除外日を除く）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記③に準じて調整される。

##### ②引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日（以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という）に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（計算除外日を除く）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。

「下限引換価額」は、基準価格に0.3を乗じて得た額（86,730円）とする（ただし、下記③により調整する）。

##### ③引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

#### (7) 株主との合意による優先株式の取得

第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

#### (8) 議決権条項

第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

## 2. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年7月9日(注1)	6	6,766,266	—	720,000	—	731,417
平成14年8月15日(注1)	15	6,766,281	—	720,000	—	731,417
平成14年9月24日(注1)	90	6,766,372	—	720,000	—	731,417
平成15年1月28日(注1)	27	6,766,399	—	720,000	—	731,417
平成15年3月29日(注2)	18,500	6,784,899	499	720,499	499	731,916
平成15年6月27日(注3)	—	6,784,899	—	720,499	△731,916	—
平成15年8月7日(注4)	14,018,546	20,803,446	980,000	1,700,499	829,829	829,829
平成15年8月12日(注5)	—	20,803,446	△412,025	1,288,473	—	829,829
平成15年9月25日(注1)	6	20,803,452	—	1,288,473	—	829,829
平成15年11月17日(注1)	284	20,803,737	—	1,288,473	—	829,829
平成16年1月8日(注6)	15,000	20,818,737	—	1,288,473	—	829,829
平成16年2月25日(注1)	266	20,819,003	—	1,288,473	—	829,829
平成16年5月24日(注3)	—	20,819,003	—	1,288,473	△502,627	327,201
平成16年7月6日(注1)	30	20,819,034	—	1,288,473	—	327,201
平成16年8月10日(注5)	—	20,819,034	△961,272	327,201	—	327,201
平成17年8月2日(注7)	△20,798,214	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年9月16日(注1)	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年12月12日(注1)	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成18年3月27日(注6)	17	20,837	—	327,201	—	327,201
平成18年8月31日(注8)	25	20,862	31,500	358,701	31,500	358,701
平成18年8月31日(注9)	—	20,862	△31,500	327,201	△31,500	327,201
平成19年1月26日(注10)	△638	20,224	—	327,201	—	327,201
平均19年2月16日(注11)	0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年3月30日(注12)	△0	20,224	—	327,201	—	327,201

- (注) 1. 丁種第一回優先株式の普通株式への転換  
2. 有償 第三者割当(普通株式18,500千株) 発行価格54円、資本組入額27円  
3. 未処理損失への充当  
4. 株式会社りそな銀行との株式交換  
(発行株式数)  
普通株式 5,700,739千株  
第1種第一回優先株式 2,750,000千株  
第2種第一回優先株式 2,817,807千株  
第3種第一回優先株式 2,750,000千株  
5. 旧商法第375条第1項の規定に基づく資本金取崩しによる、繰越損失の填補及びその他資本剰余金への振り替え  
6. 甲種第一回優先株式の普通株式への転換  
7. 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じております。  
8. 有償 第三者割当(第4種優先株式25千株) 発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円  
9. 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第4種優先株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え  
10. 自己株式(乙種第一回優先株式407,798株、戊種第一回優先株式230,424株)の消却  
11. 丁種第一回優先株式に係る取得請求権の行使による普通株式の発行  
12. 自己株式(丁種第一回優先株式)の消却  
13. 平成19年6月5日に第9種優先株式を発行したことにより、発行済株式残高が100千株増加し、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ175,000百万円増加しましたが、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行ったことにより、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ175,000百万円減少しております。

### 3. 所有者別状況

#### (1) 普通株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	11	174	120	12,010	516	2	272,460	285,293	—
所有株式数(株)	1,261	1,287,056	240,139	6,836,665	1,243,191	9	1,769,838	11,378,159	21,176,917
所有株式数の割合(%)	0.01	11.31	2.11	60.09	10.93	0.00	15.55	100.00	—

(注) 1.上記「個人その他」及び「端株の状況」の中には、自己名義の株式がそれぞれ2,820株及び0.330株含まれております。  
2.上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が988株含まれております。

#### (2) 乙種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	272,202	—	—	—	272,202	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### (3) 丙種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	120,000	—	—	—	120,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### (4) 丁種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	—	60	—	—	60	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100.0	—	—	100.00	—

#### (5) 戊種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	9,576	—	—	—	9,576	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### (6) 己種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7)第1種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(8)第2種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	2,817,807	—	—	—	2,817,807	0.861
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(9)第3種第一回優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(10)第4種優先株式

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(株)	—	25,200	—	—	—	—	—	25,200	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

## 4. 大株主の状況

## (1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,648,239.000	49.54
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	341,688.660	2.99
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ツ イーアイエ スジー(常任代理人 三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	170,959.000	1.49
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	125,217.900	1.09
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	99,692.250	0.87
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	85,954.000	0.75
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.250	0.69
アールビーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト ロンドン クラ イアント アカウツ(常任代理人 ス タンドアードチャータード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE (東京都千代田区永田町2丁目11番1号)	75,479.000	0.66
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,501.000	0.61
ユービーエス エージー ロンドン アカ ウツ アイピービー ノン セグ アカウ ツ(常任代理人 シティバンク エヌ・ エイ銀行)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	62,255.000	0.54
計	—	6,759,035.060	59.29

(注) 1.上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次の通りでございます。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	341,688.660株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	125,217.900株
資産管理サービス信託銀行株式会社	85,954.000株

2.預金保険機構ほか3名から平成19年1月30日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成19年1月26日現在で当社株式5,726,008株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合50.23%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成19年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

## (2) 乙種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	272,202	100.00
計	—	272,202	100.00

## (3) 丙種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	120,000	100.00
計	—	120,000	100.00

## (4) 丁種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エイビー・インターナショナル・ケイマン・ トラスト アクティング スルー イッ ツ トラスティ キーンズゲイト・バ ンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミ テッド (常任代理人 株式会社りそな銀行)	Ugland House, South Church St., Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. England (東京都千代田区大手町1丁目1番2号)	60	100.00
計	—	60	100.00

## (5) 戊種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	9,576	100.00
計	—	9,576	100.00

## (6) 己種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

## (7) 第1種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

## (8) 第2種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807.861	100.00
計	—	2,817,807.861	100.00

## (9) 第3種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

## (10) 第4種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社しんきん信託銀行	東京都中央区京橋2丁目14番1号	25,200	100.00
計	—	25,200	100.00

## 5. 議決権の状況

### (1) 発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 272,202	—	各種類の株式の内容は「■株式等の状況」の「1.株式の総数等」に記載しております。
	丙種第一回優先株式 120,000		
	丁種第一回優先株式 60		
	戊種第一回優先株式 9,576		
	己種第一回優先株式 80,000		
	第4種優先株式 25,200		
	議決権制限株式(自己株式等)		
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,820	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,375,339	普通株式 11,375,339	各種類の株式の内容は「■株式等の状況」の「1.株式の総数等」に記載しております。 (注)1 (注)2
	第1種第一回優先株式 2,750,000	第1種第一回優先株式 2,750,000	
	第2種第一回優先株式 2,817,807	第2種第一回優先株式 2,817,807	
	第3種第一回優先株式 2,750,000	第3種第一回優先株式 2,750,000	
端株	普通株式 21,176.917	—	(注)3
	第2種第一回優先株式 0.861		
発行済株式総数	20,224,181.778	—	—
総株主の議決権	—	19,693,146	—

- (注) 1.上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式988株(議決権988個)が含まれております。  
 2.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各行が実質的に所有していない株式がそれぞれ6株(議決権6個)及び5株(議決権5個)ございます。  
 なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。  
 3.上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0,330株が含まれております。

### (2) 自己株式等

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	2,820	—	2,820	0.02
計	—	2,820	—	2,820	0.02

- (注) 1.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、各行が実質的に所有していない株式がそれぞれ6株(議決権6個)及び5株(議決権5個)ございます。  
 なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。  
 2.「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数でございます。



## ■優先出資証券の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
優先出資証券	135,803	—
計	135,803	—

## ■劣後債務の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
永久劣後債務	493,045	—
劣後特約付借入金	81,000	—
劣後特約付社債	412,045	—
期限付劣後債務	330,095	—
劣後特約付借入金	86,000	平成19年4月～ 平成29年3月
劣後特約付社債	244,095	平成25年3月～ 平成28年9月
計	823,141	—

## 〈自己資本の充実度評価〉

### ■当社の自己資本管理態勢

当社では、健全かつ安定的な業務運営を継続していくうえで、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、「グループ自己資本管理の基本方針」に則り、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っております。

具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が各々の役割を担い、かつ有機的に連携を図る組織体制を構築しており、各担当部署が、自己資本比率計画及びリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度評価、必要に応じた対応策の実施などの「動的」プロセスによる能動的な管理を行い、また経営陣へのタイムリーな報告を実施しております。

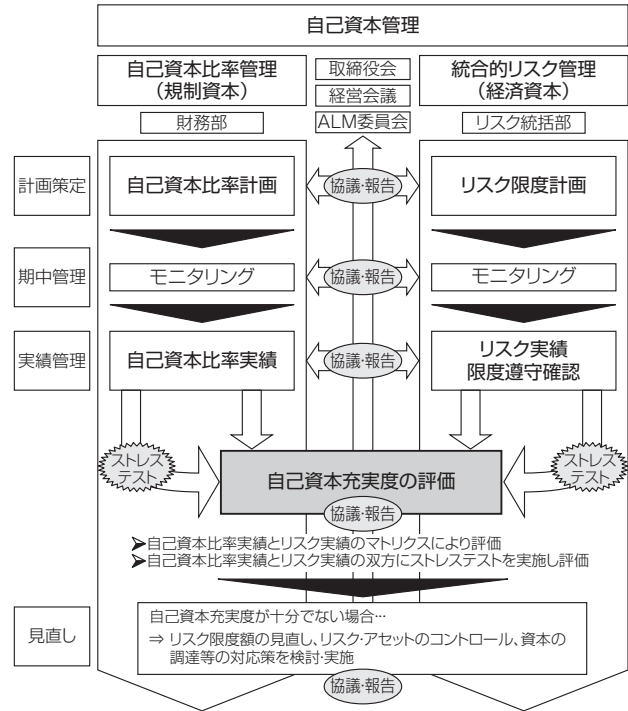
### ■自己資本充実度の評価方法

当社では、「自己資本充実度」について、バーゼルⅡ規制上の自己資本比率管理、及び統合的リスク管理の二つの側面から評価しております。

また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとしてストレステストによる影響度や、バーゼルⅡにおける自己資本比率算定に含まれない主たるリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）を考慮することにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しております。

なお、当社の平成19年3月期については、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準が確保されております。

### 【自己資本充実度の評価サイクル】



### ■総所要自己資本額、自己資本比率、基本的項目比率(連結)

(単位：百万円)

	所要自己資本の額
(1)信用リスクに対する所要自己資本の額	947,966
標準的手法が適用されるポートフォリオ	912,620
証券化エクスポージャー	35,346
(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	56,560
粗利益配分手法	56,560
(3)連結総所要自己資本額((1)+(2))	1,004,526
(4)連結自己資本比率	10.56%
(5)連結基本的項目比率	6.51%

■信用リスクに対する所要自己資本の額(オン・バランス項目の内訳)(連結)

(単位:百万円)

	(参考) 連結自己資本比率 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本 の額
1.現金	0	—
2.我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	—
3.外国の中央政府及び 中央銀行向け	0~100	748
4.国際決済銀行等向け	0	—
5.我が国の地方公共団体向け	0	—
6.外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20~100	100
7.国際開発銀行向け	0~100	5
8.我が国の政府関係機関向け	10~20	2,596
9.地方三公社向け	20	367
10.金融機関及び証券会社向け	20~100	23,912
11.法人等向け	20~100	370,372
12.中小企業等向け及び個人向け	75	99,251
13.抵当権付住宅ローン	35	99,664
14.不動産取得等事業向け	100	123,277
15.三月以上延滞等	50~150	8,979
16.取立未済手形	20	2
17.信用保証協会等による保証付 株式会社産業再生機構による 保証付	10	4,937
18.出資等	100	41,059
19.上記以外	100	54,961
21.証券化(オリジネーターの 場合)	20~100	1,530
22.証券化(オリジネーター以外の 場合)	20~350	6,119
23.(所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	—	437
24.自己資本控除	—	50,435
計	—	889,270

(注) 所要自己資本の額は以下の算式にて算出しております。  
(信用リスク・アセットの額 × 4%) + 自己資本控除額

■信用リスクに対する所要自己資本の額(オフ・バランス項目の内訳)(連結)

(単位:百万円)

	(参考) 連結自己資本 比率告示 で定める 掛目(%)	所要自己資本 の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は 自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメ ント	20	2,897
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	323
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補て ん信託契約)	50	1,074
5. NIF又はRUF	50 <75>	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	6,112
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—
8. 信用供与に直接的に代替する 偶発債務 (うち借入金保証)	100	30,027
(うち有価証券保証)	100	21,788
(うち手形引受)	100	85
(うち経過措置を適用しない 元本補てん信託契約)	100	—
(うちクレジット・デリバティブの プロテクション提供)	100	4,294
9. 買戻条件付資産売却又は 求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は 求償権付資産売却等(控除前)	100	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式 又は部分払込債券 有価証券の貸付、現金若しくは有価 証券による担保の提供又は有価証券 の買戻条件付売却若しくは売戻条件 付購入	100	45
11. 派生商品取引	100	2
(1) 外為関連取引	—	15,811
(2) 金利関連取引	—	14,071
(3) 金関連取引	—	4,761
(4) 株式関連取引	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)	—	3,021
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格	—	—
15. 流動性補完及び適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンス	0~100	—
上記以外のオフ・バランスの証券化 エクスポージャー	100	2,405
17. 自己資本控除	—	—
計	—	58,696

(注) 所要自己資本の額は以下の算式にて算出しております。  
(信用リスク・アセットの額 × 4%) + 自己資本控除額

## ■ リスク管理 ■

### 〈信用リスク〉

#### 信用リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、信用リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、「グループリスク管理方針」を定め、これに基づいて信用リスク管理に係る体制面の整備並びに手続の制定を行っております。

#### ■信用リスク管理に関する組織・体制

当社では、信用リスク管理のための組織・体制を以下の通りとしております。

##### 取締役会

グループリスク管理方針の他、グループ各銀行が準拠すべき「グループ・クレジット・ポリシー」、「資産の自己査定基準」、「償却・引当基準」等、信用リスク管理上の重要事項を決定します。信用リスク管理部署を設置し、所管事項を定めるとともに、必要な知識・経験を有する執行役等を配置し、業務遂行に必要な分掌を付与します。また、信用リスクの状況等の報告を受け、信用リスク管理の執行状況を監督します。

##### 経営会議

グループリスク管理方針及び具体的な管理方法を定めるグループリスク管理規程の制定・改廃を協議します。信用リスク及びその管理の状況等について、報告事項を適切に設定した上で当該事項について報告を受け、問題・対応等を協議します。また、信用リスク管理関連部署へ必要な知識・経験を有する適正規模の人員を配置し、業務遂行に必要な権限を付与するよう協議します。

##### 信用リスク管理部署

信用リスク管理部署である信用リスク統括部は、グループ各社等から信用リスク関連その他の情報を収集し、当社グループの信用リスク管理に関する統括及びそれらに関する企画立案を行います。また、適宜信用リスク関連情報等を、グループの統一的なリスク管理、各種リスク管理の統括を行うリスク統括部に提供し、信用リスク管理上の問題が認められる場合、必要に応じてリスク統括部と連携し、グループ各社あるいは当社関係部署に対応を求め等、適切な施策を講じます。

#### ■信用リスク管理手続の概要

##### 1. 信用リスクの特定及び評価

信用リスクを的確に評価・計測するため、与信先ごとに原則として信用格付を付与し、少なくとも年1回以上定期的な見直しを実施するとともに、延滞の発生や業績の悪化等信用状況の悪化が認められた場合には適時・的確に見直しを実施しております。さらに、与信ポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するため、エクスポージャーや信用コスト（平均貸倒損失額）のほか、信用VaR（バリュアットリスク）等の統計的手法も活用しております。

##### 〈信用格付制度〉

・当社グループの傘下銀行では、与信先の信用リスクを財務内容等により客観的に評価し、一定のルールに基づいて12区分のランク付けを行っております。

##### 【信用格付の体系】

記号		意味(債務者区分)
SA	正常先	超優良
A		優良
B		良好
C		水準以上
D		水準
E		水準比劣位
F	要注意先	要注意先Ⅰ
G		要注意先Ⅱ
H		要管理先
I	破綻懸念先	
J	実質破綻先	
K	破綻先	

・信用格付は債務者の信用リスクの程度を表していることから、個別与信案件の審査における判断基準のひとつとして重要な役割を果たしております。

・債務者区分の判定は信用格付に基づいて行われ、償却・引当は自己査定結果に基づき見積もられることから、信用格付は自己査定及び償却・引当の基礎的な指標として極めて重要な位置付けにございます。

・格付ランクごとの倒産確率に基づき信用コストを算出し、個別収益管理に反映させることで、信用リスクに見合った収益の確保を図っております。

##### 2. 信用リスクのモニタリング

与信先の信用リスクの状況については、約定返済の履行状況や業績・財務状況、定性面等により適切にモニタリングを行い、特に大口与信先の信用リスクの状況については、当社の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行っております。

与信ポートフォリオの信用リスクの状況については、格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、区分別のエクスポージャー・信用コスト・信用VaR等により、信用リスクの増減や与信集中リスク及びリスク・リターン等の状況等を分析・把握しております。

##### 3. 信用リスクのコントロール及び削減

与信案件の取上げにあたっては、与信先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行っております。

特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社の経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジット・シーリング）を設定するなどの方法により厳格な管理を行っております。

信用状況が悪化するなど問題債権として管理が必要と認められる与信先については、必要な財務上の手当てを行うとともに、損失の発生を最小限にとどめるためにすみやかに事業再生や回収などに取組んでおります。

### ■償却・引当の基準

当社グループの傘下銀行では、「償却・引当基準」を定め、自己査定結果に基づいて以下の通り償却・引当を実施しております。

- ・正常先に対する債権に係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しております。
- ・要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分（要管理先は3年分）の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しております。
- ・破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権額から担保の処分可能額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を個別貸倒引当金として計上しております。
- ・実質破綻先及び破綻先に対する債権については、債権金額から担保及び保証による回収見込額を控除した残額を個別債権毎に償却するか、個別貸倒引当金を計上しております。

### 【自己査定と償却・引当の概要】

債務者区分	分類	償却・引当
正常先	I (非)	予想損失率に基づき引当を実施
要注意先	II	予想損失率に基づき引当を実施(注)
要管理先		
破綻懸念先	III	保全不足部分について必要額を引当(注)
実質破綻先	IV	保全不足部分について償却または引当を実施
破綻先		

(注) 一部大口先については、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による引当を実施しております。

### ■標準的手法が適用されるポートフォリオに適用する格付

#### 1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当社では、リスク・ウェイトの判定にあたり、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5社を使用しております。尚、これらの格付機関は平成19年3月31日現在、金融庁が指定している、パーゼルIIにおける「適格格付機関」です。

#### 2. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

当社では、下記の相手先・エクスポージャーごとに使用する格付機関を次の通り定めております。

いずれの場合も、適格格付機関の格付が二以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときには、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイト（最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイト）を用いております。

相手先・エクスポージャーの種類	使用する格付機関
中央政府・中央銀行	株式会社 格付投資情報センター (R&I)
国際決済銀行等	株式会社 日本格付研究所 (JCR)
本邦地方公共団体	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
外国の中央政府等以外の公共部門	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
国際開発銀行	フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
本邦政府関係機関	同上
地方三公社	同上
金融機関	株式会社 格付投資情報センター (R&I)
証券会社	株式会社 日本格付研究所 (JCR)
ファンド(複数の資産を裏付けとする資産)	同上
証券化商品	同上
ストラクチャードファイナンス	株式会社 格付投資情報センター (R&I)
上記以外	株式会社 日本格付研究所 (JCR)

## 信用リスク関連データ

## ■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(連結)

(単位：百万円、%)

	期末残高
貸出金・外国為替等	31,533,919 (75.9)
有価証券	7,345,034 (17.7)
オフ・バランス取引	1,989,722 (4.8)
派生商品取引	700,542 (1.7)
計	41,537,961 (100.0)

(注) ( ) 内の計数は、構成比率を記載しております。

「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、特定取引資産／商品有価証券、金銭の信託、貸出金、外国為替  
 「貸出金・外国為替等」「有価証券」は、りそな銀行(連結)、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行(連結)及びりそな信託銀行の該当計数を単純合算しております。

「オフ・バランス取引」には支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金を与信相当額へ引直した値(CCF勘案後)にて表記しております。

「計」にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めて表示しており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致していません。

## ■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(地域別)・内、三月以上延滞債権(連結)

(単位：百万円、%)

	計	貸出金・外国為替等	有価証券	オフ・バランス取引	派生商品取引	
国内	残高	41,530,401 (100.0)	31,529,312 (100.0)	7,345,034 (100.0)	1,986,838 (99.9)	700,473 (100.0)
	三月以上延滞	243,277 (99.8)	182,158 (99.7)	26,106 (100.0)	27,207 (100.0)	238 (100.0)
海外	残高	7,558 (0.0)	4,607 (0.0)	— (—)	2,883 (0.1)	68 (0.0)
	三月以上延滞	582 (0.2)	582 (0.3)	— (—)	— (—)	— (—)
計	残高	41,537,961 (100.0)	31,533,919 (100.0)	7,345,034 (100.0)	1,989,722 (100.0)	700,542 (100.0)
	三月以上延滞	243,859 (100.0)	182,740 (100.0)	26,106 (100.0)	27,207 (100.0)	238 (100.0)

(注) ( ) 内の計数は、構成比率を記載しております。

「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、特定取引資産／商品有価証券、金銭の信託、貸出金、外国為替

「貸出金・外国為替等」「有価証券」は、りそな銀行(連結)、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行(連結)及びりそな信託銀行の該当計数を単純合算しております。

「オフ・バランス取引」には支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金を与信相当額へ引直した値(CCF勘案後)にて表記しております。

「計」にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めて表示しており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致していません。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(業種別)・内、三月以上延滞債権(連結)

(単位:百万円、%)

		計		貸出金・ 外国為替等		有価証券		オフ・バランス 取引		派生商品取引	
事業法人・個人等	製造業	残高	3,604,865 (8.7)	2,930,023 (9.3)	448,411 (6.1)	140,072 (7.0)	86,294 (12.3)				
		三月以上延滞	22,157 (9.1)	21,658 (11.9)	278 (1.1)	13 (0.0)	149 (62.6)				
	農業	残高	94,452 (0.2)	93,279 (0.3)	501 (0.0)	618 (0.0)	43 (0.0)				
		三月以上延滞	380 (0.2)	370 (0.2)	— (—)	— (—)	— (—)				
	林業	残高	4,512 (0.0)	4,462 (0.0)	50 (0.0)	— (—)	— (—)				
		三月以上延滞	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
	漁業	残高	11,238 (0.0)	8,581 (0.0)	878 (0.0)	1,763 (0.1)	6 (0.0)				
		三月以上延滞	10 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
	鉱業	残高	27,072 (0.1)	23,635 (0.1)	2,555 (0.0)	727 (0.0)	155 (0.0)				
		三月以上延滞	16 (0.0)	16 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)				
	建設業	残高	1,057,445 (2.5)	924,476 (2.9)	86,264 (1.2)	43,929 (2.2)	2,742 (0.4)				
		三月以上延滞	4,521 (1.9)	4,497 (2.5)	0 (0.0)	— (—)	1 (0.4)				
	卸売・小売業	残高	3,293,008 (7.9)	2,827,214 (9.0)	227,313 (3.1)	65,229 (3.3)	172,280 (24.6)				
		三月以上延滞	15,389 (6.3)	14,145 (7.7)	708 (2.7)	216 (0.8)	54 (22.7)				
	金融・保険業	残高	1,130,330 (2.7)	627,707 (2.0)	4,622 (0.1)	376,763 (18.9)	121,230 (17.3)				
		三月以上延滞	296 (0.1)	96 (0.1)	— (—)	197 (0.7)	— (—)				
	不動産業	残高	3,614,695 (8.7)	3,454,835 (11.0)	88,035 (1.2)	62,553 (3.1)	9,143 (1.3)				
		三月以上延滞	17,269 (7.1)	17,035 (9.3)	0 (0.0)	133 (0.5)	— (—)				
	運輸業	残高	673,333 (1.6)	577,913 (1.8)	58,649 (0.8)	29,088 (1.5)	7,669 (1.1)				
		三月以上延滞	1,347 (0.6)	1,232 (0.7)	100 (0.4)	— (—)	— (—)				
情報通信業	残高	324,527 (0.8)	273,944 (0.9)	30,857 (0.4)	15,672 (0.8)	4,045 (0.6)					
	三月以上延滞	1,350 (0.6)	1,330 (0.7)	0 (0.0)	10 (0.0)	0 (0.0)					
電気・ガス・ 熱供給・水道業	残高	106,275 (0.3)	78,767 (0.2)	24,510 (0.3)	2,676 (0.1)	322 (0.0)					
	三月以上延滞	12 (0.0)	12 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)					
各種サービス業	残高	2,767,947 (6.7)	2,577,783 (8.2)	95,318 (1.3)	79,111 (4.0)	15,525 (2.2)					
	三月以上延滞	24,815 (10.2)	23,799 (13.0)	250 (1.0)	621 (2.3)	32 (13.4)					
個人	残高	10,726,704 (25.8)	10,636,575 (33.7)	217 (0.0)	89,858 (4.5)	11 (0.0)					
	三月以上延滞	69,989 (28.7)	64,624 (35.4)	— (—)	5,322 (19.6)	— (—)					
その他	残高	43,588 (0.1)	— (—)	24,256 (0.3)	4,708 (0.2)	— (—)					
	三月以上延滞	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
	残高	27,480,043 (66.2)	25,039,207 (79.4)	1,092,448 (14.9)	912,781 (45.9)	419,474 (59.9)					
	三月以上延滞	157,557 (64.6)	148,820 (81.4)	1,336 (5.1)	6,515 (23.9)	238 (100.0)					
金融機関・証券会社	残高	4,284,120 (10.3)	3,731,670 (11.8)	219,515 (3.0)	25,733 (1.3)	281,020 (40.1)					
	三月以上延滞	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	残高	7,964,466 (19.2)	1,996,998 (6.3)	4,968,706 (67.6)	880,724 (44.3)	46 (0.0)					
	三月以上延滞	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
外国の中央政府・ 中央銀行等	残高	132,541 (0.3)	18,405 (0.1)	114,117 (1.6)	— (—)	— (—)					
	三月以上延滞	7 (0.0)	7 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)					
その他	残高	1,676,769 (4.0)	747,633 (2.4)	950,244 (12.9)	170,481 (8.6)	— (—)					
	三月以上延滞	86,294 (35.4)	33,912 (18.6)	24,769 (94.9)	20,691 (76.1)	— (—)					
計	残高	41,537,961 (100.0)	31,533,919 (100.0)	7,345,034 (100.0)	1,989,722 (100.0)	700,542 (100.0)					
	三月以上延滞	243,859 (100.0)	182,740 (100.0)	26,106 (100.0)	27,207 (100.0)	238 (100.0)					

(注) ( ) 内の計数は、構成比率を記載しております。

「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、特定取引資産／商品有価証券、金銭の信託、貸出金、外国為替

「貸出金・外国為替等」有価証券は、りそな銀行(連結)、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行(連結)及びりそな信託銀行の該当計数を単純合算しております。

「オフ・バランス取引」には支払承諾勘定見返、コミットメント、信託勘定貸出金を与信相当額へ引直した値(CCF勘定後)にて表記しております。

「その他」のうち、「有価証券」には、投資信託・出資金・拠出金が含まれております。

「金融機関・証券会社」には、連結自己資本比率告示第41条で定められた「金融機関向けエクスポージャー」及び同第42条で定められた「証券会社向けエクスポージャー」を計上しており、「金融・保険業」にはそれに該当しない金融・保険業を計上しております。

「計」にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めて表示しており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致しておりません。

## ■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(残存期間別)(連結)

(単位: 百万円、%)

残存期間	計		貸出金・外国為替等		有価証券		オフ・バランス取引		派生商品取引	
	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)
1年以下	10,211,631	(24.6)	6,617,138	(21.0)	2,942,344	(40.1)	608,168	(30.6)	42,519	(6.1)
1年超3年以下	3,552,094	(8.6)	2,568,948	(8.1)	714,465	(9.7)	129,185	(6.5)	139,496	(19.9)
3年超5年以下	3,483,373	(8.4)	2,619,042	(8.3)	655,190	(8.9)	37,326	(1.9)	171,816	(24.5)
5年超7年以下	1,628,140	(3.9)	1,351,791	(4.3)	89,872	(1.2)	40,479	(2.0)	145,998	(20.8)
7年超	15,447,344	(37.2)	13,649,377	(43.3)	1,455,975	(19.8)	141,284	(7.1)	200,708	(28.7)
期間の定めのないもの	7,215,355	(17.4)	4,727,617	(15.0)	1,487,185	(20.2)	1,033,273	(51.9)	—	(—)
計	41,537,961	(100.0)	31,533,919	(100.0)	7,345,034	(100.0)	1,989,722	(100.0)	700,542	(100.0)

(注) ( ) 内の計数は、構成比率を記載しております。

「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、特定取引資産/商品有価証券、金銭の信託、貸出金、外国為替

「貸出金・外国為替等」「有価証券」は、りそな銀行(連結)、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行(連結)及びりそな信託銀行の該当計数を単純合算しております。

「オフ・バランス取引」には支払承諾勘定見返、コミットメント、信託勘定貸出金と与信相当額へ引直した値(CCF勘定後)にて表記しております。

「計」にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めて表示しており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致していません。

## ■一般貸倒引当金(連結)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
計	354,112	350,714	1,926	352,185	350,714

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替等によるものでございます。

尚、地域別、業種別の区分は行っていません。

## ■個別貸倒引当金(地域別)(連結)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
国内	184,279	192,380	68,447	115,831	192,380
海外	—	—	—	—	—
計	184,279	192,380	68,447	115,831	192,380

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替等によるものでございます。

## ■特定海外債権引当金勘定(地域別)(連結)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
国内	62	42	—	62	42
海外	—	—	—	—	—
計	62	42	—	62	42

(注) 特定海外債権引当金勘定の当期減少額の「その他」は、洗替等によるものでございます。



■個別貸倒引当金(業種別)(連結)

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
事業法人・個人等	製造業	27,385	28,380	7,036	20,348	28,380
	農業	1,070	510	826	243	510
	林業	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—
	鉱業	—	1,407	—	—	1,407
	建設業	5,855	7,922	1,167	4,687	7,922
	卸売・小売業	32,098	38,566	8,637	24,460	38,566
	金融・保険業	1,726	641	1,027	697	641
	不動産業	24,952	18,997	5,323	19,629	18,997
	運輸業	8,092	9,173	810	7,281	9,173
	情報通信業	5,057	4,066	3,933	1,123	4,066
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	—	—	2	—
	各種サービス業	28,439	36,836	5,324	23,114	36,836
	個人	9,910	12,082	1,637	8,273	12,082
	その他	3	4	3	0	4
		144,605	158,593	35,731	108,872	158,593
	金融機関・証券会社	—	—	—	—	—
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	464	457	—	464	457	
外国の中央政府・中央銀行等	6	5	—	6	5	
その他	39,204	33,322	32,715	6,494	33,322	
計	184,279	192,380	68,447	115,831	192,380	

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替等によるものでございます。

「金融機関・証券会社」には、連結自己資本比率告示第41条で定められた「金融機関向けエクスポージャー」及び同第42条で定められた「証券会社向けエクスポージャー」を計上しており、「金融・保険業」にはそれに該当しない金融・保険業を計上しております。

■特定海外債権引当金勘定(業種別)(連結)

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
事業法人・個人等	製造業	8	7	—	8	7
	農業	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—
	運輸業	—	—	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	—	—	3	—
	各種サービス業	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
		12	7	—	12	7
	金融機関・証券会社	5	4	—	5	4
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	—	—	—	—	—	
外国の中央政府・中央銀行等	44	30	—	44	30	
その他	—	—	—	—	—	
計	62	42	—	62	42	

(注) 特定海外債権引当金勘定の当期減少額の「その他」は、洗替等によるものでございます。

「金融機関・証券会社」には、連結自己資本比率告示第41条で定められた「金融機関向けエクスポージャー」及び同第42条で定められた「証券会社向けエクスポージャー」を計上しており、「金融・保険業」にはそれに該当しない金融・保険業を計上しております。

■貸出金償却額(業種別)(連結)

(単位：百万円、%)

事業法人・個人等	製造業	5,629 (14.7)
	農業	60 (0.2)
	林業	— (—)
	漁業	— (—)
	鉱業	△14 (△0.0)
	建設業	1,741 (4.5)
	卸売・小売業	11,859 (31.0)
	金融・保険業	△187 (△0.5)
	不動産業	692 (1.8)
	運輸業	881 (2.3)
	情報通信業	3,927 (10.3)
	電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)
	各種サービス業	6,042 (15.8)
	個人	1,931 (5.0)
その他	14 (0.0)	
	32,952 (86.1)	
金融機関・証券会社	2 (0.0)	
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	— (—)	
外国の中央政府・中央銀行等	— (—)	
その他	5,323 (13.9)	
計	38,287 (100.0)	

(注) ( ) 内の計数は、構成比率を記載しております。

「金融機関・証券会社」には、連結自己資本比率告示第41条で定められた「金融機関向けエクスポージャー」及び同42条で定められた「証券会社向けエクスポージャー」を計上しており、「金融・保険業」にはそれに該当しない金融・保険業を計上しております。

■リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー(連結)

(単位：百万円)

	格付有り	格付無し
0%	115,301	8,032,559
10%	—	1,820,510
20%	3,146,844	56,525
35%	—	7,140,514
50%	680,554	55,241
75%	—	3,379,029
100%	745,297	14,874,898
150%	—	142,085
350%	—	—
その他	—	—
自己資本控除	—	25,236
計	4,687,997	35,526,601

(注) 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。

## 〈信用リスク削減手法〉

当社グループでは、自己資本比率の算出において、連結自己資本比率告示の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当社グループが抱える信用リスクを軽減するための手法であり、適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺、保証並びにクレジット・デリバティブが該当します。

### ■主な担保の種類

主要な担保の種類は以下の通りでございます。

- 1.現金及び自行預金
- 2.我が国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等
- 3.上記2.以外の上場株式を発行する会社の株式等

### ■担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保目的物については、質権設定または譲渡担保の方法により担保権を維持しており、担保物の保管手続並びに残高管理方法を定める等、適時の実行に必要な措置を講じております。また、時価が変動する担保については、保全状況を適切に把握するため、定期的に評価額の見直しを実施しております。

### ■貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

銀行取引約定書等の相殺適状の特約の条項を有する契約に基づき、相殺契約下にある貸出金と非担保の自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額としております。

なお、貸出金と自行預金との通貨又は期日が異なる場合には、連結自己資本比率告示で定められた方法により相殺額の調整を行っております。

### ■保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主要な保証人は、被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、銀行、証券会社です。

なお、クレジット・デリバティブの残高はございません。

### ■派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

相対ネットリングを行うに当たっては、法的有効性について、基本契約書（派生商品取引：「ISDAマスター契約」、レボ形式の取引：日証協雛型「債券貸借取引に関する基本契約書」）は使用開始当初、個別の契約については締結の都度必要に応じて弁護士等に確認の上、コンプライアンスチェックを実施して担保しております。対象となる取引の種類・範囲については、以下の通りでございます。

種類：金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、FRA、株式オプション、為替フォワード、通貨オプション、レボ形式の取引

範囲：トレーディング、バンキング勘定

### ■信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中は特にございませ

### ■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円、%)

	期末残高	
現金	19,471	(1.7)
預金	502,892	(44.1)
外貨預金	5,434	(0.5)
株式	153,877	(13.5)
合同金銭信託	1,721	(0.2)
保証	455,204	(40.0)
計	1,138,601	(100.0)

(注) ( ) 内の計数は、構成比率を記載しております。

上記計数は、適格金融資産担保、保証について集計しております。

## 〈派生商品取引〉

当社グループでは、派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について、以下の通りとしております。

### ■信用供与枠及びリスク資本の割当方法に関する方針

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、貸出金等の与信取引と合算して審査管理を行うこととしており、信用リスク管理にかかる原理・原則や行動規範等を定めた「クレジットポリシー」に則り適切な与信判断を行い信用供与枠を設定しております。貸出金等と異なり、リスク管理上の残高が市場動向により変動するため、実行後の与信残高は、時価と将来リスクを考慮した方法（カレント・エクスポージャー方式）により定期的に管理しております。なお、金融機関等との市場性取引においては、当該金融機関の信用格付と自己資本額等をもとに、クレジットラインを設定しております。

また、派生商品に係るリスク資本の割当については、信用リスク及び市場リスクに対するリスク資本割当の中に含めております。

### ■担保による保全及び引当金の算定に関する方針

貸出金等の与信取引と合わせて信用供与枠や保全状況等の管理を行っており、また「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき引当金の算定を行っております。

### ■自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

デリバティブ担保契約に基づく市場関連取引について、当社では、担保の差入れにあたり差入総額に限度を設け、管理する態勢を整備しております。当社の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合や市場環境・取引の状況等により限度枠を超過したり、超過することが予想されたりする場合には、相手先との取引見直しや、当該商品への取組方針見直しを行うこととしております。

### ■派生商品取引の実績(連結)

(単位：百万円)

	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額
金利関連取引					
金利スワップ	21,390,061	18,198	76,217	121,449	197,666
金利オプション	111,122	767	776	518	1,295
小計	21,501,184	18,966	76,993	121,967	198,961
通貨関連取引					
通貨スワップ	3,656,750	53,718	83,770	228,140	311,910
通貨オプション	1,630,292	40,040	40,040	58,009	98,049
先物為替予約	1,268,424	43,618	49,318	42,300	91,620
小計	6,555,467	137,377	173,129	328,450	501,580
小計(ネットイング勘案前)	28,056,651	156,343	250,122	450,418	700,541
一括清算ネットイング契約による与信相当額削除効果					137,492
担保による与信相当額削減効果(下記4.)					19,471
合計(ネットイング後)					543,578

(注) 1. 与信相当額の算出にあたっては、連結自己資本比率告示の規定に従い、下記の取り扱いとしております。

(1) 原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。

(2) 与信相当額は、個々の派生商品取引に時価評価して算出した「グロスの再構築コスト（零を下回らないものに限る）」に残存期間に応じた相場変動リスク「グロスのアドオン」を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。

2. クレジット・デリバティブについては平成19年3月末現在、取り扱いがございません。

3. ルックスルーによるファンドの構成資産である株式派生商品取引及びクレジット・デリバティブ取引に係る額は計上しておりません。

4. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下の通りでございます。尚、担保の種類は全て現金担保でございます。

差入	3,296百万円
受取	22,768百万円
受取-差入	19,471百万円

## 〈証券化エクスポージャー〉

証券化とは、一般的には「経済主体の有する資産を切り離して、それを裏付けとした証券を発行する金融技術」と言われており、証券化取引の特徴としては①信用リスクが、原資産の譲渡人となる企業の信用力ではなく、当該原資産のパフォーマンスに依存すること、および②異なる信用リスク度合いを反映する二つ以上の

階層構造があることでございます。当グループにおける証券化エクスポージャーの取扱いは下表の通りでございます。当グループではこれらに対し、適切なリスク管理、会計処理などを行っております。

### ■持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー(連結)

(単位：百万円)

	<input type="checkbox"/> 原資産の合計額	201,381
	うち資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	201,381
	うち合成型証券化取引に係る原資産の額	—
(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳	<input type="checkbox"/> 主な原資産の種類別の内訳	
	一般貸出債権	3,423
	住宅ローン債権	100,035
	アパート・マンションローン債権	83,100
	その他	14,821
	<input type="checkbox"/> 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	1,011
	<input type="checkbox"/> 主な原資産の種類別の内訳	
	一般貸出債権	—
	住宅ローン債権	737
	アパート・マンションローン債権	—
	その他	274
(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳	<input type="checkbox"/> 原資産を構成するエクスポージャーのうち、当期の損失額	—
	<input type="checkbox"/> 主な原資産の種類別の内訳	
	一般貸出債権	—
	住宅ローン債権	—
	その他	—
(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	<input type="checkbox"/> 保有する証券化エクスポージャーの額	45,299
	<input type="checkbox"/> 主な原資産の種類別の内訳	
	一般貸出債権	323
	住宅ローン債権	17,854
	アパート・マンションローン債権	23,409
	その他	3,712
(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	<input type="checkbox"/> 適切な数のリスク・ウェイト(RW)	
	RW 20%	—
	RW 50%	2,600
	RW100%	—
	その他	36,932
	自己資本控除	5,767
	<input type="checkbox"/> 所要自己資本の額	9,702
(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	<input type="checkbox"/> 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	12,862
	<input type="checkbox"/> 主な原資産の種類別の内訳	
	一般貸出債権	—
	住宅ローン債権	6,401
	アパート・マンションローン債権	6,460
	その他	—
(6)連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	<input type="checkbox"/> 自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	5,767
	<input type="checkbox"/> 主な原資産の種類別の額	
	一般貸出債権	323
	住宅ローン債権	5,358
	アパート・マンションローン債権	—
	その他	85
(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて	<input type="checkbox"/> 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	—
(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略	<input type="checkbox"/> 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略	—
	<input type="checkbox"/> 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額	—
(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	<input type="checkbox"/> 主な原資産の種類別の内訳	
	一般貸出債権	—
	住宅ローン債権	—
	その他	—
(10)連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	<input type="checkbox"/> 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	97,062

(注) 当社では合成資産型証券化取引に該当するものはございません。  
 所要自己資本の額については、右の算式にて算出しております。：リスク・アセット×4%+自己資本控除

■持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャー(連結)

(単位：百万円)

	□証券化エクスポージャーの合計額	438,061
	□主な原資産の種類別の内訳	
(1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	一般貸出債権	36,400
	住宅ローン債権	259,665
	アパート・マンションローン債権	18,234
	クレジットカード債権	13,944
	リース料債権	9,427
	消費者ローン債権	22,756
	オートローン債権	4,340
	手形債権	26,116
	診療報酬債権	700
	その他	46,476
	□適切な数のリスク・ウェイト(RW)	
(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	RW 0%	700
	RW 20%	302,088
	RW 50%	61,837
	RW100%	41,368
	RW350%	272
	その他	12,268
	自己資本控除	19,525
	□所要自己資本の額	25,644
	□自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額	19,525
	□主な原資産の種類別の額	
(3)連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	一般貸出債権	—
	住宅ローン債権	—
	手形債権	7,234
	その他	12,291
(4)連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	□連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	27,350

(注) 所要自己資本の額については、右の算式にて算出しております。：リスク・アセット×4%+自己資本控除

■証券化エクスポージャーに係るリスク管理について

グループ各銀行は、有価証券投資として、住宅ローン債権等を原資産として発行・流通している証券化商品の取引を行っております。また、バランスシート上の資産に係る信用リスクや金利リスクをコントロールする手段として証券化取引を活用しております。証券化商品の保有に際しては、適格格付機関による信用格付に基づいた取得基準、リスクを抑制し分散するための保有限度の設定などのリスク管理ルールを定めて、その遵守状況モニタリングや個別商品毎の原資産の内容やスキーム等の妥当性評価などリスク管理部による牽制機能を確保する体制としております。また、グループ各銀行が保有する資産の適切なコントロールやお客様が保有する売掛債権・手形債権等の証券化ニーズへの対応に際しては、各種関係法令・規制を遵守し、リスク移転の効果、取引スキームの妥当性や証券化の対象となる債権等の信用力評価などを行う体制とするとともに、お客様へのソリューションの提供として信用補完の役割等を担っております。上記の通り、当グループでは、証券化取引に内在するリスクは、信用リスク、金利リスク、リーガルリスクなど多岐に跨ることを十分に認識し、適正にリスクの計測等を行い経営陣に報告する体制としております。

■証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット額算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にあたり、連結自己資本比率告示における「標準的手法」を用いてその額を算出しております。

■証券化取引に関する会計方針

当グループの証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等に従っております。

このうち当社が投資家となる証券化取引については、当該金融資産の時価評価により資産計上する一方、当社がオリジネーターとなる証券化取引については、次の通り会計処理を行っております。当該金融資産を構成する、将来のキャッシュの流入、回収コスト、信用リスク、期限前償還リスク等の各々の財務構成要素について、以下の要件がすべて満たされることをもって、支配の移転を認め消滅を認識し、留保する財務構成要素は存続を認識しております。

- 要件
- 1.譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
  - 2.譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を、直接又は間接に通常の方法で享受できること
  - 3.譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

消滅の認識要件を満たした場合には、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理し、消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産の帳簿価額を按分して計算しております。

また、金融資産の消滅に伴って新たな金融資産又は金融負債が発生した場合には、当該金融資産又は金融負債は時価により計上しております。

なお、信託又は組合等の特別目的会社を用いた証券化取引において、譲渡人である当社が特別目的会社の発行する証券等の全部又は一部を保有する場合は、当該部分を残存部分として取り扱い、金融資産の消滅の認識をしておりません。

## ■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループは、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出において、以下に掲載する格付機関を「適格格付機関」として使用しております。なお、これらの適格格付機関は、平成19年3月31日現在で金融庁が指定しているバーゼルⅡにおける「適格格付機関」と同一です。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

## 〈オペレーショナル・リスク〉

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要  
 オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により損失が発生するリスクのことであり、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等を含む全ての業務・商品・サービスに係るリスクなどの幅広いリスクを含んでおります。りそなグループでは、オ

ペレーショナル・リスクを管理するにあたり、リスクカテゴリー毎に顕在化したリスク及び内在するリスクの特定・評価、把握を行い、経営に重大な影響を与える事故の発生回避やお客様への不利益を排除する観点から再発防止や未然防止などを適切に遂行し、オペレーショナル・リスクの管理・削減に努めております。

### 【当グループにおけるオペレーショナル・リスクの定義と漏れの無い管理体制】

バーゼルⅡの損失分類 (国内告示より損失の例示抜粋)	具体的事例 (内外の事例より想定)	当社グループのリスク分類	当社における役割分担
内部の不正 役員による詐欺、財産の横領、規制・法令・内規の回避を意図した行為による損失	顧客預金の横領、会社資産の着服、意図的な権限外取引、改ざん 等	事務リスク 不正 事務過誤 ・事務過誤、事務委託先の事故	コンプライアンス統括部がリスク管理部として管理  リスク統括部がリスク管理部として管理
注文等の執行送達及びプロセス管理 取引相手や仕入先との関係から生じる損失、取引処理・プロセス管理失敗による損失	事務ミス、報告書の誤り、書類の紛失、期日管理の看過		
顧客、商品及び取引慣行 顧客に対する過失による義務違反(受託者責任、適合性等)、商品の性質・設計から生ずる損失	説明義務違反、強要販売、信託義務違反、未許可商品販売、不適切な業界慣行	法務・コンプライアンスリスク	コンプライアンス統括部がリスク管理部として管理
事業活動の中断及びシステム障害 事業活動の中断又はシステム障害による損失	システムの障害、ハッキング・ウイルス感染 等  災害・停電による業務中断	システムリスク ・システム障害・不備、セキュリティ侵害	システム部がリスク管理部として管理
外部からの不正 第三者による詐欺、横領、脱法を意図した行為による損失	盗難通帳・偽造カード 等  強盗・盗難  顧客への詐欺	その他のオペレーショナルリスク 災害  外部犯罪 ・商品・サービスを悪用した犯罪 ・強盗・窃盗・暴力行為 ・顧客等への当社を騙る詐欺	リスク統括部がリスク管理部として管理
有形資産に対する損傷 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失	自然災害、テロによる資産の損失、設備故障等による補償等		
労務慣行及び職場の安全 雇用・健康関係の法令・協定に違反した行為、労働災害又は差別行為による損失	残業未払いによる訴訟、労災認定後の補償、セクハラ等の和解金 等	設備等の瑕疵  人事・労務管理	

### 【当グループにおけるオペレーショナル・リスクの特定・評価、モニタリング、管理・削減の枠組】

	リスクの特定・評価	リスクの把握	リスクの管理及び削減	
顕在化したリスク	<b>【オペレーショナル・リスク全般】</b> ・定義に合致する収集・評価基準の明確化、周知徹底と漏れの無い収集  <b>【事務リスク】</b> 内部不正、事務過誤の発生状況  <b>【システムリスク】</b> システム障害、ウイルス感染発生状況  <b>【法務・コンプライアンスリスク】</b> 訴訟や不適切な事案発生状況  <b>【その他のオペレーショナル・リスク】</b> 災害、外部犯罪等の発生状況	<b>【オペレーショナル・リスク全般】</b> ・リスク顕在化状況を把握し、リスク特性を踏まえた傾向、背景にある根本原因の有無を含めての分析  <b>【事務リスク】</b> 傾向の多角的分析、原因把握  <b>【システムリスク】</b> 状況の多角的分析、原因把握  <b>【法務・コンプライアンスリスク】</b> 訴訟や不適切な事案の分析  <b>【その他のオペレーショナル・リスク】</b> 発生事案の分析、根本原因把握	<b>【オペレーショナル・リスク全般】</b> ・傾向、背景にある体制上の問題の有無を踏まえた、実効性の高い再発防止策の策定・実施  <b>【事務リスク】</b> 業務プロセス改善、業績評価へ反映等  <b>【システムリスク】</b> 業務継続・復旧策、原因に応じた対応策  <b>【法務・コンプライアンスリスク】</b> 分析に基づく再発防止策策定  <b>【その他のオペレーショナル・リスク】</b> 設備・手続強化、人員再配置等	再発防止
	内在するリスク	<b>【オペレーショナル・リスク全般】</b> ・客観的に評価する基準・手法の策定 ・定期的な内在リスクの特定・評価  <b>【事務リスク】</b> 不備発生状況、臨店実地調査等  <b>【システムリスク】</b> システムリスク評価、キャパシティ把握等  <b>【法務・コンプライアンスリスク】</b> コンプライアンス・プログラム等  <b>【その他のオペレーショナル・リスク】</b> 設備・手続面整備状況等	<b>【オペレーショナル・リスク全般】</b> ・リスクの状況を把握するための指標を設定・モニタリングし、リスク顕在時の影響や統制状況の変化を把握  <b>【事務リスク】</b> 発生状況モニタリング、事務リスクチェック  <b>【システムリスク】</b> 問題点検出、キャパシティ把握等  <b>【法務・コンプライアンスリスク】</b> コンプライアンス・チェック、各種検証結果把握  <b>【その他のオペレーショナル・リスク】</b> 設備・手続面整備状況把握等	<b>【オペレーショナル・リスク全般】</b> ・顕在化時の経済的影響等を総合的に判断の上、管理強化など実効性の高い未然防止策を策定  <b>【事務リスク】</b> 事務手続き、業務プロセス改善等  <b>【システムリスク】</b> 業務継続・復旧策、原因に応じた対応策  <b>【法務・コンプライアンスリスク】</b> コンプライアンス・プログラムへ防止策組込等  <b>【その他のオペレーショナル・リスク】</b> セキュリティー強化、設備改善等



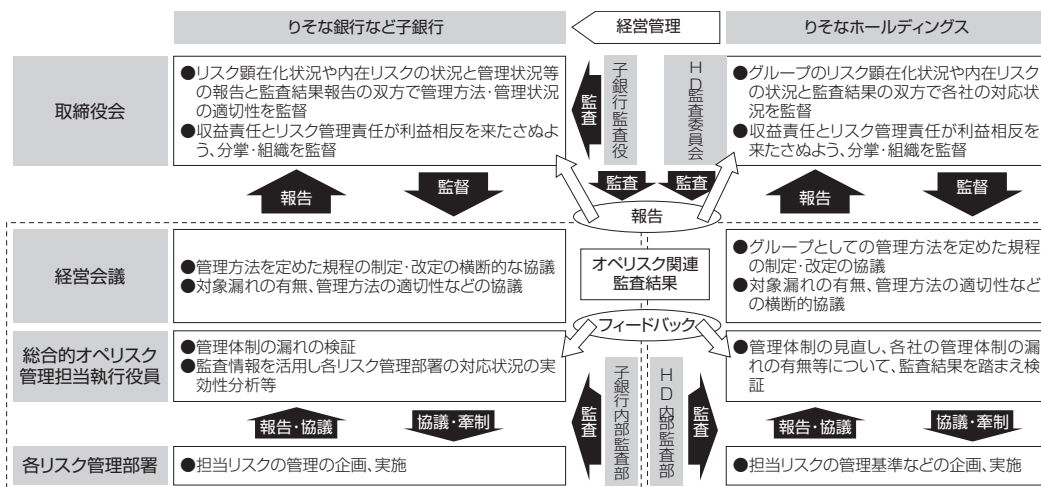
また、オペレーショナル・リスクが顕在化した場合における経営への影響度について、統計的手法を用いて計測するなど、適切なリスク管理を行っております。

当社は、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行うとともに、グループ各銀行のオペレーショナル・リスクの状況をモニタリングし、経営陣に

報告しております。

また、当社及びグループ各銀行では、オペレーショナル・リスク管理における取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナル・リスク管理部署、各リスク管理部署、並びに内部監査部門等の役割を定め相互の連携及び牽制が適切に機能する体制を整備しております。

【オペレーショナル・リスク管理体制の概要】



■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社グループでは直近3年間の粗利益<sup>(注1)</sup>に基づいた粗利益配分手法<sup>(注2)</sup>により、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行っております。

(注) 1.粗利益は連結自己資本比率告示第282条、第283条第1項の粗利益を指し、決算上の業務粗利益とは異なるものです。  
2.粗利益配分手法による計算は、連結自己資本比率告示及び銀行法、銀行法施行令、銀行法施行規則等の法令諸規則に則って行っております。

## 〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

りそなグループでは、銀行勘定において純投資目的で保有するファンド等への出資や政策投資目的で保有する株式等については、事前の個別案件毎の審査等を通じた銘柄の厳選化に努めるとともに、過度なリスクテイクを抑制するため、あらかじめ一定水準のポジション枠を設定するとともに、フロントオフィスから独立したミドルオフィスがポートフォリオベースの価格変動リスクを計測する等の管理を行っております。尚、株式等の価格変動リスクの計測については、バリュー・アット・リスク (VaR) により行っており、信頼区間99%、保有期間125営業日としております。また、その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っております。

当社は、グループ各銀行の同取引に関連するリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行っております。また、グループ各銀行の同取引に係るリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しております。

なお、有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式について、移動平均法による原価法により行っております。

### ■貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	連結
上場株式その他これに類する出資・株式等エクスポージャー	1,096,314
上記以外の出資・株式等エクスポージャー	419,010
計	1,515,324

### ■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	連結
売却益	126,196
売却損(△)	27,345
償却(△)	8,596
計	90,255

(注) ルックスルーしたファンドの構成資産である出資・株式等エクスポージャーに係る損益は含めておりません。

### ■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	連結
評価損益	463,807

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
該当ございません。

## 〈銀行勘定における金利リスク〉

当グループの銀行勘定における金利リスクに関して、内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減額は以下の通りでございます。

### ■市場リスクの状況

りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行のVaR計数の単純合算値は以下の通りです。

(近畿大阪銀行、りそな信託銀行はバンキング取引のみ)

VaRの状況[平成18年4月～平成19年3月] (単位：億円)

	19年3月末	最大値	最小値	平均値
トレーディング	6.6	11.9	1.4	6.2
バンキング	1,338	1,418	733	1,063

(注) トレーディング：保有期間10営業日、信頼区間片側99%  
バンキング：保有期間20営業日、信頼区間片側99%、政策保有株を除く

### ■アウトライヤー基準

パーゼルIIでは、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオの下で発生する経済価値の減少額が広義の自己資本(Tier1+Tier2)の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに該当する場合には、リスク量の削減等の対応を求められる場合がございます。

当グループのりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行の各銀行における銀行勘定取引の当該計数は以下の通りであり、アウトライヤー基準に抵触しない結果となっております。

アウトライヤー基準算出結果 [平成19年3月末基準]

(単位：億円、%)

	経済価値の減少額	自己資本に対する割合
りそな銀行	1,375	7.8
埼玉りそな銀行	358	9.1
近畿大阪銀行	107	6.0
りそな信託銀行	0	0.2

(注) アウトライヤー基準における経済価値の減少額算出方法  
・金利シナリオは、観測期間5年、保有期間1年で観測される金利変動の99パーセンタイル値(金利の上昇)を使用。

### ■リスク管理の方針及び手続の概要

りそなグループでは、銀行勘定における金利リスクに関し、金利動向、経済環境を踏まえ、収益の安定化・極大化を図るべく、リスク配分を行うとともに、デリバティブ取引についてはリスクヘッジを主体に行うことを基本とし、適切な管理を行っております。具体的には、トレーディング取引リスクや投資株式価格変動リスク等と同様に、各傘下銀行において、過度なリスクテイクを抑制するため、リスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、フロントオフィスから独立したミドルオフィスが、金利リスク等を原則日次でモニタリングし、リスク限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しております。また、その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っております。

また、通常のリスク計測に加え、市場急変時の影響額を計るため、定期的にストレステストを実施し、その影響額について、モニタリングを実施しております。

### ■持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手段の概要

当グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- 保有期間：20営業日
- 信頼区間：片側99%
- 観測期間：各傘下の銀行の算出基準による
- リスク計測手法：りそな銀行及び埼玉りそな銀行は、ヒストリカル・シミュレーション法、近畿大阪銀行は分散・共分散法
- 金利リスク計測上の主な前提条件：

りそな銀行及び埼玉りそな銀行では、期限前返済のある住宅ローン等につき、ローン実行からの経過期間等と過去の繰上げ返済実績との関係を分析し、将来のキャッシュフローを予測した上で、金利リスクを計測しております。

また、満期のない流動性預金については、長期間滞留し、市場金利と追従しない部分(所謂、コア預金)について、最長5年、平均2.5年の満期として、認識しております。

### りそなホールディングス ディスクロージャー誌 2007

本誌は銀行法第52条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 平成19年7月

株式会社りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部  
(大阪本社)

〒540-8608 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 電話 (06) 6268-7400

(東京本社)

〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目1番2号 電話 (03) 3287-2131

ホームページアドレス <http://www.resona-gr.co.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。